

補装具・日常生活用具給付等

ガイドブック



財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)

第1章 障害者自立支援法

1 障害者自立支援法の概要	2
1-1 障害者自立支援法制定の背景	2
1-2 障害者自立支援法施行経過	2
1-3 障害者自立支援法による自立支援システム	3
1-4 市町村の役割	4
1-5 障害者自立支援法利用者負担	5
1-6 利用者負担額の上限額（障害福祉サービス）	5
参考資料1 障害者自立支援法（一部抜粋第77条及び第76条）	6
参考資料2 障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について	7

第2章 補装具

1 補装具支給制度の概要	12
1-1 補装具支給の仕組み	12
1-2 補装具の定義	12
1-3 公費負担	12
2 補装具費支給事務の流れ	13
2-1 償還払いの場合	13
2-2 代理受領の場合	14
2-3 費用の額の基準と消費税の関係	15
2-4 補装具費支給の留意事項	16
3 義肢	18
3-1 義肢の基礎知識	18
3-2 殻構造義肢の費用算定方法	19
3-3 殻構造義肢の品目と見積例	30
3-4 骨格構造義肢の費用算定方法	41
3-5 骨格造義肢の品目と見積例	45

4 装具	56
4-1 装具の基礎知識	56
4-2 装具の費用算定方法	57
4-3 装具の品目と見積例	65
5 座位保持装置	78
5-1 座位保持装置について	78
5-2 座位保持装置の費用算定方法	79
5-3 座位保持装置の品目と見積例	85
6 その他の補装具の品目例	89
参考資料3 補装具費支給事務取扱指針について	103
参考資料4 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準	109

第3章 日常生活用具

1 日常生活用具制度のあらまし	112
2 事業事務の流れ	113
2-1 償還払いの場合	113
2-2 代理受領の場合	114
2-3 日常生活用具参考例	115
2-4 日常生活用具の品目	116
参考資料5 障害者自立支援法第77条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具	127

1

障害者自立支援法の概要

1-1 障害者自立支援法制定の背景

近年の障害者保健福祉施策については、身体障害者、知的障害者、精神障害者といった障害者種別等によって福祉サービスや公費負担医療の利用の仕組みや内容などが異なっており、これを一元的なものとすることや、その利用者の増加に対応できるよう、制度をより安定的かつ効率的なものとするのが求められてきました。

また、平成15年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者数が飛躍的に増加する等サービス量の拡充が図られてきましたが、居宅介護事業（ホームヘルプサービス等）も未実施の市町村がみられるなどの地域格差や、精神障害者に対するサービスは支援費制度の対象になっていな

いなどの問題点を抱えていました。

こうした課題に対応し、障害者や障害児がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、実施主体の市町村への一元化、就労支援の抜本的強化、障害程度に関する客観的な尺度の導入とサービスの支給決定過程の透明化など、これらの障害保健福祉施策の大幅な改革の方向性をとりまとめた「障害者自立支援法」が平成17年10月に成立し、平成18年4月から順次施行されています。

〈以下の具体的方策で実現へ〉

「障害者自立支援法がめざすもの」

- ◆ 障害者が地域で暮らせる社会に
- ◆ 自立と共生の社会を実現



- ★ 障害者施策を3障害一元化
- ★ 利用者本位のサービス体系に再編
- ★ 就労支援の抜本的強化
- ★ 支給決定の透明化・明確化
- ★ 安定的な財源の確保

1-2 障害者自立支援法施行経過

この改革が抜本的なものであることから、障害者自立支援法施行後、さまざまな意見がきかれました。こうした意見に対応するため、平成18年12月には、

- ①利用者負担の更なる軽減
- ②事業者に対する激変緩和措置
- ③新法への移行のための緊急的な経過措置

という3つの柱からなるもう一段の改善策が講じられました。

さらに、法施行後1年半が経過した平成19年12月には、法施行3年後の見直しに向けて、当事者や

事業者の置かれている状況を踏まえ、利用者負担の更なる引き下げや事業者に対する激変緩和措置など、特に必要な事項について緊急措置が講じられることとなりました。

【利用者負担の見直し】（平成20年7月～）

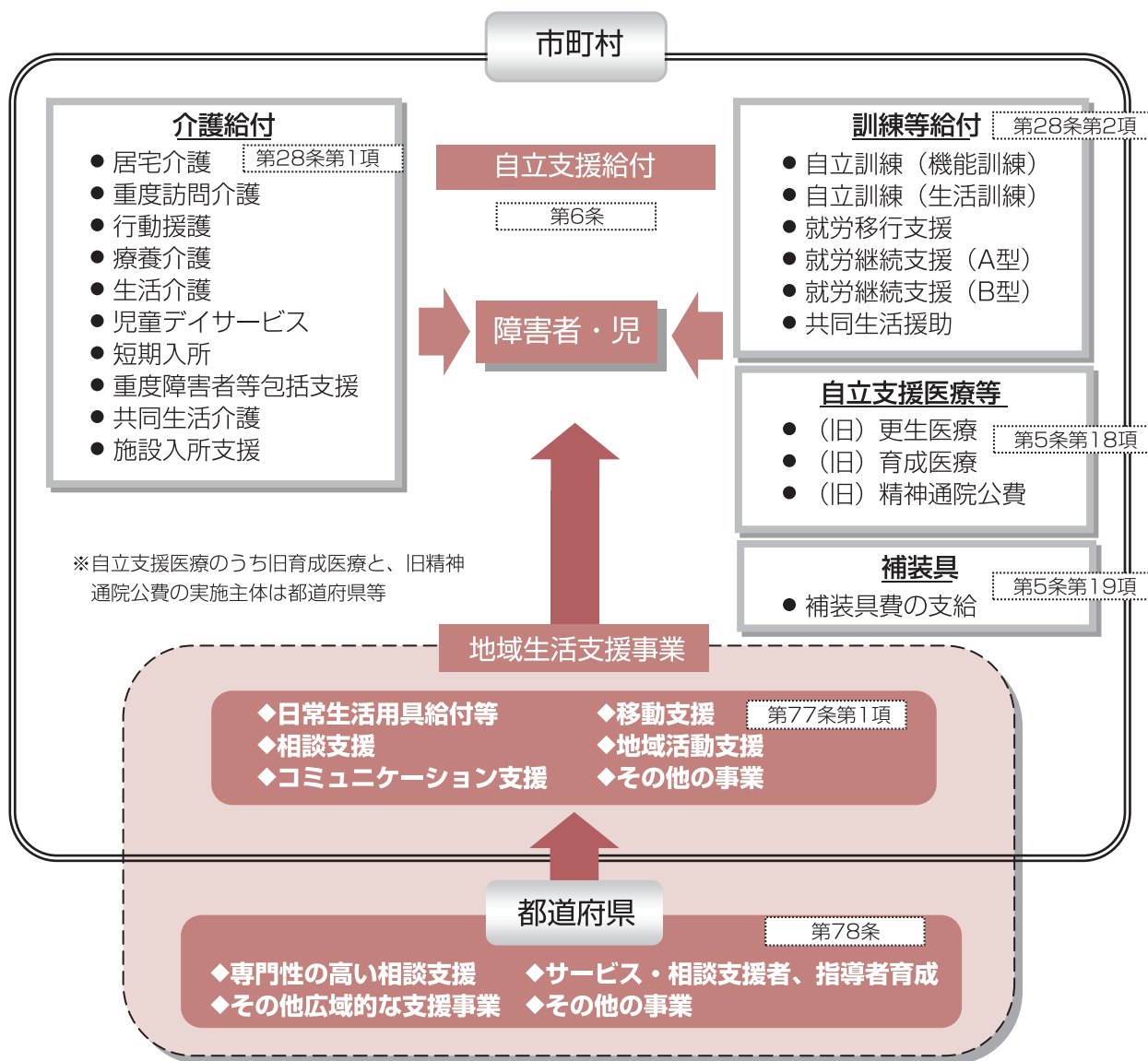
- ・低所得世帯を中心とした利用者負担の軽減（障害者・障害児）
- ・軽減対象となる課税世帯の範囲の拡大（障害児）
- ・個人単位を基本とした所得段階区分への見直し（障害者）

1-3 障害者自立支援法による自立支援システム

障害者自立支援法により総合的に構築された自立支援システムは、自立支援給付である介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具、そして地域生活支援事業等により支援をするシステムです。

それまでの補装具給付制度と日常生活用具給付事業は、個別給付である補装具費と、市町村などが柔軟に行える地域生活支援事業による日常生活用具給付等に再編されました。

福祉サービスに係る自立支援給付の体系



出典：厚生労働省資料

1-4 市町村等の役割

障害者自立支援法では、市町村、都道府県及び国に次のような責務が規定されています。

【市町村の責務】

- 障害者が自ら選択した場所に居住し、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うこと、その他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。

【都道府県の責務】

- 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。
- 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

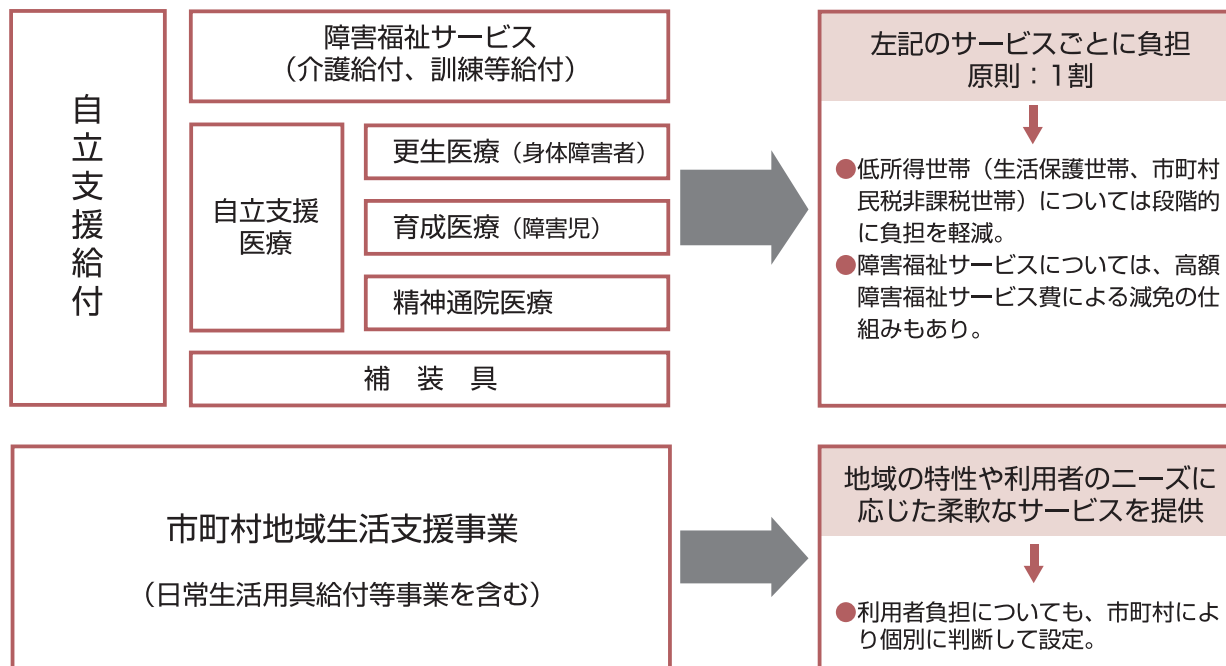
【国の責務】

国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

市町村等の役割

市 町 村	● 障害程度区分の認定と支給要否決定 ● 自立支援給付の実施 ● 地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業を含む）の実施 ● 関係機関と連絡調整及び障害者等の権利の擁護 ● 市町村障害福祉計画の策定
都 道 府 県	● 市町村に対する必要な助言、情報の提供、市町村と協力した権利擁護 ● 事業者の指定、指導 ● 障害者介護給付等不服審査会の設置・運営 ● 地域生活支援事業（専門性の高い相談支援、その他広域の対応が必要な事業等） ● 都道府県障害福祉計画の策定
国	● 市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助 ● 介護給付、訓練等給付の公費負担と地域生活支援事業への補助 ● 障害保健福祉サービスの基盤整備に関する基本指針の制定

1-5 障害者自立支援法による利用者負担



1-6 利用者負担額の上限額（障害福祉サービス）

●費用負担に関しては所得に応じて支払う額の上限が決まっています。

所得段階			月額上限額
生活保護世帯	生活保護受給世帯		0円
低所得1	住民税非課税世帯	障害者又は障害児の保護者の年収が概ね80万円以下の世帯	15,000円
低所得2		障害者又は障害児の保護者の年収が概ね80万円を超える世帯	24,600円
課税世帯	市町村民税課税世帯		37,200円

●特別対策により上限額が引き下げられました。

	今まで	特別対策
低所得1	15,000円 (社会福祉法人軽減 7,500円)	3,750円
低所得2	24,600円 (社会福祉法人軽減 12,300円) (通所のみ 7,500円)	6,150円 (通所のみ 3,750円)
課税世帯	37,200円 (社会福祉法人軽減対象外)	9,300円

●さらに、緊急措置が講じられることにより、平成20年7月から、低所得世帯を中心に利用者負担の軽減が図られるとともに、個人単位を基本とした所得段階区分への見直しが行われます。

所得段階	特別対策	緊急措置
低所得1	3,750円	1,500円
低所得2	6,150円 (通所サービス 3,750円)	3,000円 (通所サービス 1,500円)

障害者自立支援法（一部抜粋 第76条及び第77条）

第2章 自立支援給付

第4節 補装具費の支給

第76条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

2 補装具費の額は、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額とする。以下この項において「基準額」という。）の100の90に相当する額とする。ただし、当該基準額の100の10に相当する額が、当該補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額を超えるときは、当該基準額から当該政令で定める額を控除して得た額とする。

3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

4 第19条第2項から第4項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 厚生労働大臣は、第2項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第3章 地域生活支援事業

（市町村の地域生活支援事業）

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところに

より、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業。

二 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業。

三 移動支援事業

四 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業。

2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

障企発第 0328002 号

障障発第 0328002 号

平成 19 年 3 月 28 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

障害福祉課長

障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づく自立支援給付(以下「自立支援給付」という。)については、法第 7 条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による保険給付が優先されることとなる。このうち、介護給付費等(法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。)の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関

係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

本通知の施行に伴い、平成 12 年 3 月 24 日障企第 16 号・障障第 8 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について

(1) 介護保険の被保険者とならない者について

障害者についても、65 歳以上の者及び 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。

ただし、次の①及び②に掲げる者並びに③～⑫の施設に入所又は入院している者については、①～⑫に掲げる施設(以下「介護保険適用除外施設」という。)から介護保険法の規定によるサービス(以下「介護保険サービス」という。)に相当する介護サービスが提供されていること、当該施設に長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法(平成 9 年法律第 124 号)第 11 条及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 170 条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。

なお、介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」という。)を受ければ、これに応じた介護保険施設に入所(要介護認定を受けた場合に限り)し、又は在宅で介護保険サービスを利用することができる。

① 法第 19 条第 1 項の規定による支給決定(以下「支

給決定」という。)(法第 5 条第 6 項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。))及び同条第 11 項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という。))に係るものに限る。)を受けて同法第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。))に入所している身体障害者。

② 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 2 項の規定により法第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。))に入所している身体障害者。

③ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 43 条の 4 に規定する重症心身障害児施設。

④ 児童福祉法第 7 条第 6 項の厚生労働大臣が指定する医療機関(当該指定に係る治療等を行う病床に限る。))。

⑤ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成 14 年法律第 167 号)第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設。

⑥ 国立及び国立以外のハンセン病療養所。

- ⑦ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項第 1 号に規定する救護施設。
- ⑧ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 29 条第 1 項第 2 号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。）。
- ⑨ 障害者支援施設（知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）。
- ⑩ 指定障害者支援施設（支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）。
- ⑪ 法第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 2 条の 3 に規定する施設（法第 5 条第 5 項に規定する療養介護を行うものに限る。）。
- ⑫ 法附則第 41 条第 1 項によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法第 30 条に規定する身体障害者療護施設に限る。）（法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限る。）。

（２）介護給付費等と介護保険制度との適用関係

介護保険の被保険者である 65 歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40 歳以上 65 歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。

その際、自立支援給付については、法第 7 条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされている（障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 2 条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等）を支給する。

③ 具体的な運用

②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上にお

いて介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害程度区分が認定された場合に限る。）。

（３）補装具費と介護保険制度との適用関係

補装具費の支給認定を行う際の介護保険制度との適用関係についても、基本的な考え方は（２）の①及び②と同様であるが、具体的には以下のとおりである。

介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。ただし、車いす等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製

品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない。

２．その他

（１）介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい。

（２）法施行前の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、法における地域生活支援事業については自立支援給付とは異なり、地域の実情に応じて行われるものであり、法令上、給付調整に関する規定は適用がないものである。

しかしながら、日常生活用具に係る従来の取り扱いや本通知の趣旨を踏まえ、地域生活支援事業に係る補助金の効率的な執行の観点も考慮しつつ、その適切な運用に努められたい。

1

補装具費支給制度の概要

1-1 補装具費支給の仕組み

- これまでの補装具は、市町村から補装具製作者に製作（修理）を依頼し、その製作・修理に要する費用を市町村が支払っていましたが、この仕組みでは、補装具を利用する方と補装具製作者との関係が明確ではありませんでした。
- そこで、新しい制度では、補装具の購入・修理に係る当事者間の契約制を導入することにより、利用者と事業者との対等な関係によるサービスが

受けられるような仕組みとすることとしました。

- 新しい仕組みは、利用者の申請に基づき、補装具の購入又は修理が必要と認められたときは、市町村がその費用を補装具費として利用者に支給するものです。
- （※利用者の費用負担が一時的であっても大きくなりたくないよう、代理受領方式も可能。）

1-2 補装具の定義（次の3つの要件をすべて満たすもの）

- 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、

（障害者自立支援法施行規則第6条13）

同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるものであること。

- 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

1-3 公費負担

補装具の購入又は修理に要した費用の額（基準額）から利用者負担額（原則1割）を除いた額を補装具費とし、この補装具費について以下の割合により負担。（国：50／100、 都道府県：25／100、

市町村：25／100）

- 利用者負担：原則定率1割負担。世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

所得区分及び負担上限月額

所得段階			月額上限額
生活保護世帯	生活保護受給世帯		0円
低所得1	住民税 非課税世帯	障害者又は障害児の保護者の年収が概ね80万円以下の世帯	15,000円
低所得2		障害者又は障害児の保護者の年収が概ね80万円を超える世帯	24,600円
課税世帯	市町村民税課税世帯		37,200円

※ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合）には補装具費の支給対象外となります。

※生活保護への移行防止措置があります。

2

補装具費支給事務の流れ

2-1 償還払いの場合

①利用者から市町村に補装具費支給の申請を行います。

※併せて、低所得世帯の場合には、利用者負担額の減免申請を行うこともできます。

②市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であるか審査し、適当であると認められた場合は利用者に対して補装具費の支給決定を行います。

※併せて、利用者負担の減免対象者には減免認定を行います。

③利用者は市町村から補装具費の支給決定を受けた

後、補装具業者に補装具費支給券を提示し、補装具の購入（修理）について契約を結びます。

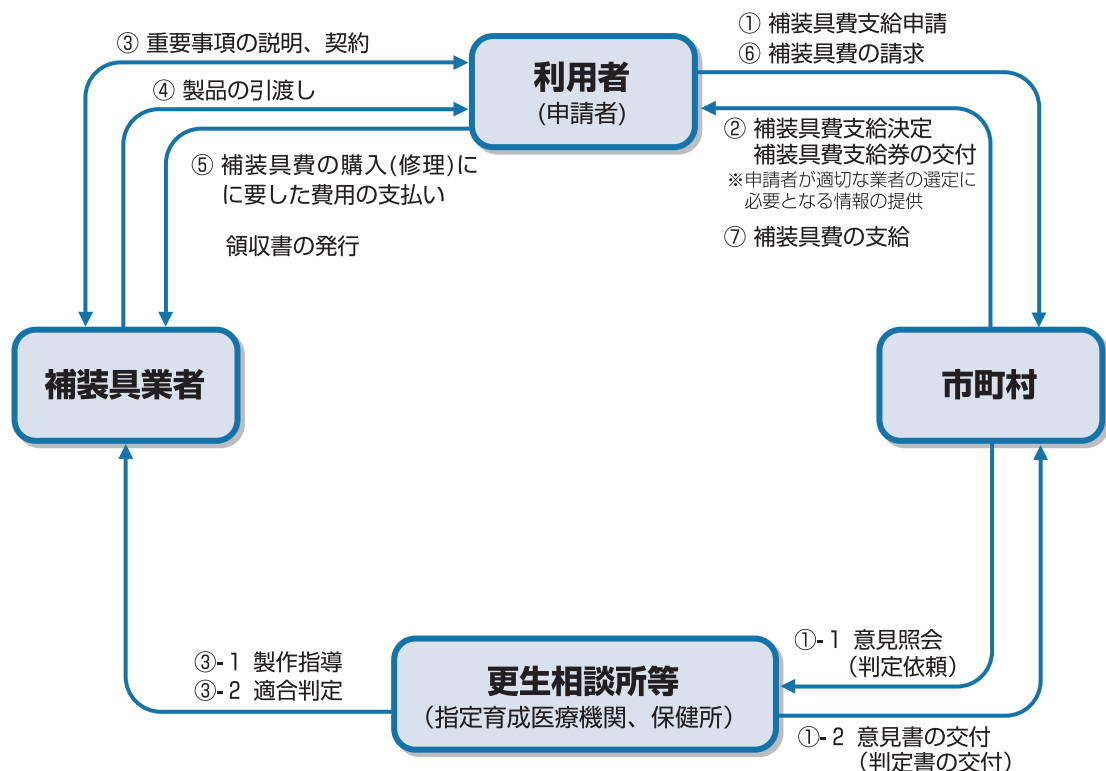
④補装具業者は、契約に基づき補装具購入（修理）等のサービス提供を行います。

⑤利用者は、補装具業者から補装具購入（修理）のサービスを受けたときは、補装具の購入（修理）に要した費用を支払います。

⑥利用者は、領収書と補装具費支給券を添えて、市町村に補装具費を請求します。

⑦市町村は、利用者からの請求を正当と認めた場合は、補装具費の支給を行います。

補装具費支給事務の流れ（償還払いの場合）



出典：中央法規出版発行「補装具支給事務マニュアル」

2-2 代理受領の場合（例示）

①利用者から市町村に補装具費支給の申請を行います。

※併せて、低所得世帯の場合には、利用者負担額の減免申請を行うこともできます。

②市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であるか審査し、適当であると認められた場合は利用者に対して補装具費の支給決定を行います。

※併せて、利用者負担の減免対象者には減免認定を行います。

③利用者は市町村から補装具費の支給決定を受けた後、補装具業者に補装具費支給券を提示し、補装具の購入（修理）について契約を結びます。

この際、「補装具費の代理受領に係る委任状」を

作成します。

④補装具業者は、契約に基づき補装具購入（修理）等のサービス提供を行います。

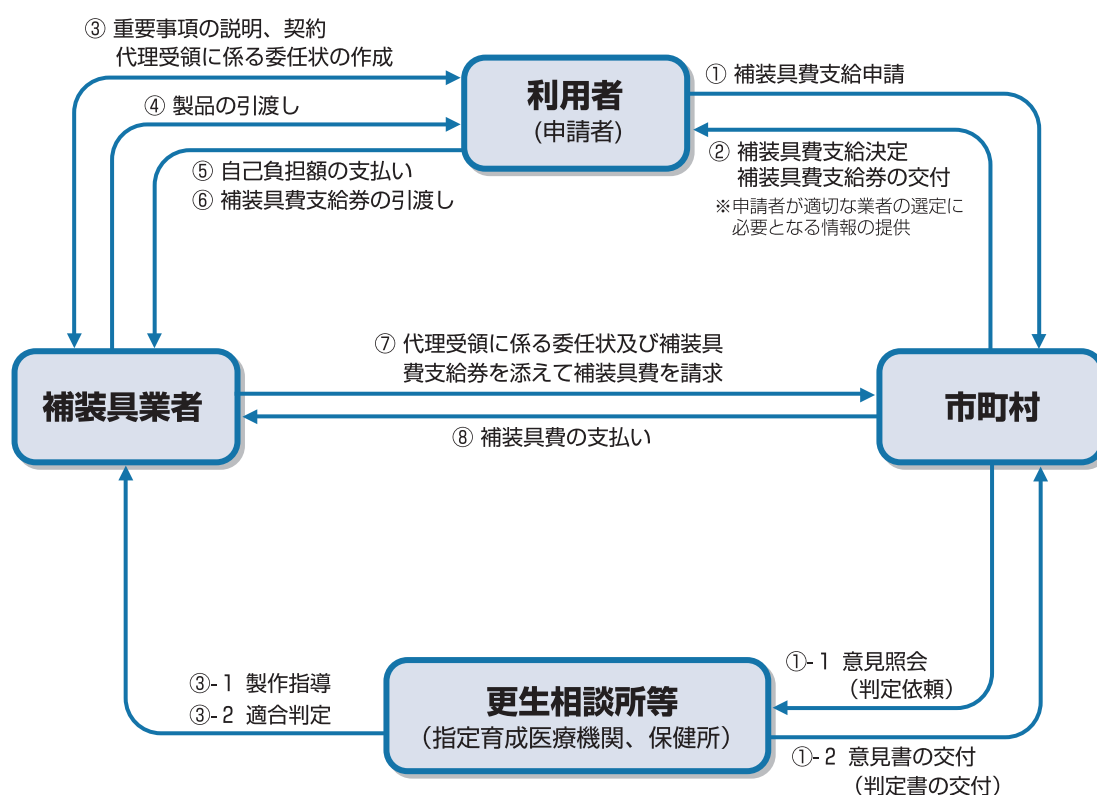
⑤利用者は、補装具業者から補装具購入（修理）のサービスを受けたときは、補装具の購入（修理）に要した費用のうち、利用者負担額を支払います。

⑥補装具業者は、利用者負担額に係る領収書を発行するとともに、補装具費支給券の引渡しを受けます。

⑦補装具業者は、市町村に対し、「補装具費の代理受領に係る委任状」及び補装具費支給券を添えて、補装具費を請求します。

⑧市町村は、補装具業者からの請求を正当と認めた場合は、補装具費の支給を行います。

補装具費支給事務の流れ（代理受領の場合の例示）



出典：中央法規出版発行「補装具支給事務マニュアル」

2-3 費用の額の基準と消費税の関係

補装具の費用算定式は、対象品目及び製造団体によって3つに区分されます。以下の補装具に関する説明における基準額と消費税の扱いについての区分は、次に示す表のとおりとなります。

消費税を考慮した補装具の費用算定式区分

品 目	費用算定式 (補注 1)	説 明
消費税非課税品	103/100	● 殻構造義肢、骨格構造義肢、装具、座位保持装置、その他の補装具は、身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格となります。 ● ただし、これらの材料や部品の仕入れについての消費税を考慮した算定式となっています。
消費税課税品	105/100	● その他の補装具のうち「矯正眼鏡」「コンタクトレンズ」は課税品として扱われます。(補注 2) ● このため消費税相当分を考慮した算定式となっています。
特定の団体が製造する場合	95/100	● 消費税の課税・非課税に関わらず、次の団体が自ら製造する(完成用部品を除く)補装具について、この算定式が適用されます。 ● 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人、民法第34条の規定により設立された法人(補注 3)の設置する補装具製作施設。

※補注 1 費用算定式：基準額に乗じる割合を示します。

※補注 2 「矯正眼鏡」「コンタクトレンズ」は購入基準における課税品です。修理基準における課税品については、補装具の参考資料4「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」をご覧ください。

※補注 3 民法第34条の規定により設立された法人：学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団または財団であって営利を目的としないもの、となります。

2-4 補装具費支給の留意事項

参考「補装具費支給事務取扱指針」「補装具給付事務の適正実施に係る専門家会議報告書（平成15年7月 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課）」「補装具の手引き 第二版（北九州市保健福祉局 障害福祉センター発行）」

1. 補装具の支給数について

補装具の支給数は、原則として、補装具1種目につき1個としています。

しかし、身体障害者（児）の障害の状況を勘案して、職業上または学校教育上など、特に必要と認めた場合には特例として2個目を支給することができます。

これについては、原則として更生相談所の判定や意見が必要となります。

また、損耗の程度が極端に著しいと想定されるもの等においては、特に必要と認められる場合には、同時に2個支給することがあります。

2. 耐用年数について

告示に規定されている耐用年数は、想定し得る通常の装用状態で使用した場合に、その補装具が修理不能となるまでの予想年数を目安として定めているものです。

補装具の使用頻度や使用環境、作業状況等により、実際の耐用年数には相当の長短があるものと予想されます。

したがって、補装具の再支給（更新）については、耐用年数を経過したことのみで認められるものではなく、部品の交換を行うよりも新たに支給したほうが真に合理的・効果的である場合に認められます。

そのため、耐用年数を経過した後も補装具の性能が十分保たれ引き続き使用できる場合は、再支給は認められません。また、耐用年数の経過前に修理不能となり再支給を行うこともあります。

災害等身体障害者本人の責任によらない事情により紛失または破損した場合には、必要と認められる補装具を新たに支給することができます。

本人の責任による事情により紛失（盗難を含む）

または破損した場合には、原則として自己責任による対応ですが、実情を勘案した結果、再支給がやむを得ないと各市町村が判断できるものについては、必要と認められる補装具を新たに支給することができます。

※盗難については、管轄の警察署へ届け出が行われているか、確認すると良いでしょう。

骨格構造義肢については、必要に応じて部品の交換を行うことにより長期間の使用が可能であることから、耐用年数を特に規定していません。部品の交換のみによっては、その後の適正な使用が真に困難な場合または部品の交換によることよりも再支給を行うことの方が真に合理的・効果的であると認められる場合には再支給ができます。

3. 差額自己負担について

支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、形式、基本構造等は支給要件を満たしても、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超える場合は、その基準額との差額を本人が負担することは差し支えありません。

4. 障害者自立支援法によらない補装具の修理について

補装具の修理については、補装具費支給制度で支給された補装具であるか否かは問わないこととなっていますが、以下の事項についての留意が必要です。

- ・労災制度等他の制度において支給された補装具については、その後も継続して当該制度が適用されることから、原則として、当該制度において修理を行うこととなります。
- ・介護保険制度で貸与された車いす等については、介護保険制度で対応することとなります。また、

介護保険制度に限らず、貸与物品は補装具費支給制度における修理の対象とはなりません。

- ・ 自費で購入または寄贈を受けたものについては、まずはその補装具がその身体障害者（児）にとって真に必要なものであるかどうかの判断をすることになります。その上で必要性が認められた場合には、修理の対象とすることができます。

5. 修理等に際しての代用品について

補装具の修理を行っている間、その補装具の代用品（スペア）を支給することはできません。このような場合には、補装具製作者と十分な連携を図り、短期間で修理が行えるような対応が必要です。

※業者が代用品（スペア）を貸与できる場合もありますので相談してみましょう。

6. 支給した補装具が短期間で破損した場合について

契約の内容にもよりますが、これまでの取扱では通常、補装具の支給後9ヶ月以内に、通常の使用状態のもとで破損または不適合があった場合には、その補装具を製作した補装具製作者の責任において改善することになります。

また、一度修理した部位について、修理後3ヶ月以内に再度生じた破損または不適合についても、その補装具を製作した補装具製作者の責任において改善することになります。

3 義肢

3-1 義肢の基礎知識

■義肢 義肢とは、手足の一部もしくは全部をなくした方が、手足の機能を補うために使う人工の用具のことをいいます。義肢には、上肢に対応する義手と、下肢に対応する義足があります。また、基本構造によって殻構造義肢と骨格構造義肢に分けられます。

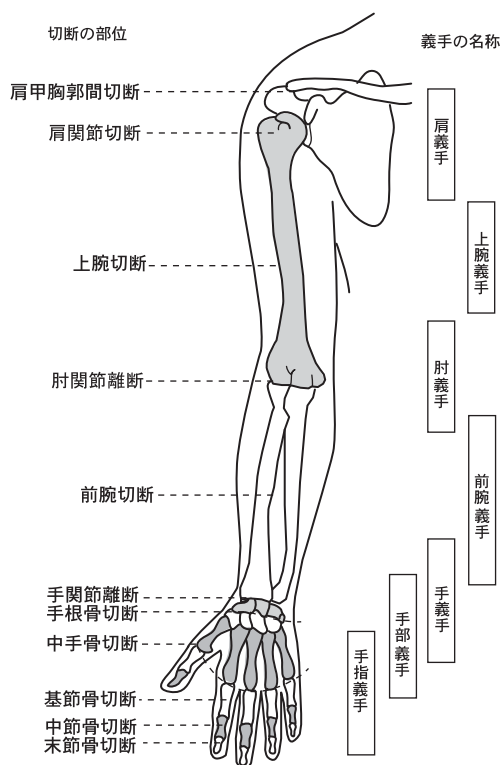
■殻構造義肢 殻構造義肢は、カニなどの手足の構造のように義肢にかかる力を硬い殻で支える構造と

なっています。

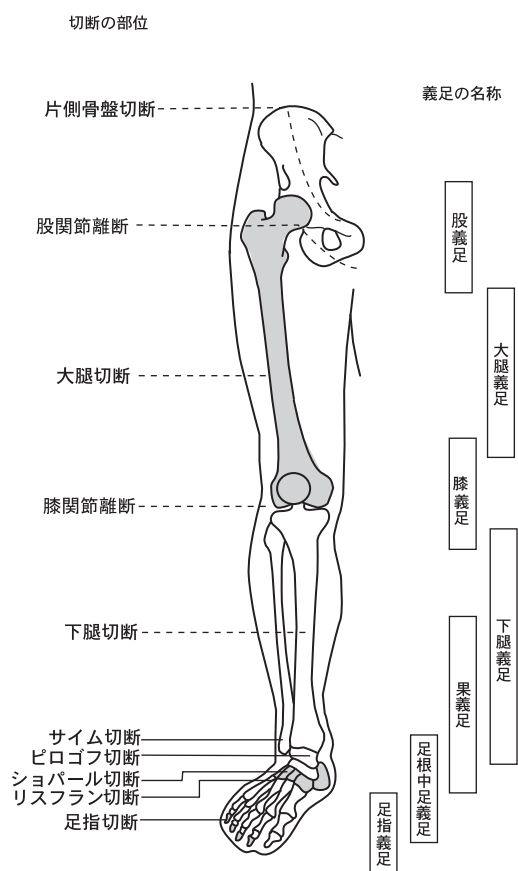
■骨格構造義肢 骨格構造義肢は、実際の手足のように中心に柱状の部材があり、これに各部品が結合する構造となっています。

■切断部位と義手の名称 殻構造義肢、骨格構造義肢ともに、切断部位と義手・義足の名称の関係は下図のとおりとなっています。

切断部位と義手の名称



切断部位と義足の名称



3-2 殻構造義肢の費用算定方法

出典：障地発第 0929002 号「義肢、装具又は座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の制定について（平成 18 年 9 月 29 日）

1. 製作工程

殻構造義肢は、「基本工作法」により、「製作要素価格」及び「完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

2. 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

■使用材料費

素材費：義肢材料リストによる素材購入費

素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）

小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め
難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）

材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

■製作加工費

作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業
時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定
福利費等）

作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、
作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当
人件費

製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、
減価償却費等

管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

■殻構造義肢の価格

また、殻構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

殻構造義肢の価格＝基本価格＋製作要素価格＋完成用部品価格

基本価格：採型使用材料費及び殻構造義肢の名称、
型式別に設けられている基本工作に要する加工
費の計

製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を殻構造
義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、
結合の各作業によって発生する価格の計

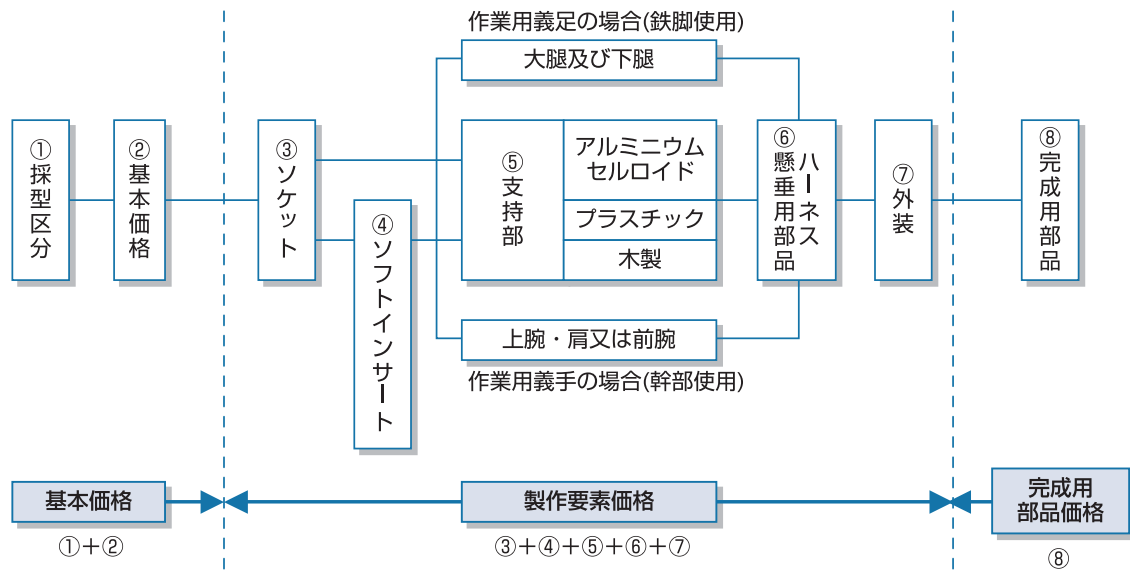
完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品
の管理等に要する経費の計

したがって、殻構造義肢の価格は、「採型区分」による「基本価格」に「製作要素価格」及び「完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の 100 分の 103 に相当する額を上限とすること。

なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100 分の 103 に相当」の趣旨は、殻構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

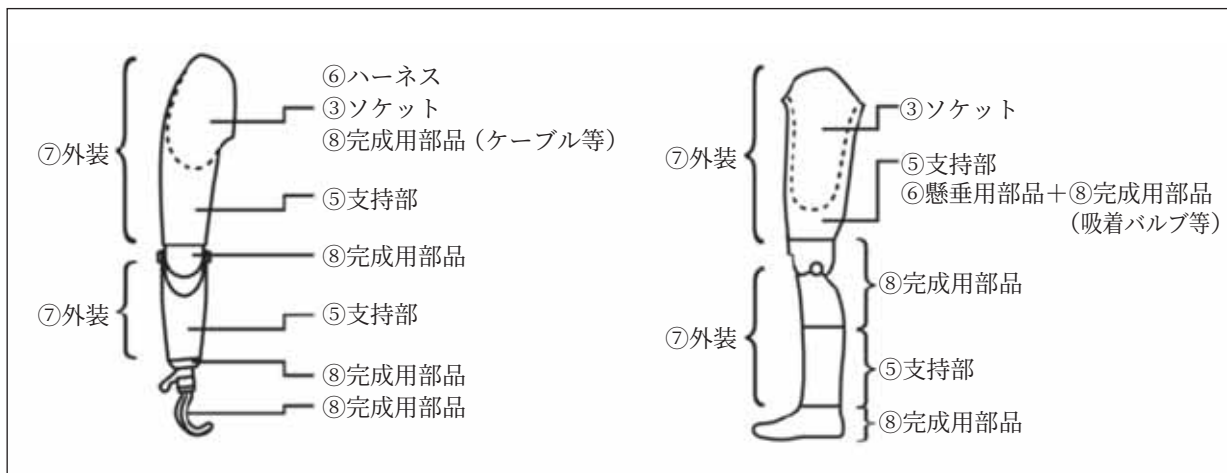
殻構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。

殻構造義肢の価格体系



殻構造上腕義手の構成例

殻構造大腿義足の構成例



3. 殻構造義手の基本価格

A) 殻構造義手の基本価格は、「採型区分」(次図)に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「基本価格」に示されている。

B) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

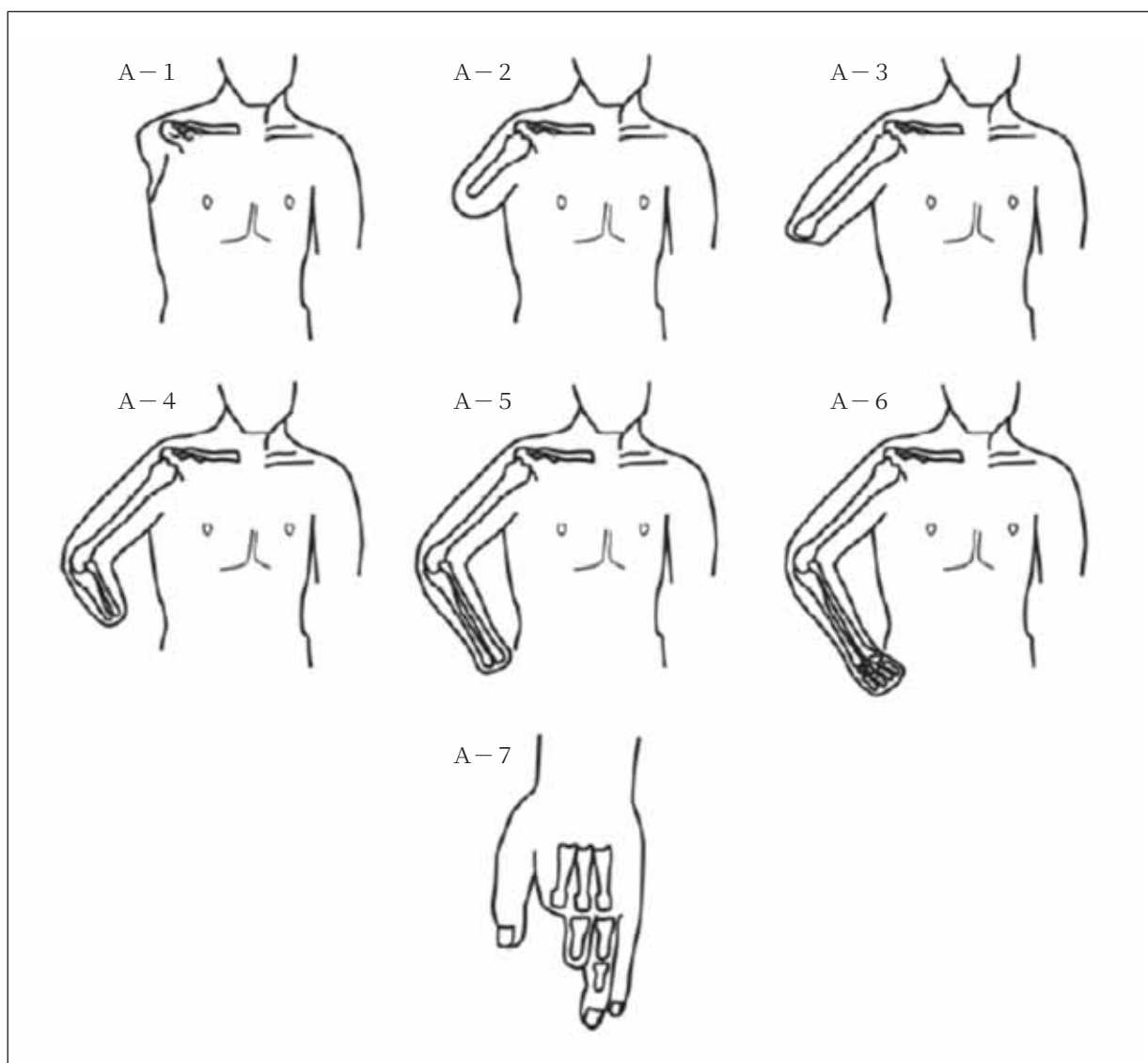
- A-1 肩義手 A-2 上腕義手 A-3 肘義手
- A-4 前腕義手 A-5 手義手 A-6 手部義手
- A-7 手指義手

C) 採型区分の「A-7」は、手指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。

D) 顆上支持式とは、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプのように上腕骨顆部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。

E) スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレートになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。

F) 義手の型式は、身体状況や日常生活の様々な場面に応じて選択されるものであり、支持部や完成用部品の肘継手、手先具の型式にかかわらず取り扱うこと。



4. 殻構造義足の基本価格

A) 殻構造義足の基本価格は、「採型区分」(次図)に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「基本価格」から選択すること。

B) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

B-1 股義足 B-2 大腿義足 B-3 膝義足

B-4 下腿義足

B-5 下腿義足(サイム義足)、果義足

B-6 果義足、足根中足義足 B-7 足指義足

C) 採型区分の「B-7」は、足指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。

D) 義足の型式は、ソケットの機能型を表したものであるため、常用と作業用とは、足部の違いにより区分するものであること。

E) キップシャフト(短断端切断用)は、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。

F) IRCソケット(いわゆる坐骨収納型ソケット)は、坐骨結節から恥骨枝の一部(骨盤の一部分)と大転子(大腿骨)をソケット内に納め、大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。

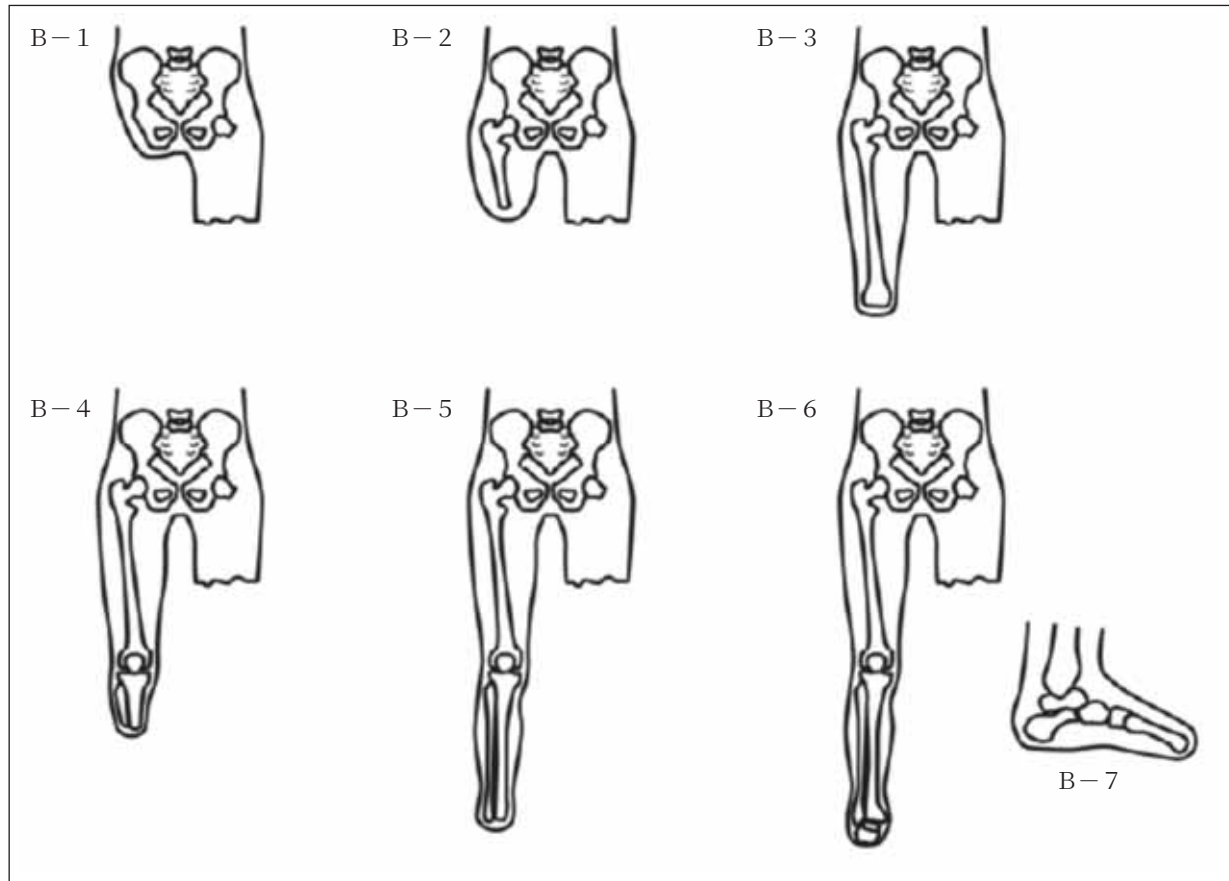
G) 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。

H) T S Bソケットについては、その概念がソケット適合の一要素であるため、下腿義足の型式の範

囲内で取り扱うこと。

I) 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

殻構造義足の採型区分



5. 殻構造の製作要素価格

A) ソケット

- 1) ソケットの価格は、「採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに示されている。
- 2) 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- 3) 熱硬化性樹脂とは、F・R・P（繊維強化プラスチック）のことで、ラミネートされたものであ

ること。

- 4) 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。

B) ソフトインサート

- 1) ソフトインサートの価格は、ソケットの採型区分に基づきソフトインサートの使用材料ごとに示されている。
- 2) 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジ等であること。
- 3) ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端

の全体を覆うものであること。

- 4) 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。
- 5) シリコーンとは、F. R. P. 同様にラミネートされたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

C) 支持部

1) 装飾用又は能動式義手及び常用義足の場合

- i. 支持部の価格は、各部位の組立て、切削等の加工費であり、それぞれ使用材料ごとに示された額を加えること。
- ii. 支持部は、基本的には次のような方式により加算すること。

名称	加算部位
肩義手	肩部・上腕部・前腕部
上腕義手	上腕部・前腕部
前腕義手	前腕部
股義足	股部・大腿部・下腿部
大腿義足	大腿部・下腿部
下腿義足	下腿部

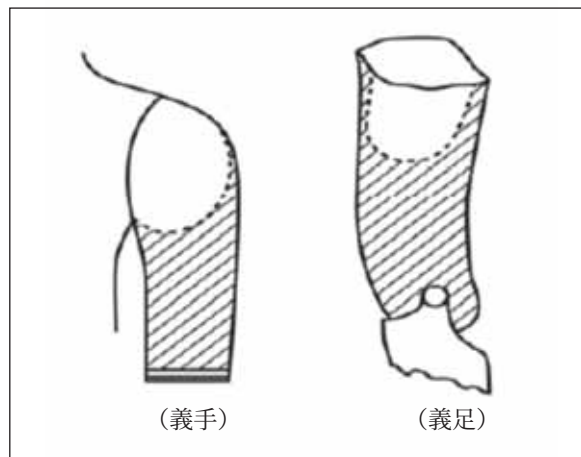
- iii. サイム義足の場合に限り、ソケット自体が支持部となることから下腿支持部を加えること。

iv. 支持部の加算方法

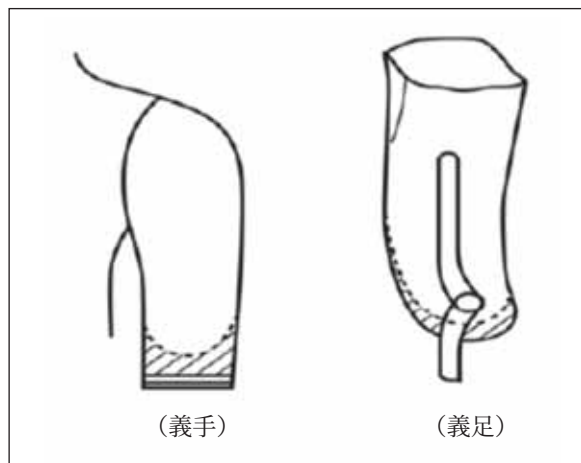
- ・次図のような斜線の部分をもつソケットの場合は、斜線部分の大小にかかわらず支持部を加えること。
- ・支持部の価格は、使用材料ごとに示された額を加えること。
- ・支持部に熱可塑性樹脂を使用する場合は、セルロイドに準じて加算すること。
- ・オープンエンド型ソケットは、使用材料ごとに支持部の価格を加算すること。
- ・外装の価格は、使用材料ごとに示された額を加えること。
- ・熱可塑性樹脂で成型された支持部そのものが外装となる場合は、外装のプラスチックを加算することができないこと。

- ・次図のような斜線の部分がないソケットの場合は、支持部を加えられないこと。ただし、外装を行う場合は、使用材料ごとに示された額を加えること。

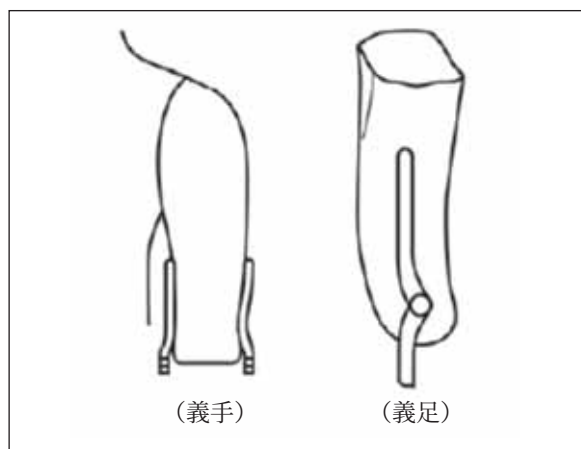
支持部を加算できるソケット



支持部を加算できるソケット



支持部を加算できないソケット



2) 作業用義手（幹部）及び作業用義足（鉄脚）の場合

i. 作業用義手（幹部）

- ・肩義手作業用及び上腕義手作業用の場合は、「支持部」の作業用・上腕部のみを加えること。
- ・前腕義手作業用の場合は、「支持部」の作業用・前腕部のみを加えること。

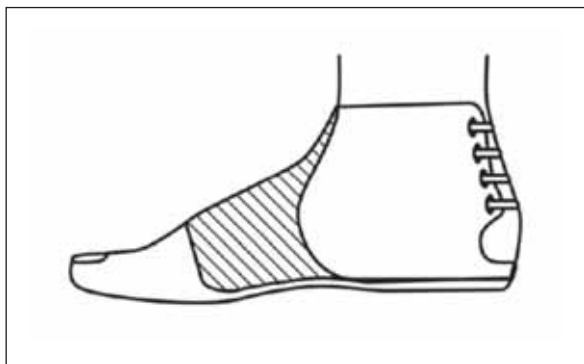
ii. 作業用義足（鉄脚）

- ・股義足作業用及び大腿義足作業用の場合には、「支持部」の作業用・大腿部のみを加えること。
- ・下腿義足作業用の場合は、「支持部」の作業用・下腿部を加えること。

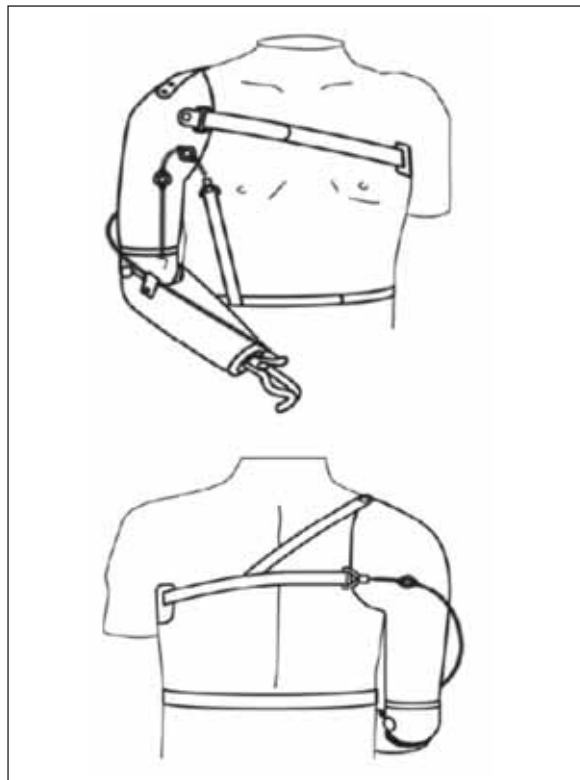
3) 果義足、足根中足義足及び足指義足の場合

次図のようにソケットと足先ゴムの間を軟性発泡樹脂で埋めた場合に「支持部」の足部を加えること。

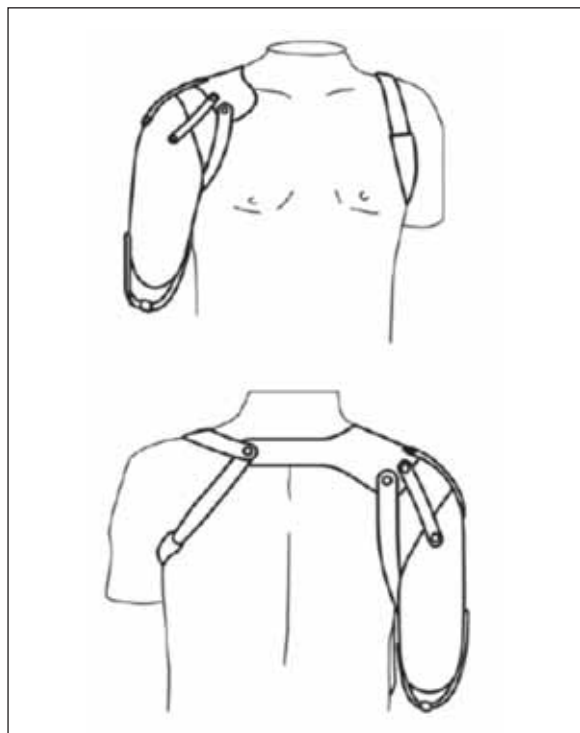
支持部を加算できる足部



肩義手用胸郭ベルトハーネス一式



肩義手用及び上腕義手用肩たすき一式

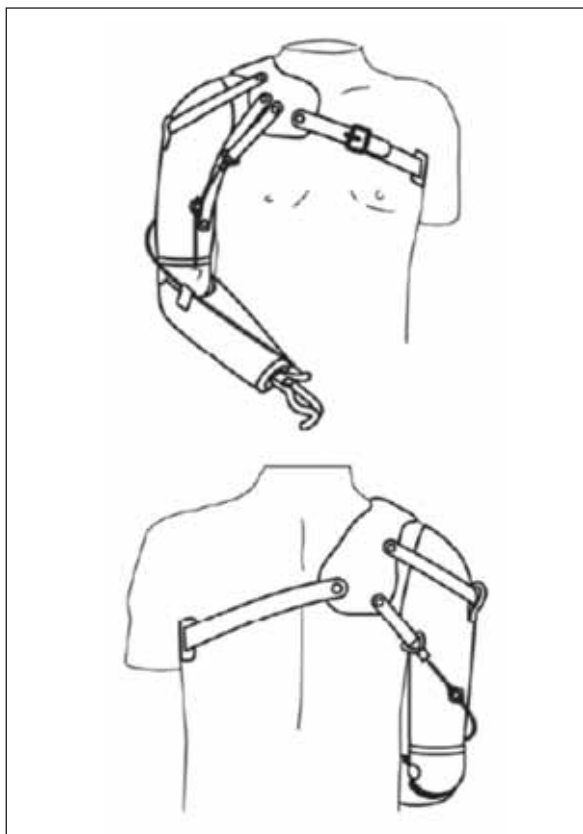


D) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

1) 義手用ハーネス

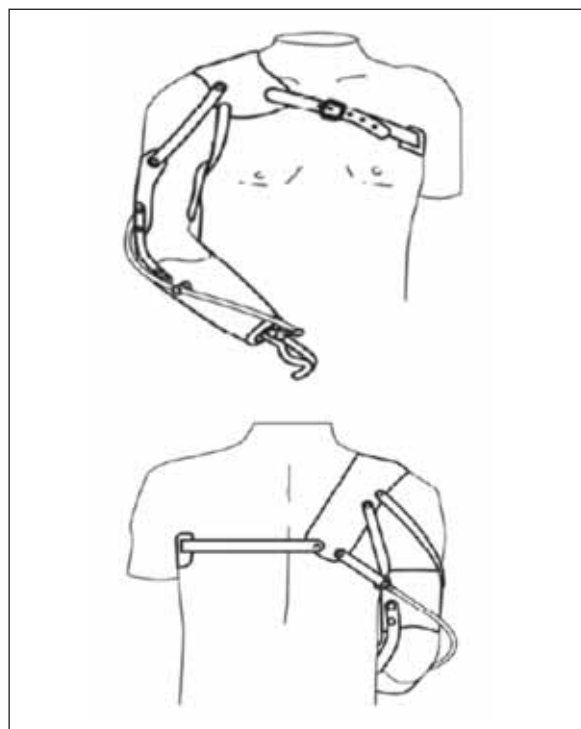
- 各義手に用いられるハーネスの例を、次図に示す。
- 肘義手用は上腕義手用に、手義手用及び手部義手用は前腕義手用に、それぞれ準じて取り扱うこと。

上腕義手用胸郭ベルトハーネス式

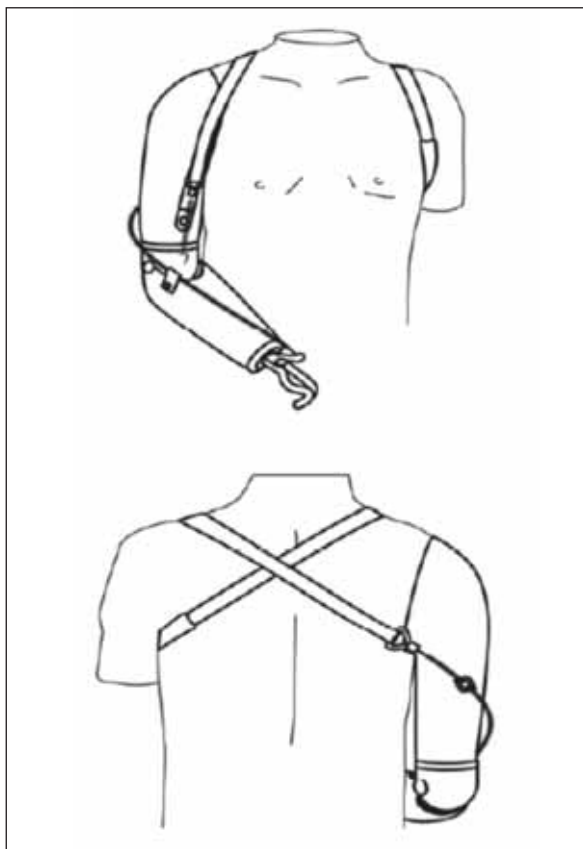


iii. 使用部品の項目に一式とされているものであっても、使用部品の組み合わせができること。

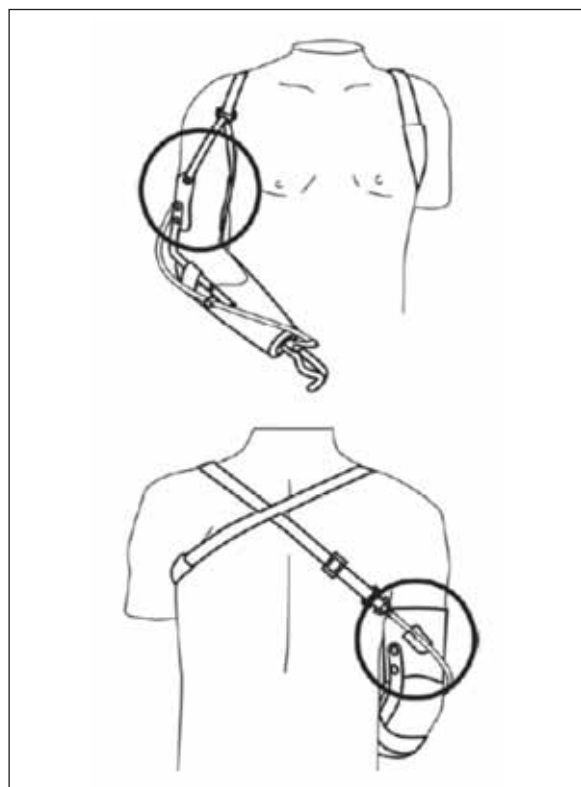
前腕義手用胸郭ベルトハーネス式
(胸郭ベルトハーネス式と上腕カフの組み合わせ)



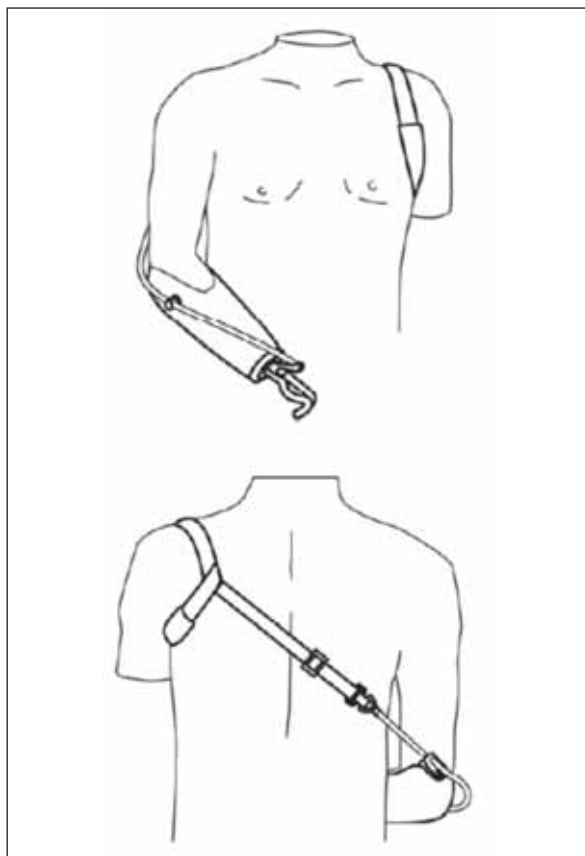
上腕義手用8字ハーネス式



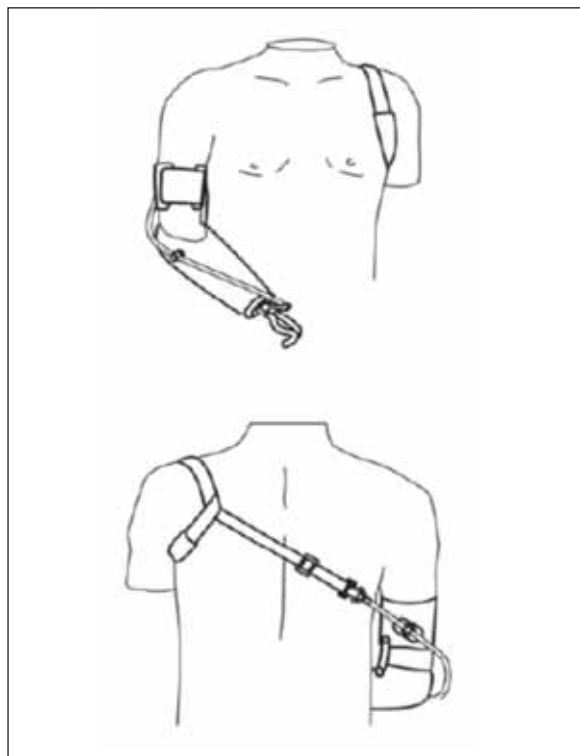
8字ハーネス式と上腕カフの組み合わせ例
(前腕義手用)



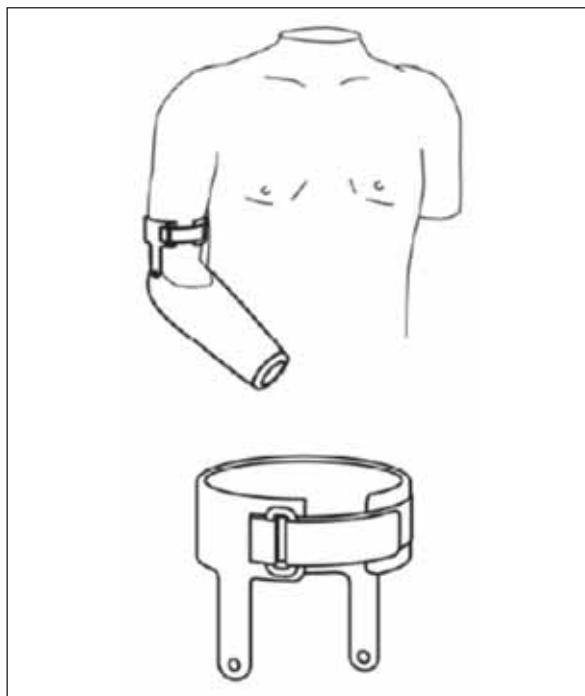
前腕義手用 9 字ハーネス式



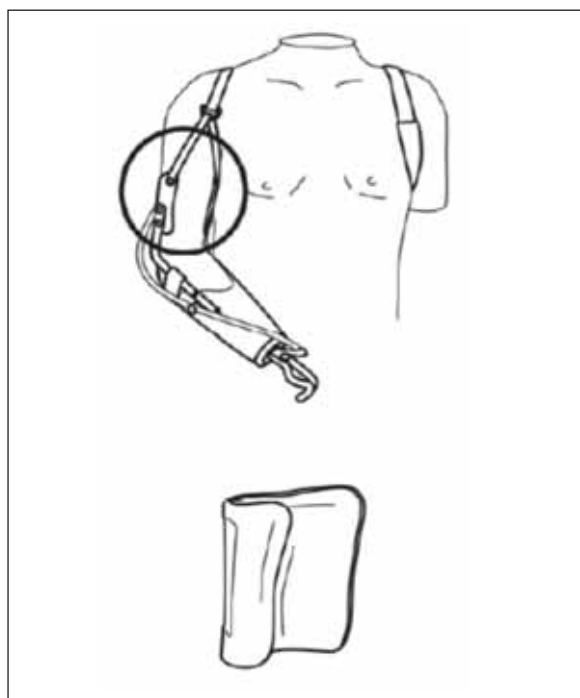
前腕義手用 9 字ハーネス式と
上腕カフの組合せ



上腕カフ（装飾用カフバンド）

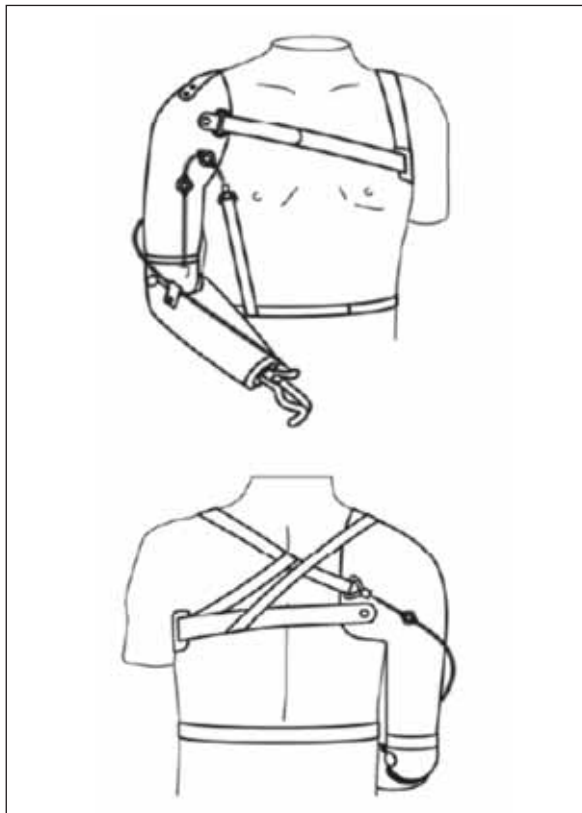


上腕カフ（三頭筋パッド）



- iv. 能動式に用いられるハーネスで、他の義手用ハーネスの組み合わせを必要とする場合には、それぞれ組み合わせることができること。

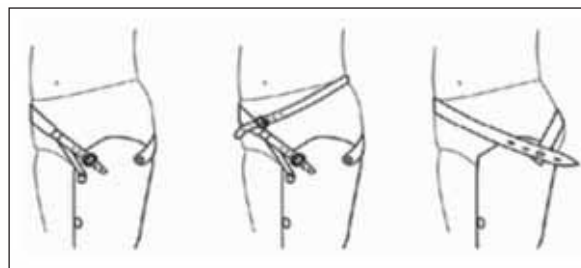
肩義手用胸郭ベルトハーネス一式と
前腕義手用9字ハーネス一式の組合せ



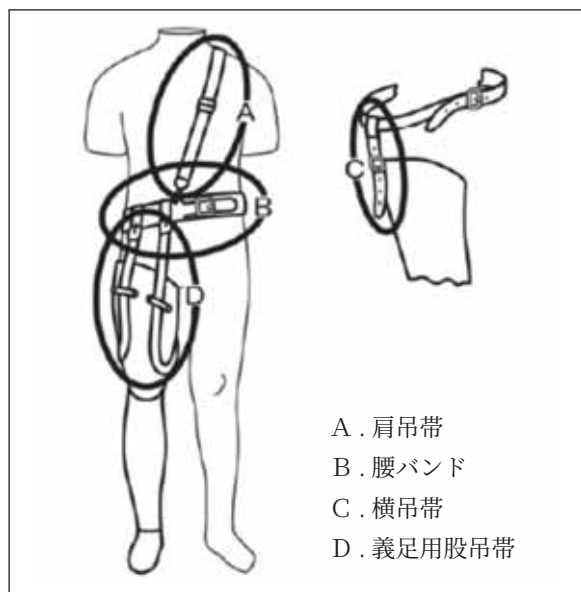
2) 義足懸垂用部品

- i. 膝義足は大腿義足用に、サイム義足用は下腿義足用にそれぞれ準じて取り扱うこと。
- ii. 使用部品の項目に一式とされているもの（大腿もも締め一式を除く。）は、他の義足懸垂部品を加えられないこと。
- iii. 使用部品の項目に一式とされていないものは、使用部品の組み合わせにより加算すること。
- iv. 義足用股吊りの価格は、1本当たりのものであること。
- v. 軽便式・下腿義足常用普通用の懸垂用膝カフは、PTB膝カフに準じて取り扱うこと。

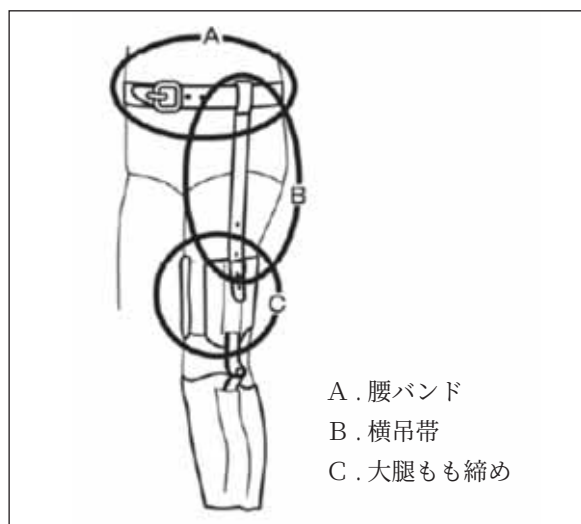
シレジアバンドの区分



大腿義足懸垂部品の区分



下腿義足懸垂用部品の区分



E) 外装

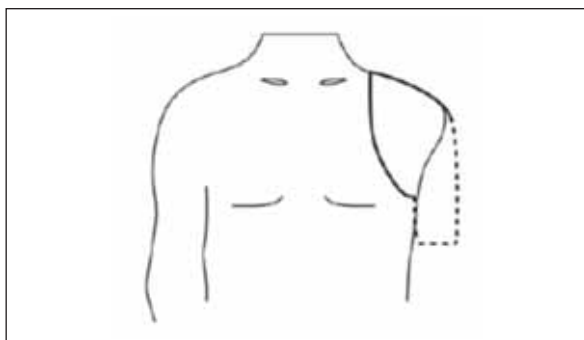
外装部位と使用材料により各部位ごとに加算すること。ただし、肩部、股部及び足部については、次によること。

1) 肩部

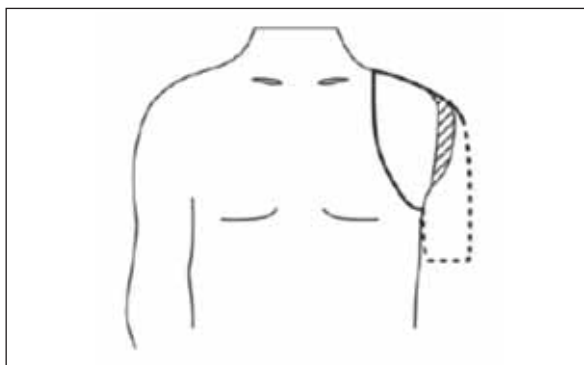
ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算

できないこと。

外装を加算できない事例



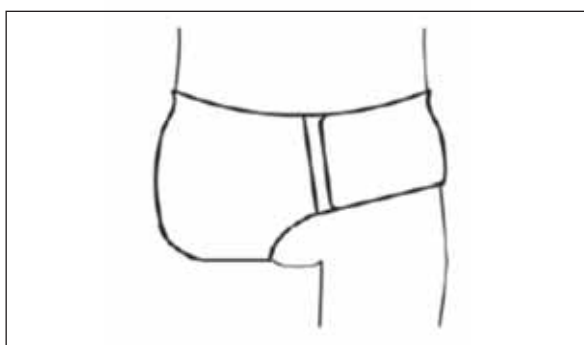
外装を加算できる事例



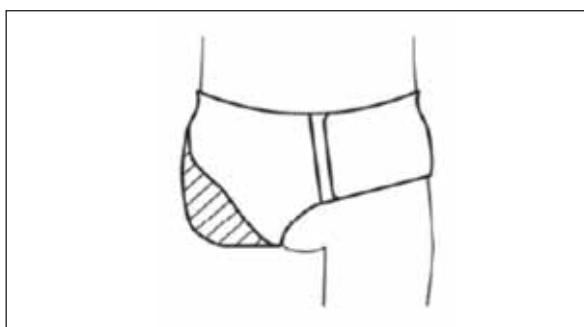
2) 股部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。

外装を加算できない事例



外装を加算できる事例



3) 足部

- i. 足部の表革及び裏革については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要があると認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができること。
- ii. 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「完成用部品」を加えることができること。

6. 殻構造の完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、「障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について（平成18年9月29日障発第0929001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の別添「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」（以下、「完成用部品の指定基準」という。）に定めるところによるものとする。

ただし、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。

A) 義手用部品

- 1) 肩継手部品のうち筋金の価格は、1本当たりのものであること。
- 2) 肩継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- 3) 手継手は、一組の価格であること。
- 4) 義手の作業用に付ける手先具は、3個を範囲として必要な数だけ加算することができること。
- 5) フック用先ゴムは1本当たりの価格とし、当分の間、6ヵ月分を限度として必要な数だけ一括支給することができること。
- 6) 断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

B) 義足用部品

- 1) 股継手部品のうち筋金の価格は、1本当たりのものであること。
- 2) 股継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- 3) 次に掲げる部品については、足部が含まれた価

格であること。

(KI - BU - B19 - 1, KI - BU - B19 - 2)

- 4) 断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

3-3 殻構造義肢の品目と見積例

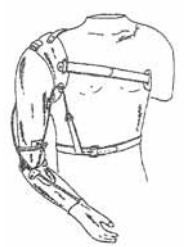
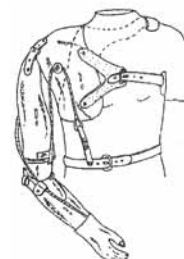
義手

【共通使用材料・部品及び工作法】

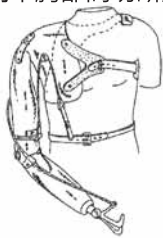
基本工作法により、それぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。（肩義手を除く）

【共通価格構成】

採型区分による基本価格に、それぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。

名称／形式	使用材料／部品及び工作法	見積例
■肩義手 装飾用  手先具： 装飾用ハンド	●肩継手は、可動で外転式、屈曲一伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。 ●ハーネス(胸郭帯)は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。 ●その他は上腕義手装飾用と同じ。	採型区分 A-1 基本価格 31,000円 製作要素価格例 59,100円 完成用部品価格例 66,500円 見積価格例 156,600円
■肩義手 作業用  手先具： 作業用ハンド	●肩継手は、必要に応じ固定できること。 ●その他は上腕義手作業用と同じ。	採型区分 A-1 基本価格 31,000円 製作要素価格例 36,600円 完成用部品価格例 88,900円 見積価格例 156,500円
■肩義手 能動式  手先具： 能動ハンド 装飾用手袋 (コスメチック グラブ)	●肩継手は、装飾用と同じ。 ●コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くと肩継手が動かぬようにすること。 ●外観を良くするため、肩幅の復元に留意すること。 ●その他は上腕義手能動式と同じ。	採型区分 A-1 基本価格 41,300円 製作要素価格例 114,800円 完成用部品価格例 136,700円 見積価格例 292,800円
■肩義手 能動式  手先具： 能動フック	●手部は、使用中変形をきたさず信頼性の高いものであること。 ●その他は能動ハンド型手部付と同じ。	採型区分 A-1 基本価格 41,300円 製作要素価格例 114,800円 完成用部品価格例 127,800円 見積価格例 283,900円
■肩義手 能動式 (肩甲胸部間切断用)  手先具： 能動ハンド 装飾用手袋 (コスメチック グラブ)	●ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。 ●ハーネスの製作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。 ●その他は能動式普通用と同じ。	採型区分 A-1 + 肩甲 胸郭間切断用 基本価格 53,500円 製作要素価格例 122,500円 完成用部品価格例 136,700円 見積価格例 312,750円

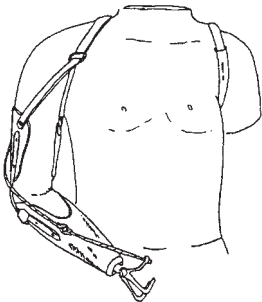
※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	使用材料／部品及び工作法	見積例
■肩義手 能動式 (肩甲胸部間切断用)  手先具： 能動フック	● 手부는、使用中変形をきたさず信頼性の高いものであること。 ● その他は能動ハンド型手部位と同じ。	採型区分 A-1 + 肩甲 胸郭間切断用 基本価格 53,500円 製作要素価格例 122,550円 完成用部品価格例 127,800円 見積価格例 303,850円
■上腕義手 装飾用  手先具： 装飾用ハンド	● ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。 ● ハーネスは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないように留意すること。	採型区分 A-2 基本価格 33,000円 製作要素価格例 47,400円 完成用部品価格例 40,400円 見積価格例 120,800円
■上腕義手 作業用  手先具： 作業用手先具	● ソケットの製作及び幹部の取り付けに際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。 ● その他は、装飾用と同じ。	採型区分 A-2 基本価格 33,000円 製作要素価格例 30,800円 完成用部品価格例 88,900円 見積価格例 152,700円
■上腕義手 能動式 ハンド型手部位  手先具：能動ハンド 装飾用手袋 (コスメチックグラブ)	● ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト(全面接触型)を原則とすること。 ● コントロールケーブル(伝導索)は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジング(ケーブル鞘)とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。 ● ハーネスは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また腋窩部を過度に圧迫しないこと。 ● 肘継手及び手부는、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。	採型区分 A-2 基本価格 38,800円 製作要素価格例 84,650円 完成用部品価格例 110,600円 見積価格例 234,050円
■上腕義手 能動式 フック型手部位  手先具： 能動フック	● 手부는、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 ● その他は能動ハンド型手部位と同じ。	採型区分 A-2 基本価格 38,800円 製作要素価格例 84,650円 完成用部品価格例 101,700円 見積価格例 225,150円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	使用材料／部品及び工作法	見積例
■肘義手 装飾用  手先具： 装飾用ハンド	●上腕義手装飾用と同じ。	採型区分 A-3 基本価格 30,100円 製作要素価格例 63,150円 完成用部品価格例 32,500円 見積価格例 125,750円
■肘義手 作業用  手先具： 作業用手先具	●幹部は作業種目を考慮したものとする ●その他は、装飾用と同じ。	採型区分 A-3 基本価格 30,100円 製作要素価格例 30,800円 完成用部品価格例 99,100円 見積価格例 160,000円
■肘義手 能動式  手先具： 能動ハンド 装飾用手袋 (コスメチック グラブ)	●上腕義手能動式と同じ。	採型区分 A-3 基本価格 34,900円 製作要素価格例 63,150円 完成用部品価格例 109,500円 見積価格例 207,550円
■前腕義手 装飾用  手先具： 装飾用手袋 (コスメチック グラブ)	●ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするよう注意すること。 ●切断面に回旋能力が残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。	採型区分 A-4 基本価格 29,200円 製作要素価格例 45,150円 完成用部品価格例 31,300円 見積価格例 105,650円
■前腕義手 作業用  手先具： 作業用手先具	●必要に応じて上腕カフ（締革）にハーネスを付けること。 ●ソケット、幹部及び肘継手は、作業中の繰り返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。	採型区分 A-4 基本価格 29,200円 製作要素価格例 27,450円 完成用部品価格例 55,400円 見積価格例 112,050円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	使用材料／部品及び工作法	見積例
■前腕義手 能動式 ハンド型 	●ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長を許す限り制限しないこと。 ●長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。 ●中断端用には、肘の屈曲－伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることをないように留意すること。 ●短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に切断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。 ●コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン単繊維をハウジングとともに用い、ケーブルの損傷を極力少なくすること。 ●ハーネスの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないように適切な保護用被覆を行うこと。	採型区分 A-4 基本価格 30,700円 製作要素価格例 52,250円 完成用部品価格例 61,100円
手先具：能動ハンド 装飾用手袋 （コスメチックグラブ）		見積価格例 144,050円
■前腕義手 能動式 フック型 	●ソケットは、長断端用ハンド型に同じ。 ●長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。 ●中断端用には、肘の屈曲－伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることをないように留意すること。 ●短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に切断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。 ●コントロールケーブル、ハーネスの適合及びアライメントは、長断端用ハンド型に同じ。	採型区分 A-4 基本価格 30,700円 製作要素価格例 52,250円 完成用部品価格例 52,200円
手先具：能動フック		見積価格例 135,150円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	使用材料／部品及び工作法	見積例
■手義手 装飾用 	●前腕義手装飾用と同じ。	採型区分 A-5 基本価格 26,500円 製作要素価格例 8,050円 完成用部品価格例 21,600円 見積価格例 56,150円
■手義手 作業用 	●前腕義手作業用と同じ。	採型区分 A-5 基本価格 26,500円 製作要素価格例 26,850円 完成用部品価格例 45,700円 見積価格例 99,050円
■手義手 能動式 	●前腕義手能動式長断端用と同じ。	採型区分 A-5 基本価格 30,200円 製作要素価格例 51,650円 完成用部品価格例 61,100円 見積価格例 142,950円
■手部義手 装飾用／作業用 	●装飾用は手袋型とすること。 ●作業用は、手部又は前腕部に固定できるようにすること。 ●作業用は、手部には、作業に必要な装置を付けること。	採型区分 A-6 基本価格 10,200円 製作要素価格例 7,850円 完成用部品価格例 20,900円 見積価格例 38,950円
■手指義手 装飾用 	●装飾用は、キャップ式又は手袋型のいずれかによること。 ●作業用は、指部は、作業に適するよう形成すること。	採型区分 A-7 基本価格 8,100円 製作要素価格例 0円 完成用部品価格例 15,700円 見積価格例 23,800円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

特例補装具費の支給について

身体障害者・児が使用する補装具については、日常生活はもとより就学就労等様々な場面で使用され、また、障害の状況等も様々であることから、告示に規定されている補装具では必ずしも対応できない場合もあります。

そこで、規定されている種目には限定されますが、補装具告示において、「障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、（告示）別表の規定にかかわらず、更生相談所等の意見に基づき」支給できる取扱いとなっています。

この取扱いにより支給される補装具を「特例補装具」と呼んでいます。

特例補装具費の支給については次の通り取扱いを

することとなっています。

ア) 特例補装具費として支給できる補装具は、告示上規定されている「種目」に該当するものに限られます。

イ) 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所の判定又は意見に基づき市町村が決定します。

ウ) 身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとします。

(参考資料3 補装具費支給事務取扱指針 第2-1-(2)特例補装具費の支給についてより)

特例補装具費支給対象種目例 筋電義手

筋電義手とは

- ・脳から筋肉へ命令が発せられる際に皮膚の表面に流れる電氣的刺激「表面筋電位」をスイッチとして義手の操作を行い、内蔵されたモーターにより本人の意思での把持動作（ものをつかむ、はなす動作）等を可能とします。
- ・採型区分、製作要素については、更生相談所等の意見、判定に基づき市町村が金額等の決定を行います。

参考例（採型区分A-4の場合）

製作要素	加算 ソケット 支持部 外装	顆上支持式 熱硬化性樹脂 前腕部熱硬化性樹脂 前腕部プラスチック
完成用部品例	手先具 その他 // // // // // // // //	D装飾手袋（コスメチックグラブ） 電動ハンド 電極×2 接続ケーブルA電極用×2 接続ケーブルBバッテリー用 バッテリー バッテリーボックス リストユニット リストユニット用部品 充電器

※他に筋電義肢の製作時にかかる費用として、電極位置の設定や筋電位の確認等の作業にかかる費用が加算されます。

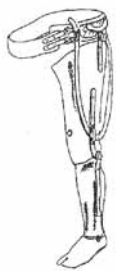
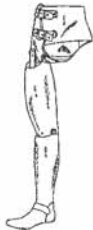
義足

【共通使用材料・部品及び工作法】

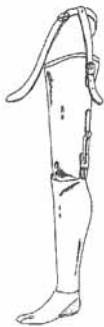
基本工作法により、それぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

【共通価格構成】

採型区分による基本価格に、それぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。

名称／形式	使用材料／部品及び工作法	見積例
■股義足 常用 受け皿式 	●ソケットは装着感を良くするとともに、完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケット内側を牛クロム革で内張りすること。 ●回転台付きの場合、皮革絞りのソケット変形防止のため帯鋼で補強枠を組み、取付けること。 ●大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に保つための配慮を必要とすること。 ●アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施すこと。 ●運動部分の継手については、防音と減摩に十分留意すること。	採型区分 B-1 基本価格 80,100円 製作要素価格例 118,950円 完成用部品価格例 77,900円 見積価格例 276,950円
■股義足 常用 カナディアン式 	●ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を確保すること。 ●歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。 ●カップリング（軸位置調整装置）を用いて必ず試歩行を行うこと。 ●両足の歩長を揃えるため、股屈曲角制限装置を取付けること。	採型区分 B-1 基本価格 80,100円 製作要素価格例 135,400円 完成用部品価格例 91,400円 見積価格例 306,900円
■股義足 作業用 	●耐水性及び防蝕性に留意すること。 ●その他は足部を除き、常用普通と同じ。	採型区分 B-1 基本価格 80,100円 製作要素価格例 108,300円 完成用部品価格例 62,400円 見積価格例 250,800円
■大腿義足 常用 差込式 	●ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。 ●ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いても良いこと。 ●アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。	採型区分 B-2 基本価格 50,100円 製作要素価格例 106,250円 完成用部品価格例 66,500円 見積価格例 222,850円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	使用材料／部品及び工作法	見積例
■大腿義足 常用 吸着式 	●ソケットは、切断端の解剖、生理学的特性の適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、切断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。 ●義足の組み立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。 ●膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実で信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきの無いものを用いること。 ●切断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いても良いこと。 ●SACH足部は、体重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。 ●切断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には切断端末部に空気室を設けても良いこと。	採型区分 B-2 基本価格 130,600円 製作要素価格例 103,400円 完成用部品価格例 76,700円 見積価格例 310,700円
■大腿義足 作業用 	●耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度を持たせること。 ●その他は常用と同じ。	採型区分 B-2 基本価格 50,100円 製作要素価格例 102,650円 完成用部品価格例 47,900円 見積価格例 200,650円
■膝義足 常用 	●ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。 ●ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持には断端末受を入れること。 ●下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。 ●膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。 ●膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。	採型区分 B-3 基本価格 48,600円 製作要素価格例 105,150円 完成用部品価格例 47,500円 見積価格例 201,250円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	使用材料／部品及び工作法	見積例
■膝義足 作業用 	●耐水性及び防蝕性に留意すること。 ●その他は足部を除き、常用と同じ。	採型区分 B-3 基本価格 48,600円 製作要素価格例 117,150円 完成用部品価格例 47,900円 見積価格例 213,650円
■下腿義足 常用 差込式 大腿支柱付き (軽便式を含む) 	●ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。 ●膝継手軸の取付位置は、椅座時の快さ、歩行時のピストン運動部及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。 ●アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。 ●大腿もも締め筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分な配慮が必要であること。	採型区分 B-4+大腿支柱付き 基本価格 59,700円 製作要素価格例 78,600円 完成用部品価格例 23,900円 見積価格例 162,200円
■下腿義足 常用 PTB式 	●ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするために、適合に留意し、カップリングを用いて試歩行を行ったうえで組み立てること。 ●綿密な適合によってソケットのみを用い、ソフトインサートを省いても良いこと。その場合、切断端末部はクッション材で支持すること。 ●外装は、強化プラスチック仕上げとすること。 ●膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打ちとの間に伸びのないベルト等を挟むこと。 ●膝継手金具及び大腿もも締革は用いないことを原則とするが、切断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いても良いこと。 ●適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時に行うこと。	採型区分 B-4 基本価格 58,400円 製作要素価格例 71,150円 完成用部品価格例 23,400円 見積価格例 152,950円
■下腿義足 常用 PTS式 	●ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることで義足を懸垂させること。 ●採型後ギブスソケットによって適合をよく吟味、修正すること。 ●その他はPTB式と同じ。	採型区分 B-4 基本価格 72,400円 製作要素価格例 63,250円 完成用部品価格例 23,400円 見積価格例 159,050円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	使用材料／部品及び工作法	見積例
■下腿義足 常用 K B M 式 	●義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適合したくさび又はFAJALの方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。 ●膝蓋靱帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。 ●その他はPTS式と同じ。	採型区分 B-4 基本価格 74,800円 製作要素価格例 63,250円 完成用部品価格例 30,600円 見積価格例 168,650円
■下腿義足 作業用 P T B 式（ドリルガー足部） 	●耐水性及び防蝕性に留意すること。 ●その他は常用普通と同じ。	採型区分 B-4 基本価格 58,400円 製作要素価格例 74,200円 完成用部品価格例 13,600円 見積価格例 146,200円
■サイム義足（果義足） 	●義足の懸垂は、切断端の形状を利用し、ソケットを切断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。 ●足部は、遊動足部又はSACH足部の構造特性を利用したものとすること。 ●特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。	採型区分 B-6 基本価格 21,000円 製作要素価格例 52,850円 完成用部品価格例 2,450円 見積価格例 76,300円
■足根中足義足 鋼板入り 	●切断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。 ●足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度を持たせること。 ●足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。	採型区分 B-6 基本価格 21,000円 製作要素価格例 62,900円 完成用部品価格例 2,450円 見積価格例 86,350円
■足根中足義足 足袋型 （採型区分B－6の場合） 	●足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加するようにすること。 ●断端から踵まで包み足袋型とすること。 ●締付けは、前後いずれでもよいこと。 ●足部は、牛なめし革を張り付けること。	採型区分 B-6 基本価格 21,000円 製作要素価格例 30,300円 完成用部品価格例 2,450円 見積価格例 53,750円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	使用材料／部品及び工作法	見積例
■足指義足 	●踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。	採型区分 B-7 基本価格 16,100円 製作要素価格例 8,200円 完成用部品価格例 18,600円 見積価格例 42,900円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

- 1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけ完成用部品を加えること。
- 2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。
- 3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
- 4 障害者の殻構造義肢の耐用年数は、「取扱要領」に示すものとする。
- 5 障害児の殻構造義肢の使用年数は、「取扱要領」に示すものとする。

※巻末「出典等に関する注記」参照

3-4 骨格構造義肢の費用算定方法

1. 製作工程

骨格構造義肢は、「基本工作法」により、「製作要素価格」及び「完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

2. 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

■使用材料費

素材費：義肢材料リストによる素材購入費

素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）

小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め

難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）

材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

■製作加工費

作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）

作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費

製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

■骨格構造義肢の価格

また、骨格構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

骨格構造義肢の価格＝基本価格＋製作要素価格＋完成用部品価格

基本価格：採型使用材料費及び骨格構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計

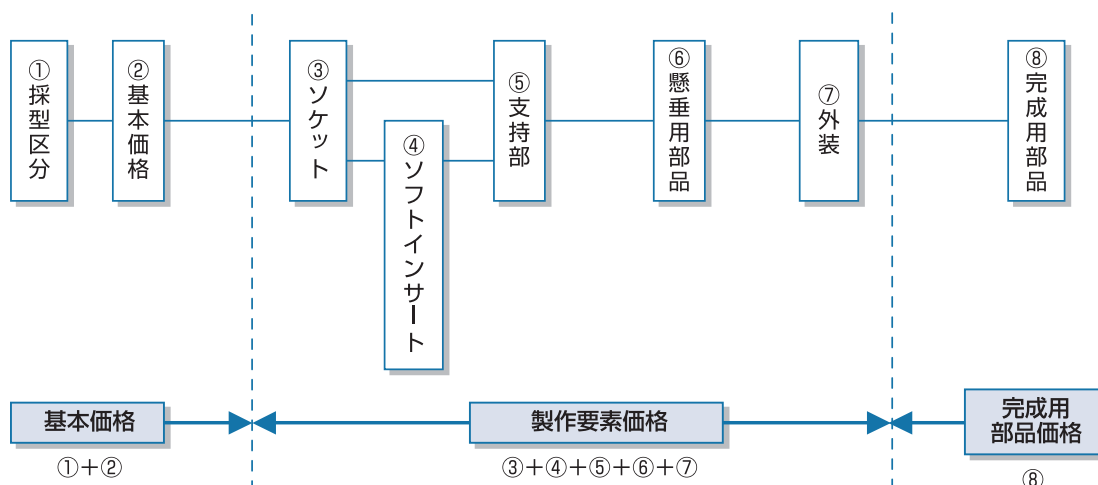
製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を骨格構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、骨格構造義肢の価格は、「採型区分」による「基本価格」に「製作要素価格」及び「完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の103に相当する額を上限とすること。

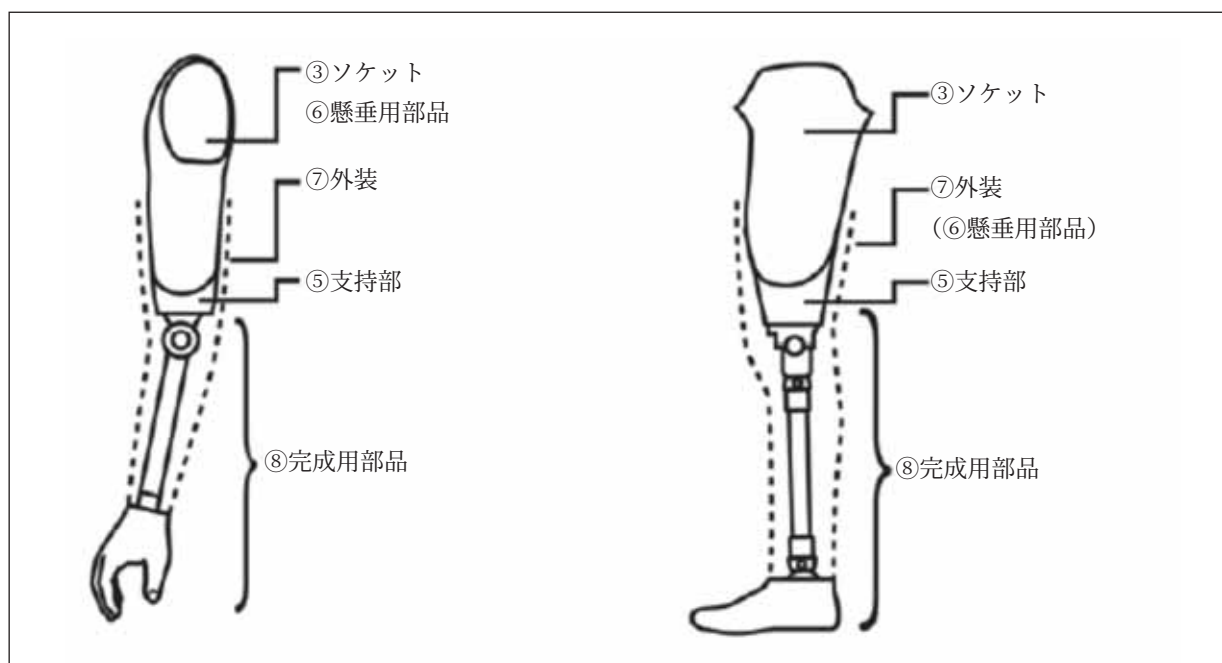
なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の103に相当」の趣旨は、骨格構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。骨格構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。

骨格構造義肢の価格体系



骨格構造義手の構成例

骨格構造義足の構成例

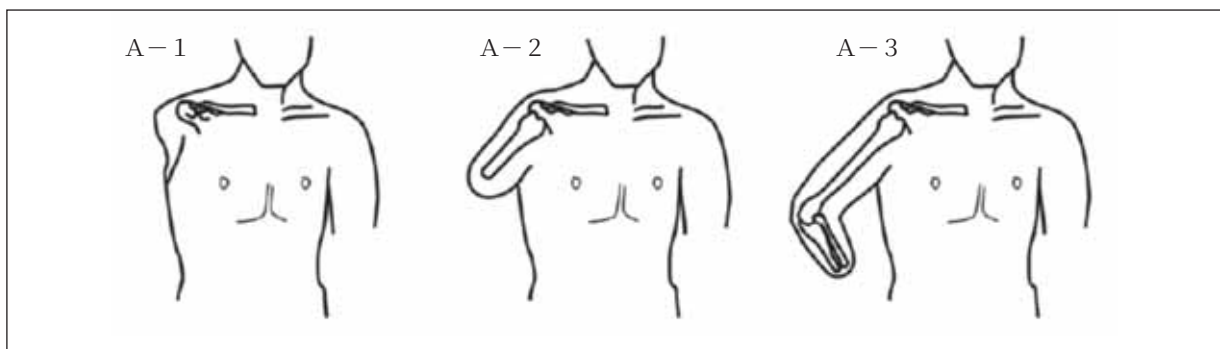


3. 骨格構造義手の基本価格

- A) 骨格構造義手の基本価格は、「採型区分」(次図)に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「基本価格」から選択すること。
- B) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
- A-1 肩義手 A-2 上腕義手 A-3 前腕義手

- C) 顎上支持式とは、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプのように上腕骨顎部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。
- D) スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレートになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。

骨格構造義手の採型区分



4. 骨格構造義足の基本価格

A) 骨格構造義足の基本価格は、「採型区分」(次図)に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「基本価格」から選択すること。

B) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

B-1 股義足 B-2 大腿義足 B-3 膝義足

B-4 下腿義足 B-5 下腿義足(サイム義足)

C) キップシャフトは、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。

D) IRCソケット(いわゆる坐骨収納型ソケット)

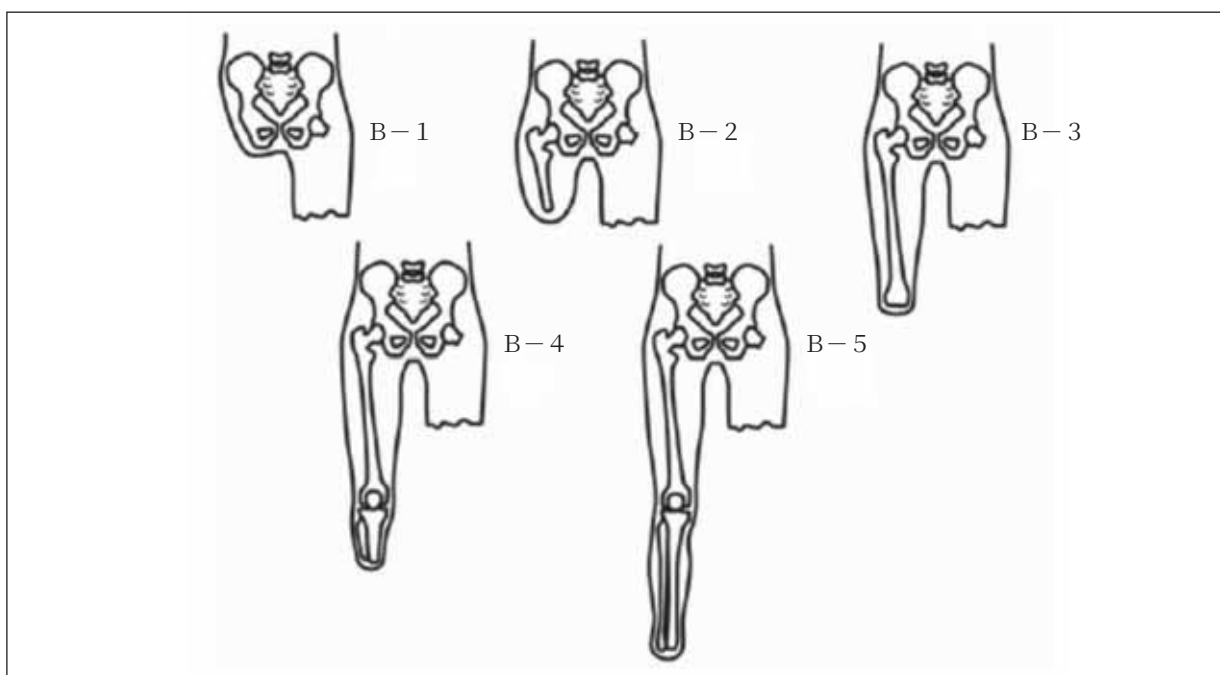
は、坐骨結節から恥骨枝の一部(骨盤の一部分)と大転子(大腿骨)をソケット内に納め、かつ大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。

E) 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。

F) TSBソケットについては、その概念がソケット適合の一要素であるため、下腿義足の型式の範囲内で取り扱うこと。

G) 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

骨格構造義足の採型区分



5. 骨格構造の製作要素価格

A) ソケット

- 1) ソケットの価格は、「採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに示されている。
- 2) 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- 3) 熱硬化性樹脂とは、F.R.P.のことで、ラミネートされたものであること。
- 4) 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。

B) ソフトインサート

- 1) ソフトインサートの価格は、ソケットの採型区分に基づきソフトインサートの使用材料ごとに示されている。
- 2) 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジ等であること。
- 3) ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。
- 4) 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。
- 5) シリコーンとは、F.R.P.同様にラミネートされたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

C) 支持部

支持部は、それぞれ製作する義手又は義足の型式ごとに選択すること。

名称	適用例
肩義手用	肩義手の場合に限ること。
上腕義手用	上腕義手の場合に限ること。
前腕義手用	前腕義手の場合に限ること。
股義足用	股義足の場合に限ること。
大腿義足用	大腿義足の場合に限ること。
下腿義足用	下腿義足の場合に限ること。

D) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の取扱いについては、3-2の殻構造義肢に準ずること。

E) 外装

- 1) 外装は、フォームカバーを用いる場合にのみ加えること。
- 2) フォームカバーは、股部、膝部に皮革を当てる又は補強材を塗る等耐久性を持たせる工夫を施すこと。
- 3) フォームカバーは、調整及び修理を考慮して簡単に着脱できる構造にすること。
- 4) 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「完成用部品」を加えること。

6. 骨格構造の完成用部品価格

部品の名称、使用部品価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。

断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

3-5 骨格構造義肢の品目と見積例

義 手

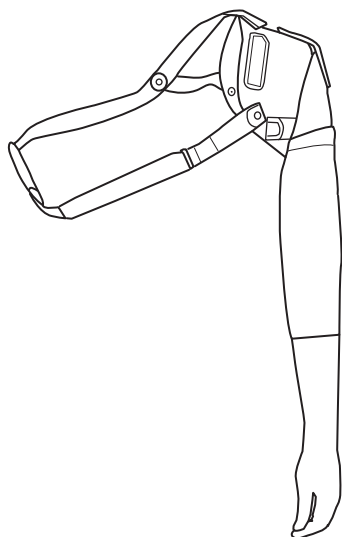
【共通使用材料・部品及び工作法】

基本工作法により、それぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。（肩義手を除く）

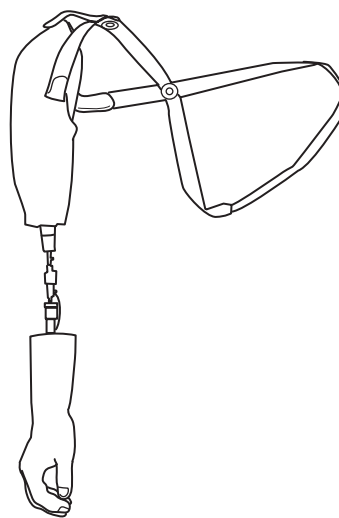
【共通価格構成】

採型区分による基本価格に、それぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。

肩義手（装飾用）



上腕義手（装飾用）



肩義手

【使用材料・部品及び工作法】

外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。

名称	見積例の価格構成		見積例
■肩義手 装飾用 1 （オッターボックス） [完成用部品についての説明] 肩義手：屈曲・外転式 肘継手：単軸式 手継手：軸摩擦式 手先具：装飾ハンド、装飾手袋 外装部品：コネクションプレート、フォームカバー	基本価格	装飾用（A-1）	31,000円
	製作要素価格例（ソケット）	熱硬化性樹脂（A-1）	18,400円
	//（支持部）	肩義手用	12,400円
	//（懸垂用部品）	胸郭ベルトハーネス	19,300円
	//（外装）	肩義手用	9,850円
	完成用部品価格例	オッターボックスのみで構成	152,050円
	見積価格例		243,000円
■肩義手 装飾用 2 （ホスマー） [完成用部品についての説明] 肩継手：屈曲・外転式 肘継手：単軸式 手継手：軸摩擦式 手先具：装飾ハンド、装飾手袋 外装部品：コネクションプレート、フォームカバー 義手用調整用部品：チューブ×2	基本価格	装飾用（A-1）	31,000円
	製作要素価格例（ソケット）	熱硬化性樹脂（A-1）	18,400円
	//（支持部）	肩義手用	12,400円
	//（懸垂用部品）	胸郭ベルトハーネス	19,300円
	//（外装）	肩義手用	9,850円
	完成用部品価格例	ホスマーのみで構成	246,400円
	見積価格例		337,350円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

上腕義手

【使用材料・部品及び工作法】
肩義手と同じ。

名称	見積例の価格構成		見積例
■上腕義手 装飾用 1 (オッターボックス) [完成用部品についての説明] 肘継手：単軸式 手継手：軸摩擦式 手先具：装飾ハンド、装飾手袋 外装部品：コネクションプレート、 フォームカバー	基本価格	装飾用 (A-2)	33,000円
	製作要素価格例 (ソケット)	熱硬化性樹脂 (A-2)	12,600円
	// (支持部)	上腕義手用	9,900円
	// (懸垂用部品)	8 字ハーネス一式	8,800円
	// (外装)	上腕義手用	7,800円
	完成用部品価格例	オッターボックスのみで構成	119,450円
	見積価格例		191,550円
■上腕義手 装飾用 2 (小原) [完成用部品についての説明] 肘継手：単軸式 手先具：装飾ハン ド 外装部品：フォームカバー	基本価格	装飾用 (A-2)	33,000円
	製作要素価格例 (ソケット)	熱硬化性樹脂 (A-2)	12,600円
	// (支持部)	上腕義手用	9,900円
	// (懸垂用部品)	8 字ハーネス一式	8,800円
	// (外装)	上腕義手用	7,800円
	完成用部品価格例	小原のみで構成	78,000円
	見積価格例		150,100円
■上腕義手 装飾用 3 (啓愛) [完成用部品についての説明] 肘継手：単軸式 手継手：面摩擦式、 手部コネクタ 手先具：装飾ハンド 外装部品：フォームカバー	基本価格	装飾用 (A-2)	33,000円
	製作要素価格例 (ソケット)	熱硬化性樹脂 (A-2)	12,600円
	// (支持部)	上腕義手用	9,900円
	// (懸垂用部品)	8 字ハーネス一式	8,800円
	// (外装)	上腕義手用	7,800円
	完成用部品価格例	啓愛のみで構成	67,000円
	見積価格例		139,100円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

前腕義手

【使用材料・部品及び工作法】
肩義手と同じ。

名称	見積例の価格構成		見積例
■前腕義手 装飾用 (ホスマー) [完成用部品についての説明] 手継手：軸摩擦式 手先具：装飾ハ ンド、手袋 外装部品：コネクショ ンプレート、フォームカバー 義手 用調整用部品：ソケットアダプター、 チューブ	基本価格	装飾用 (A-3)	29,300円
	製作要素価格例 (ソケット)	熱硬化性樹脂 (A-3)	12,300円
	// (支持部)	前腕義手用	9,800円
	// (外装)	前腕義手用	6,950円
	完成用部品価格例	ホスマーのみで構成	135,600円
	見積価格例		193,950円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

義足

【共通使用材料・部品及び工作法】

基本工作法により、それぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

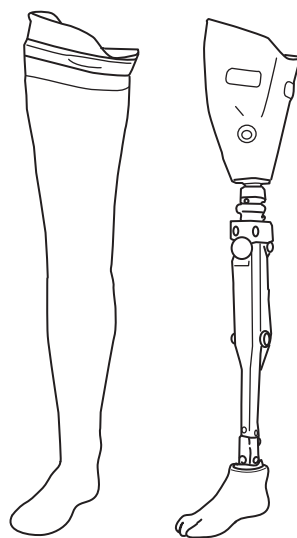
【共通価格構成】

採型区分による基本価格に、それぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。

股義足



大腿義足 吸着式



※右は外装を外した状態

股義足

【使用材料・部品及び工作法】

外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。

名称	見積例の価格構成		見積例
■股義足 カナディアン式 1 (オッターボックス) [完成用部品についての説明] 股継手：カナディアン式 膝継手：単軸膝遊動式 足継手：遊動式単軸足用 足部：単軸足部 義足調整用部品：クランプアダプタ×2、チューブ 外装用部品：フォームカバー股・大腿用、ストッキネット股・大腿用	基本価格 製作要素価格例 (ソケット) // (支持部) // (外装) 完成用部品価格例	カナディアン式 (B-1) 熱硬化性樹脂 (B-1) 股義足用 股義足用 オッターボックスのみで構成	80,100円 32,400円 14,900円 24,700円 231,450円
見積価格例			383,550円
■股義足 カナディアン式 2 (ラボックス) [完成用部品についての説明] 股継手：カナディアン式 膝継手：安全膝 足継手：固定式 (SACH足用) 足部：SACH足部 義足調整用部品：コネクタ、クランプアダプタ×3、チューブ×2 外装用部品：フォームカバー股・大腿用、ストッキネット股・大腿用	基本価格 製作要素価格例 (ソケット) // (支持部) // (外装) 完成用部品価格例	カナディアン式 (B-1) 熱硬化性樹脂 (B-1) 股義足用 股義足用 ラボックスのみで構成	80,100円 32,400円 14,900円 24,700円 340,750円
見積価格例			492,850円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称	見積例の価格構成		見積例
■股義足 カナディアン式 3 (啓愛) 【完成用部品についての説明】 股継手：カナディアン式 膝継手：安全膝 足継手：固定式（SACH足用） 足部：SACH足部 義足調整用部品：チューブ、伸展屈曲装置×2 足部調整用部品：ボルト 外装用部品：フォームカバー股・大腿用、ストッキネット股・大腿用	基本価格	カナディアン式（B-1）	80,100円
	製作要素価格例（ソケット）	熱硬化性樹脂（B-1）	32,400円
	//（支持部）	股義足用	14,900円
	//（外装）	股義足用	24,700円
	完成用部品価格例	啓愛のみで構成	213,350円
見積価格例			365,450円

■股義足 カナディアン式 4 (高崎) 【完成用部品についての説明】 股継手：カナディアン式 膝継手：安全膝 足継手：遊動式単軸足用 足部：単軸足部 義足調整用部品：クランプアダプタ×2、チューブ×2、コネクタ、ターンテーブル 外装用部品：フォームカバー股・大腿用、ストッキネット股・大腿用	基本価格	カナディアン式（B-1）	80,100円
	製作要素価格例（ソケット）	熱硬化性樹脂（B-1）	32,400円
	//（支持部）	股義足用	14,900円
	//（外装）	股義足用	24,700円
	完成用部品価格例	高崎のみで構成	313,550円
見積価格例			465,650円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

大腿義足	【使用材料・部品及び工作法】
	股義足と同じ。キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。吸着式には差込吸着式を含むものであること。

名称	見積例の価格構成		見積例
■大腿義足 吸着式 1 (オットーボック) 【完成用部品についての説明】 膝継手：安全膝 足継手：固定式（SACH足用） 足部：SACH足部 義足調整用部品：ブロック、伸展屈曲装置、クランプアダプタ×2、チューブ、トルクアブソーバー、コネクタ 外装用部品：フォームカバー股・大腿用、ストッキネット股・大腿用 その他：吸着バルブ	基本価格	吸着式（B-2）	130,600円
	製作要素価格例（ソケット）	熱硬化性樹脂（B-2）	25,200円
	//（支持部）	大腿義足用	14,800円
	//（外装）	大腿義足用	19,800円
	完成用部品価格例	オットーボックのみで構成	249,850円
見積価格例			440,250円

■大腿義足 吸着式 2 (ラポック) 【完成用部品についての説明】 膝継手：単軸ロック式、安全膝 足継手：固定式（SACH足用）、遊動式単軸足用 足部：SACH足部、単軸足用 義足調整用部品：クランプアダプタ、チューブ、コネクタ×4 外装用部品：フォームカバー股・大腿用、ストッキネット股・大腿用 その他：吸着バルブ	基本価格	吸着式（B-2）	130,600円
	製作要素価格例（ソケット）	熱硬化性樹脂（B-2）	25,200円
	//（支持部）	大腿義足用	14,800円
	//（外装）	大腿義足用	19,800円
	完成用部品価格例	ラポックのみで構成	252,350円
見積価格例			442,750円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

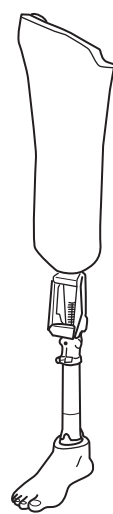
名称	見積例の価格構成		見積例
■大腿義足 吸着式 3 （啓愛） [完成用部品についての説明] 膝継手：安全膝 足継手：固定式 （SACH足用） 足部：SACH足部 義足調整用部品：ブロック、伸展屈 曲装置×2、クランプアダプタ、 チューブ×2 足部調整部品：ボル ト 外装用部品：フォームカバー股・ 大腿用、ストッキネット股・大腿用 その他：吸着バルブ	基本価格 製作要素価格例（ソケット） //（支持部） //（外装） 完成用部品価格例	吸着式（B-2） 熱硬化性樹脂（B-2） 大腿義足用 大腿義足用 啓愛のみで構成	130,600円 25,200円 14,800円 19,800円 195,150円
見積価格例			385,550円
■大腿義足 吸着式 4 （高崎） [完成用部品についての説明] 膝継手：安全膝 足継手：遊動式単 軸足用 足部：単軸足部 義足調整 用部品：クランプアダプタ、チューブ、 コネクタ、ターンテーブル 外装用 部品：フォームカバー股・大腿用、 ストッキネット股・大腿用 その他： 吸着バルブ	基本価格 製作要素価格例（ソケット） //（支持部） //（外装） 完成用部品価格例	吸着式（B-1） 熱硬化性樹脂（B-1） 大腿義足用 大腿義足用 高崎のみで構成	130,600円 25,200円 14,800円 19,800円 209,000円
見積価格例			399,400円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

大腿義足 差込式		【使用材料・部品及び工作法】 股義足と同じ。キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。	
名称	見積例の価格構成		見積例
■大腿義足 差込式 （高崎） [完成用部品についての説明] 膝継手：単軸膝ロック式 足継手： 遊動式単軸足用 足部：単軸足部 義足調整用部品：チューブ、クラン プアダプタ、コネクタ、ターンテー ブル 外装用部品：フォームカバー 股・大腿用、ストッキネット股・大 腿用 その他：断端袋×2	基本価格 製作要素価格例（ソケット） //（ソフトインサート） //（支持部） //（懸垂用部品） //（外装） 完成用部品価格例	差込式（B-2） 熱硬化性樹脂（B-2） 軟性発砲樹脂（B-2） 大腿義足用 肩吊带・義足用股吊×2 大腿義足用 高崎のみで構成	50,100円 25,200円 4,250円 14,800円 9,600円 19,800円 199,600円
見積価格例			323,350円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

膝義足 吸着式



※右は外装を外した状態

膝義足

【使用材料・部品及び工作法】

外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。

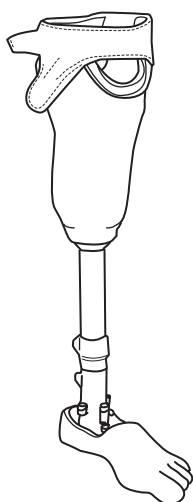
名称	見積例の価格構成		見積例
■膝義足 常用1 (オットーボックス) [完成用部品についての説明] 膝継手：安全膝 足継手：固定式 (SACH足用) 足部：SACH足部 義足調整用部品：チューブ、クラン プアダプタ、コネクタ、伸展屈曲装 置 外装用部品：コネクションプレー ト、フォームカバー股・大腿用、ス トッキネット股・大腿用	基本価格 製作要素価格例 (ソケット) // (支持部) // (外装) 完成用部品価格例	差込式 (B-3) 熱硬化性樹脂 (B-3) 大腿義足用 膝義足用 オットーボックスのみで構成	48,600円 37,300円 14,800円 17,700円 183,150円
見積価格例			301,150円
■膝義足 常用2 (ラボックス) [完成用部品についての説明] 膝継手：単軸膝遊動式 足継手：固 定式 (SACH足用) 足部：SACH足 部 義足調整用部品：チューブ、ク ランプアダプタ、コネクタ 外装用 部品：フォームカバー股・大腿用、 ストッキネット股・大腿用	基本価格 製作要素価格例 (ソケット) // (支持部) // (外装) 完成用部品価格例	差込式 (B-3) 熱硬化性樹脂 (B-3) 大腿義足用 膝義足用 ラボックスのみで構成	48,600円 37,300円 14,800円 17,700円 120,100円
見積価格例			238,500円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

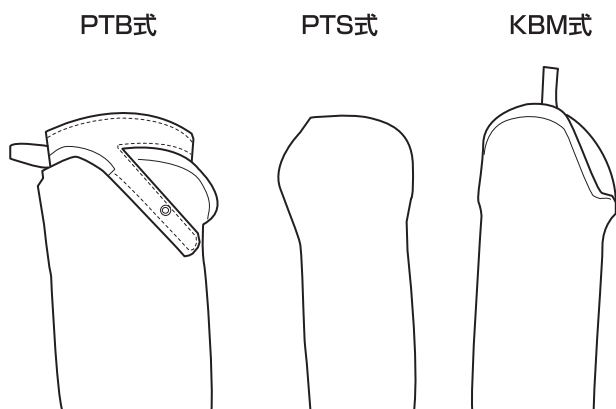
名称	見積例の価格構成		見積例
■膝義足 常用3 (啓愛) [完成用部品についての説明] 膝継手：多軸膝遊動式 足継手：固定式 (SACH足用) 足部：SACH足部 義足調整用部品：チューブ、伸展屈曲装置×2、コネクタ 足部調整部品：ボルト 外装用部品：フォームカバー股・大腿用、ストッキネット股・大腿用	基本価格	差込式 (B-3)	48,600円
	製作要素価格例 (ソケット)	熱硬化性樹脂 (B-3)	37,300円
	// (支持部)	大腿義足用	14,800円
	// (外装)	膝義足用	17,700円
	完成用部品価格例	啓愛のみで構成	164,450円
見積価格例			282,850円
■膝義足 常用4 (高崎) [完成用部品についての説明] 膝継手：多軸膝遊動式 足継手：遊動式単軸足用 足部：単軸足部 義足調整用部品：チューブ、クランプアダプタ×2、コネクタ 外装用部品：フォームカバー股・大腿用、ストッキネット股・大腿用	基本価格	差込式 (B-3)	48,600円
	製作要素価格例 (ソケット)	熱硬化性樹脂 (B-3)	37,300円
	// (ソフトインサート)	皮革・軟性発泡樹脂 (B-3)	8,300円
	// (支持部)	大腿義足用	9,450円
	// (懸垂用部品)	腰バンド・横吊帯	17,700円
	// (外装)	膝義足用	218,200円
完成用部品価格例			高崎のみで構成
見積価格例			354,350円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

下腿義足 PTB式



下腿義足のソケット・タイプ



下腿義足 PTB式

【使用材料・部品及び工法】
膝義足と同じ。

名称	見積例の価格構成		見積例
■下腿義足 PTB式 1 (オットーボック) 【完成用部品についての説明】 足継手：固定式(SACH足用) 足部：SACH足部 義足調整用部品：ブロック、チューブ、クランプアダプタ、コネクタ 外装用部品：コネクシオンプレート、フォームカバー下腿用、ストッキネット下腿用 その他：断端袋下腿用×2	基本価格 製作要素価格例(ソケット) // (ソフトインサート) // (支持部) // (懸垂用部品) // (外装) 完成用部品価格例	PTB式 (B-4) 熱硬化性樹脂 (B-4) 軟性発砲樹脂 (B-4) 下腿義足用 PTB膝力フー式 下腿義足用 オットーボックのみで構成	58,400円 22,800円 4,050円 9,800円 7,900円 15,600円 88,100円
見積価格例			206,650円
■下腿義足 PTB式 2 (ラポック) 【完成用部品についての説明】 足継手：固定式(SACH足用) 足部：SACH足部 義足調整用部品：チューブ、クランプアダプタ、コネクタ×2 外装用部品：フォームカバー下腿用、ストッキネット下腿用 その他：断端袋下腿用×2	基本価格 製作要素価格例(ソケット) // (ソフトインサート) // (支持部) // (懸垂用部品) // (外装) 完成用部品価格例	PTB式 (B-4) 熱硬化性樹脂 (B-4) 軟性発砲樹脂 (B-4) 下腿義足用 PTB膝力フー式 下腿義足用 ラポックのみで構成	58,400円 22,800円 4,050円 9,800円 7,900円 15,600円 66,150円
見積価格例			184,700円
■下腿義足 PTB式 3 (啓愛) 【完成用部品についての説明】 足継手：固定式(SACH足用) 足部：SACH足部 義足調整用部品：ブロック、チューブ、クランプアダプタ 外装用部品：フォームカバー下腿用、ストッキネット下腿用 足部調整用部品：ボルト その他：断端袋下腿用×2	基本価格 製作要素価格例(ソケット) // (ソフトインサート) // (支持部) // (懸垂用部品) // (外装) 完成用部品価格例	PTB式 (B-4) 熱硬化性樹脂 (B-4) 軟性発砲樹脂 (B-4) 下腿義足用 PTB膝力フー式 下腿義足用 啓愛のみで構成	58,400円 22,800円 4,050円 9,800円 7,900円 15,600円 80,850円
見積価格例			199,400円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称	見積例の価格構成		見積例
■下腿義足 PTB式 4 (高崎) [完成用部品についての説明] 足継手：固定式(SACH足用) 足部：SACH足部 義足調整用部品：チューブ、クランプアダプタ×2、コネクタ×2 外装用部品：フォームカバー下腿用、ストッキネット下腿用 その他：断端袋下腿用×2	基本価格	PTB式 (B-4)	58,400円
	製作要素価格例 (ソケット)	熱硬化性樹脂 (B-4)	22,800円
	// (ソフトインサート)	軟性発砲樹脂 (B-4)	4,050円
	// (支持部)	下腿義足用	9,800円
	// (懸垂用部品)	PTB膝カフ一式	7,900円
	// (外装)	下腿義足用	15,600円
	完成用部品価格例	高崎のみで構成	94,950円
			見積価格例 213,500円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

下腿義足 PTS式		【使用材料・部品及び工作法】 膝義足と同じ。	
名称	見積例の価格構成		見積例
■下腿義足 PTS式 1 (オットーボックス) [完成用部品についての説明] 足継手：固定式(SACH足用) 足部：SACH足部 義足調整用部品：ブロック、チューブ、クランプアダプタ、コネクタ 外装用部品：コネクションプレート、フォームカバー下腿用、ストッキネット下腿用 その他：断端袋下腿用×2	基本価格	PTS式 (B-4)	72,400円
	製作要素価格例 (ソケット)	熱硬化性樹脂 (B-4)	22,800円
	// (ソフトインサート)	軟性発砲樹脂 (B-4)	4,050円
	// (支持部)	下腿義足用	9,800円
	// (外装)	下腿義足用	15,600円
	完成用部品価格例	オットーボックスのみで構成	88,100円
			見積価格例 212,750円
■下腿義足 PTS式 2 (ラボックス) [完成用部品についての説明] 足継手：固定式(SACH足用) 足部：SACH足部 義足調整用部品：チューブ、クランプアダプタ、コネクタ×2 外装用部品：フォームカバー下腿用、ストッキネット下腿用 その他：断端袋下腿用×2	基本価格	PTS式 (B-4)	72,400円
	製作要素価格例 (ソケット)	熱硬化性樹脂 (B-4)	22,800円
	// (ソフトインサート)	軟性発砲樹脂 (B-4)	4,050円
	// (支持部)	下腿義足用	9,800円
	// (外装)	下腿義足用	15,600円
	完成用部品価格例	ラボックスのみで構成	66,150円
			見積価格例 190,800円
■下腿義足 PTS式 3 (啓愛) [完成用部品についての説明] 足継手：固定式(SACH足用) 足部：SACH足部 義足調整用部品：ブロック、チューブ、クランプアダプタ 外装用部品：フォームカバー下腿用、ストッキネット下腿用 足部調整用部品：ボルト その他：断端袋下腿用×2	基本価格	PTS式 (B-4)	72,400円
	製作要素価格例 (ソケット)	熱硬化性樹脂 (B-4)	22,800円
	// (ソフトインサート)	軟性発砲樹脂 (B-4)	4,050円
	// (支持部)	下腿義足用	9,800円
	// (外装)	下腿義足用	15,600円
	完成用部品価格例	高崎のみで構成	80,850円
			見積価格例 205,500円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

下腿義足 KBM式

【使用材料・部品及び工法】
膝義足と同じ。

名称	見積例の価格構成		見積例
■下腿義足 KBM式 1 (オットーボックス) [完成用部品についての説明] 足継手：固定式(SACH足用) 足部：SACH足部 義足調整用部品：ブロック、チューブ、クランプアダプタ、コネクタ 外装用部品：コネクションプレート、フォームカバー下腿用、ストッキネット下腿用 その他：断端袋下腿用×2、KBMウェッジ	基本価格	KBM式 (B-4)	74,800円
	製作要素価格例 (ソケット)	熱硬化性樹脂 (B-4)	22,800円
	// (ソフトインサート)	軟性発砲樹脂 (B-4)	4,050円
	// (支持部)	下腿義足用	9,800円
	// (外装)	下腿義足用	15,600円
	完成用部品価格例	オットーボックスのみで構成	95,300円
	見積価格例		222,350円
■下腿義足 KBM式 2 (ラボックス) [完成用部品についての説明] 足継手：固定式(SACH足用) 足部：SACH足部 義足調整用部品：チューブ、クランプアダプタ、コネクタ×2 外装用部品：フォームカバー下腿用、ストッキネット下腿用 その他：断端袋下腿用×2、KBMウェッジ	基本価格	KBM式 (B-4)	74,800円
	製作要素価格例 (ソケット)	熱硬化性樹脂 (B-4)	22,800円
	// (ソフトインサート)	軟性発砲樹脂 (B-4)	4,050円
	// (支持部)	下腿義足用	9,800円
	// (外装)	下腿義足用	15,600円
	完成用部品価格例	ラボックスのみで構成	73,350円
	見積価格例		200,400円
■下腿義足 KBM式 3 (啓愛) [完成用部品についての説明] 足継手：固定式(SACH足用) 足部：SACH足部 義足調整用部品：ブロック、チューブ、クランプアダプタ 外装用部品：フォームカバー下腿用、ストッキネット下腿用 足部調整用部品：ボルト その他：断端袋下腿用×2、KBMウェッジ	基本価格	KBM式 (B-4)	74,800円
	製作要素価格例 (ソケット)	熱硬化性樹脂 (B-4)	22,800円
	// (ソフトインサート)	軟性発砲樹脂 (B-4)	4,050円
	// (支持部)	下腿義足用	9,800円
	// (外装)	下腿義足用	15,600円
	完成用部品価格例	啓愛のみで構成	88,050円
	見積価格例		215,100円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

下腿義足 長断端用・サイム用

【使用材料・部品及び工作法】

膝義足と同じ。サイム義足を含むものであること。
ただし、この場合、外形カバーは加算できないこと。

名称	見積例の価格構成		見積例
■下腿義足 長断端用 1 （オットーボックス） [完成用部品についての説明] 足継手：固定式（SACH足用） 足部：SACH足部 義足調整用部品：ブロック、コネクタ 外装用部品：コネクションプレート、フォームカバー下腿用、ストッキネット下腿用 その他：断端袋下腿用×2	基本価格 製作要素価格例（ソケット） //（ソフトインサート） //（支持部） //（外装） 完成用部品価格例	差込式（B-4） 熱硬化性樹脂（B-4） 軟性発砲樹脂（B-4） 下腿義足用 下腿義足用 オットーボックスのみで構成	37,600円 22,800円 4,050円 9,800円 15,600円 76,600円
見積価格例			166,450円
■下腿義足 長断端用 2 （啓愛） [完成用部品についての説明] 足継手：固定式（SACH足用） 足部：SACH足部 義足調整用部品：ブロック 足部調整用部品：ボルト 外装用部品：フォームカバー下腿用、ストッキネット下腿用 その他：断端袋下腿用×2	基本価格 製作要素価格例（ソケット） //（ソフトインサート） //（支持部） //（外装） 完成用部品価格例	差込式（B-4） 熱硬化性樹脂（B-4） 軟性発砲樹脂（B-4） 下腿義足用 下腿義足用 啓愛のみで構成	37,600円 22,800円 4,050円 9,800円 15,600円 61,650円
見積価格例			151,500円
■下腿義足 サイム用 1 （ラボックス） [完成用部品についての説明] 足部：サイム用足部 義足調整用部品：コネクタ×2 その他：断端袋下腿用×2	基本価格 製作要素価格例（ソケット） //（ソフトインサート） //（支持部） 完成用部品価格例	差込式（B-5） 熱硬化性樹脂（B-4） 軟性発砲樹脂（B-4） 下腿義足用 ラボックスのみで構成	40,100円 22,800円 4,050円 9,800円 42,700円
見積価格例			119,450円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

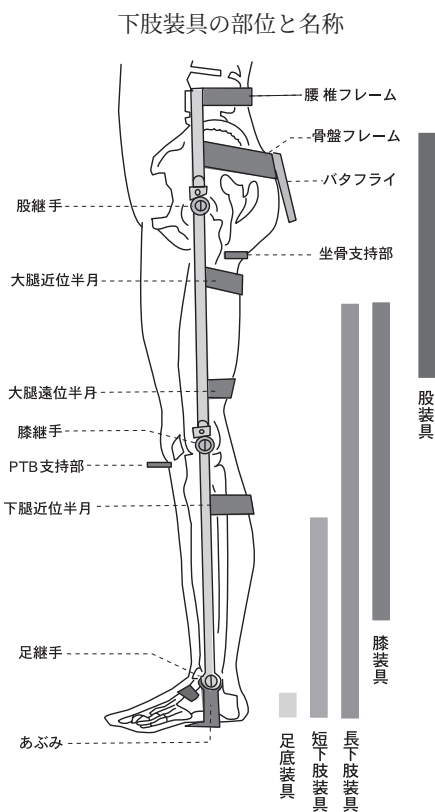
4

装具

4-1 装具の基礎知識

■装具 装具とは、身体の機能障害について、麻痺などによる力の低下の補助、変形の矯正、体重の支持等のために用いる用具です。大きく「下肢装具」「靴型装具」「体幹装具」「上肢装具」に分けられます。

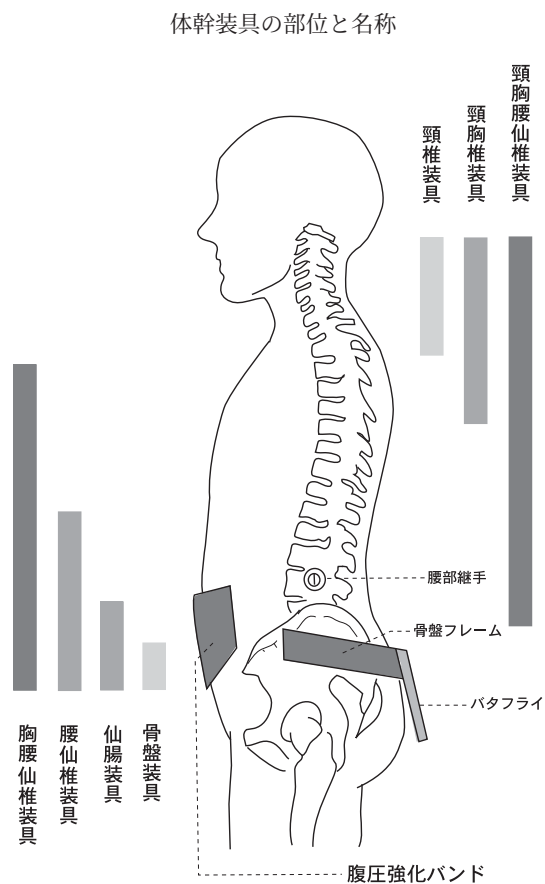
■下肢装具の名称 下肢装具の部位と名称の関係は下図のとおりとなっています。



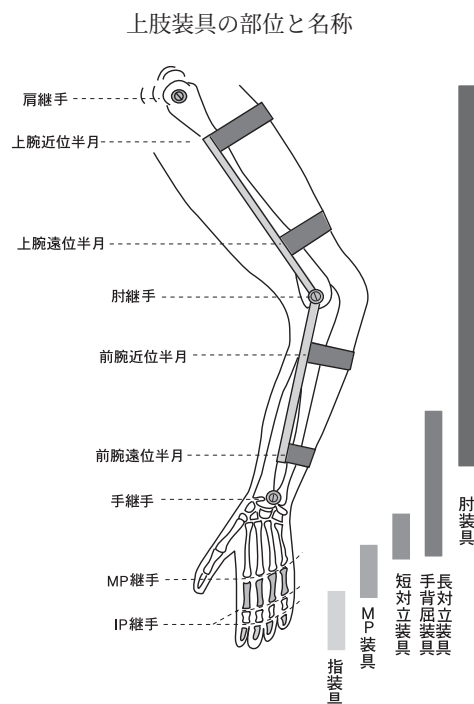
■靴型装具の名称 靴型相互の名称は下図のとおりとなっています。



■体幹装具の名称 靴型相互の名称は下図のとおりとなっています。



■上肢装具の名称 上肢装具の部位と名称の関係は下図のとおりとなっています。



4-2 装具の費用算定方法

1. 製作工程

装具は、「基本工作法」により、「製作要素価格」及び「完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

2. 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

■使用材料費

素材費：装具材料リストによる素材購入費

素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）

小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決める材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）

材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

■製作加工費

作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）

作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費

製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

■装具の価格

また、装具の価格は、次のように構成されていること。

装具の価格＝基本価格＋製作要素価格＋完成用部品価格

基本価格：採型（又は採寸）使用材料費及び装具の名称、採型区分別に設けられている基本工作に要する加工費の計

製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を身体の状態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

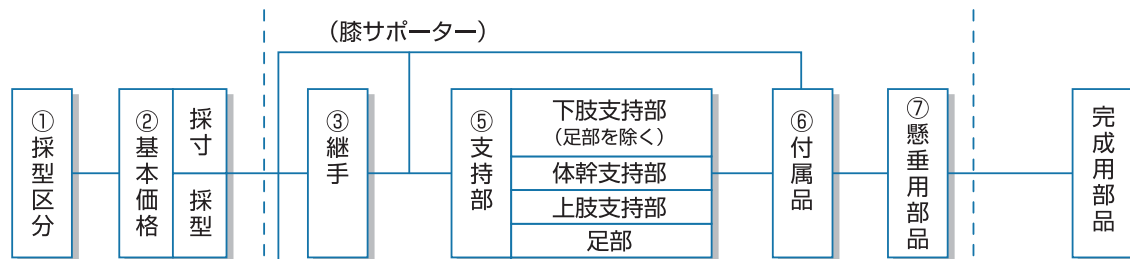
したがって、装具の価格は、「採型区分」による「基本価格」に「製作要素価格」及び「完成用部品価格」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の103に相当する額を上限とすること。

なお、装具は身体障害者用物品として消費税が非

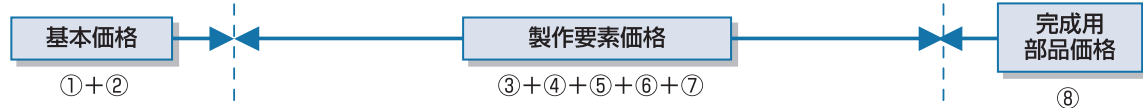
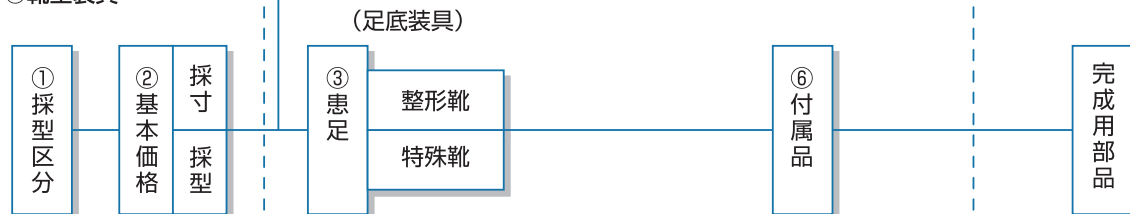
課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の103に相当」の趣旨は、装具を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

装具の価格体系

○下肢・体幹・上肢装具



○靴型装具



3. 装具の基本価格

A) 共通事項

- 1) 装具の基本価格は、「採型区分」に基づき採寸又は採型のいずれかに決定し、「基本価格」から選択すること。
- 2) 採型区分は、装具の製作のために採寸又は採型を必要とする最小限の区分を選択すること。
- 3) 採寸とは、「基本工作法」に基づいた採寸に必要な工程のなかで、「採寸及び投影図の作成」が行われるものであること。
- 4) 採型とは、「基本工作法」に基づいた採型に必要な工程のなかで、「採型」及び「陽性モデルの製作」が行われるものであること。

なお、実際に採型を行ったものであっても「陽性モデルの製作・修正」が行われない場合には、採寸の価格とすること。

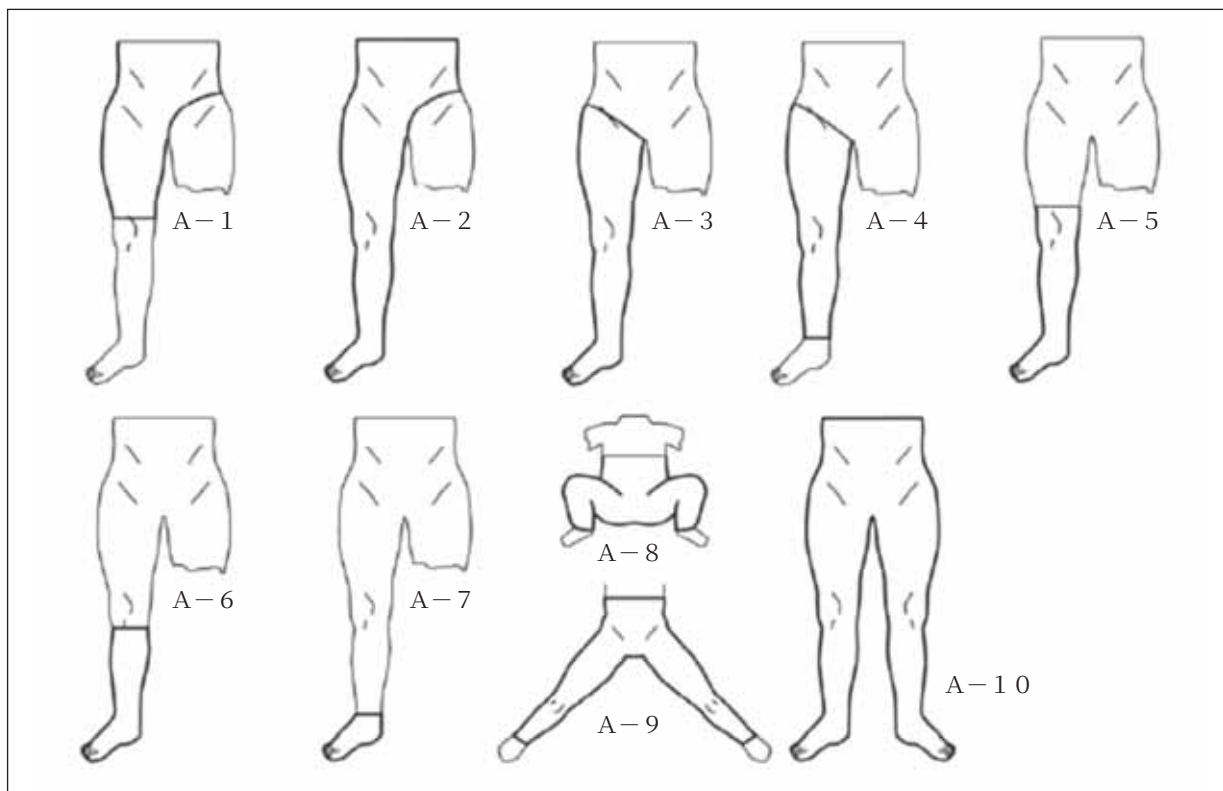
- 5) 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、それぞれの基本価格を加算できないこと。ただし、右及び左を製作する場合には、下肢装具、靴型装具及び上肢装具の基本価格は、一側を一単位として加算することができること。

B) 下肢装具

- 1) 下肢装具の基本価格は、「採型区分」により決定すること。
- 2) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

- A-1 股装具 A-2 長下肢装具（骨盤付）
- A-3 長下肢装具 A-4 膝装具
- A-5 短下肢装具（顆上式）
- A-6 短下肢装具 A-7 足底装具
- A-8 股関節外転装具（タイプ1）
- A-9 股関節外転装具（タイプ2）
- A-10 両長下肢装具（骨盤付）

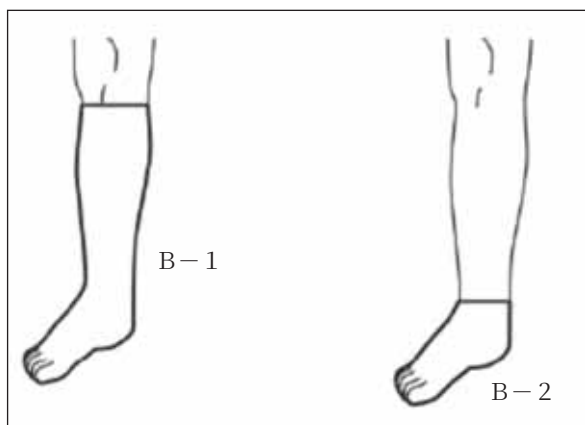
下肢装具の採型区分



C) 靴型装具

- 1) 靴型装具の基本価格は、「採型区分」により決定すること。
- 2) 靴型装具の基本価格は、右又は左の一侧当たりのものであること。
- 3) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
B-1 長靴 B-2 半長靴、チャッカ靴、短靴
- 4) 健足は採寸で取り扱うこと。

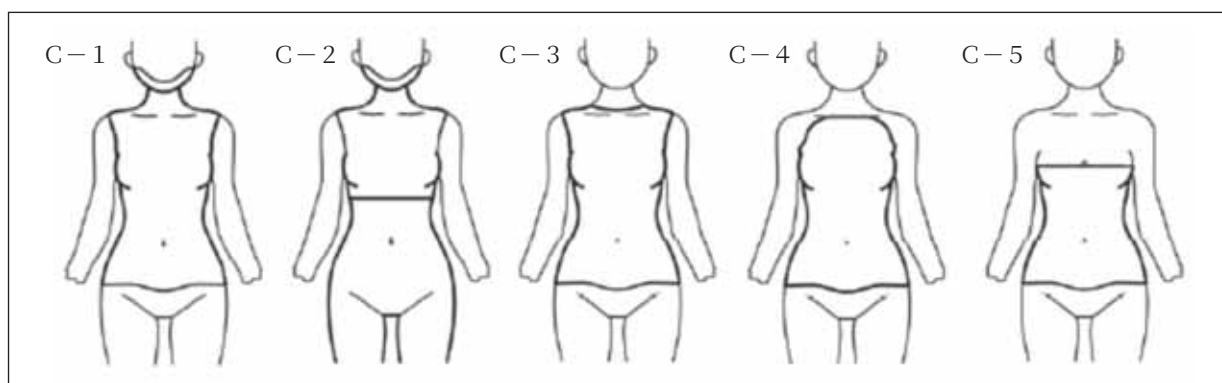
靴型装具の採型区分



D) 体幹装具

- 1) 体幹装具の基本価格は、「採型区分」により決定すること。
- 2) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
C-1 頸椎装具（胸椎装具付） C-2 頸椎装具
C-3 胸椎装具（肩バンド付） C-4 胸椎装具
C-5 腰椎装具、仙腸装具

体幹装具の採型区分

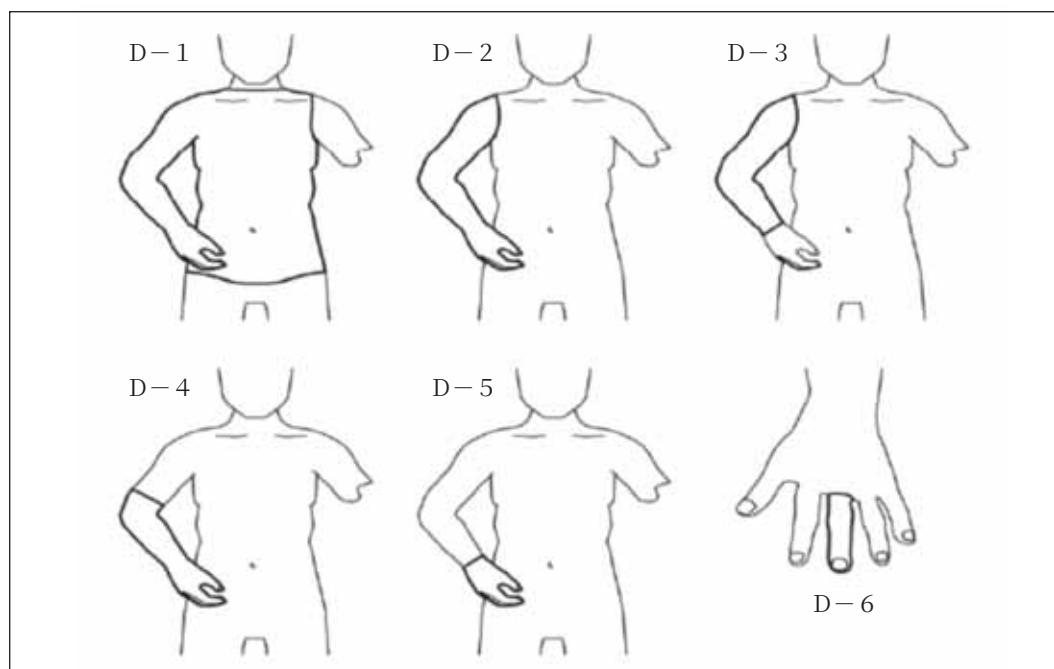


E) 上肢装具

- 1) 上肢装具の基本価格は、「採型区分」により決定すること。
- 2) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

- D-1 肩装具 D-2 肘装具（タイプ1）
 D-3 肘装具（タイプ2）
 D-4 手背屈装具、長対立装具、把持装具
 D-5 短対立装具、MP屈曲・伸展装具
 D-6 指装具

上肢装具の採型区分



4. 装具の製作要素価格

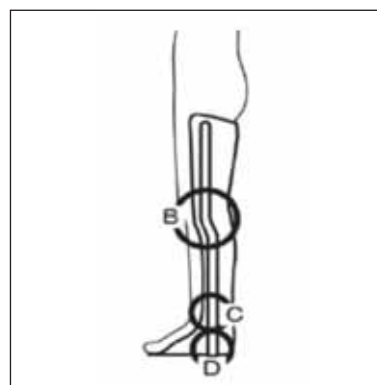
A) 下肢装具

1) 継手

i. 固定継手

- ・固定継手とは、固定式の継手であり、一本棒状の金属支柱をもち、全く動きのない継手であること。

固定継手の加算方法

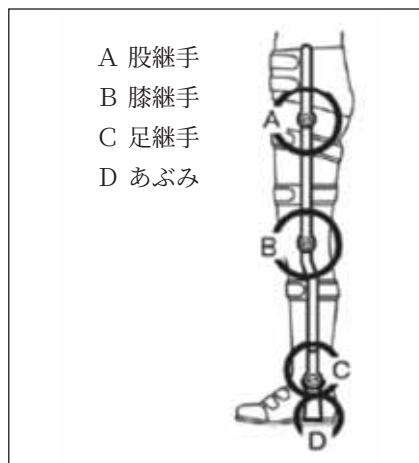


- ・したがって、固定継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算すること。

ii. 遊動継手

- ・遊動継手とは、遊動式の継手であり、可動性をもつ継手であること。

遊動継手の加算方法

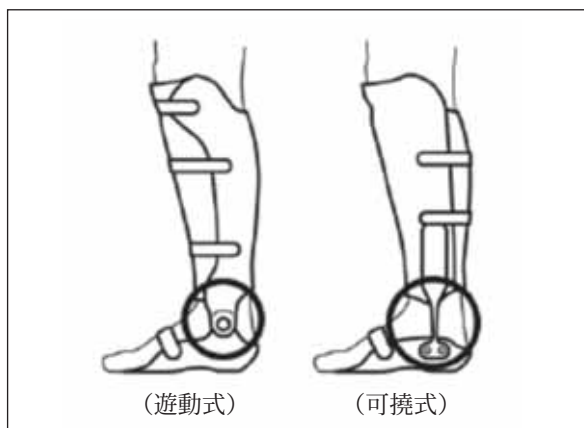


- ・したがって、遊動継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算すること。なお、遊動継手には固定・遊動切替式の継手も含まれること。

iii. プラスチック継手

- ・プラスチック継手とは、継手部品として独立した形状を有するプラスチックの継手であり、遊動式のものと可撓性のものとに区分されること。
- ・可撓性のプラスチック継手を用いる場合の価格は、プラスチック継手の価格（価格×1）とすること。ただし、ヒンジ継手を用いる場合の価格は、片側を一単位とすること。

プラスチック継手の事例

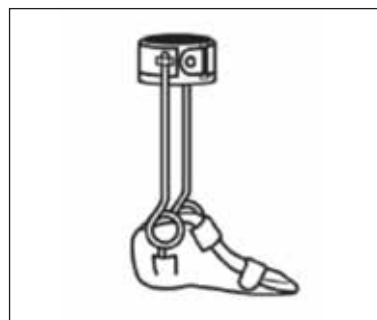


- ・継手部品として独立していない形状のプラスチック継手については、その形状の如何を問わずフレキシブルアングルの場合に限り、可撓性のプラスチック継手として取り扱うこと。
- ・完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は、遊動継手として取り扱うこと。

iv. その他

- ・鋼線支柱の場合は、遊動の価格とし、片側を一単位とすること。

鋼線支柱の事例



- ・短下肢装具用の板バネ支柱の場合は、足継手の遊動の価格（価格×1）とすること。

板ばね支柱の事例



2) 支持部

- 支持部とは、肢体を半周又は一周するもので、装具を肢体に固定し、支柱の位置決定及び装具の強度を高めるために用いられるものであること。
- 半月及び皮革は、それぞれ1カ所を一単位とすること。
- 熱硬化性樹脂とは、F.R.P.のことで、ラミネートされたものであること。
- 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。

- v. P T S式及びK B M式は、P T B支持式に準じて取り扱うこと。
 - vi. あぶみとは、足板又は靴と装具とを連結する足継手より遠位の部分のものであること。なお、歩行用あぶみは、あぶみに準じて取り扱うこと。
 - vii. 足部とは、足部に装着するものであり、すべて支持部とすること。ただし、補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「B」の付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。
 - viii. 足部の皮革の『大』とは、足部の半分以上を覆うものであって、いわゆる『足部おおい』であること。また、『小』とは、『足部おおい以外のもの』であって通常の足底板はこれに含まれること。
 - ix. 標準靴とは、一般のレディメイドの靴ではなく、義肢装具材料メーカーが製作販売している半完成品の靴を加工して靴付きの下肢装具を製作する場合の基準であり、「完成用部品価格」を加算すること。
 - x. 超高密度ポリエチレン（オルソレン）は、オルソレンであって、サブオルソレンではないこと。
 - xi. 短下肢装具の「硬性」には、カフバンドを加算することができないこと。
- 3) その他の加算要素
- i. キャリパー及びツイスターを用いる場合は、完成用部品を加えられないこと。
 - ii. ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合には、靴型装具の「B」の付属品等の加算要素」に準じて取り扱うこと。
 - iii. 膝サポーターのみを製作する場合は、装具の基本価格に膝サポーターの価格を合算した額とすること。ただし、遊動継手付きの場合は、「継手の価格」を加えること。
 - iv. 体幹装具以外で骨盤帯を用いる場合は、すべて体幹装具に準じて取り扱うこと。
 - v. 懸垂帯を必要とする場合は、3－2の殻構造義肢の義足懸垂用部品に準じて取り扱うこと。
 - vi. 補高用足部とは、脚長差を補正するために下肢装具の足部の下方に取り付ける義足型足部であり、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えるこ

と。

- vii. ファンロックは、ダイヤルロックに準じて取り扱うこと。

B) 靴型装具

1) 製作要素

- i. 靴型装具には、患足と健足とがあり、それぞれ短靴、チャッカ靴、半長靴及び長靴に区分されること。
- ii. 短靴とは、側革の高さが果部より低い靴であること。
- iii. チャッカ靴とは、側革の高さが果部までの靴であること。
- iv. 半長靴とは、側革の高さが果部を覆う靴であること。
- v. 長靴とは、側革の高さが概ね下腿の2／3までかかる靴であること。

2) 患足

- i. 右又は左の一侧を一単位とすること。
- ii. 整形靴とは、医師の処方に基づき変形の矯正、疼痛のない圧力分散等特定の目的のために特定の患者の足部に適合させた靴であること。
- iii. 特殊靴とは、特定の患者の形態に応じて靴を作るため特別に木型をおこし作られた靴であること。
- iv. グッドイヤー式及びマッケイ式とは、中底と表底を縫い合わせたものであり、製作要素の価格は2割増しとすること。
- v. 支柱を必要とする場合には、下肢装具の「製作要素価格」と「完成用部品価格」を加えること。

3) 健足

- i. 右又は左の一侧が健足である場合に加えること。
- ii. 健足は、「完成用部品価格」を加えられないこと。

4) 付属品等の加算要素

- i. 月型の延長とは、通常の月型芯を足先方向又は足継手より上の方向に延長したものであり、それぞれの方向に延長した場合であっても当該価格で取り扱うこと。
- ii. スチールバネ入りとは、足関節の側方安定性を向上させる目的で付加されたものであり、使用本

数にかかわらず一単位とすること。

iii. マジックバンドは3個までを本体に含むものとし、3個を超える場合に、超える分につき加算すること。

iv. 補高

- ・敷き革式とは、靴の内部に挿入するものであること。
- ・靴の補高とは、靴の表底に補高を張り合わせるものであり、健足補高もこれに準じて取り扱うこと。

C) 体幹装具

- 1) 体幹装具の価格は、基本価格と支持部ごとのそれぞれの価格を合算した額とすること。ただし、他の装具と組み合わせるものについては、この限りでないこと。
- 2) 骨盤支持部は、側彎矯正用装具の場合に限り加算すること。
- 3) 後方がフレーム、前方が軟性の場合は、支持部ごとのフレームの価格で取り扱うこと。
- 4) ジュエット型の場合は、支持部ごとのフレームの価格で取り扱うこと。
- 5) 高さ調整とは、容易に調整可能なものであり、頸椎装具について加算することができること。なお、価格は、1カ所当たりのものであること。
- 6) バタフライ、会陰ひも及び腹圧強化バンドについては、モールド又はフレームの場合にのみ加算すること。
- 7) 体幹装具の骨盤支持部に用いる側彎矯正用装具付属品については、完成用部品を加算することができること。
- 8) 体幹装具軟性は、キャンバス及びメッシュの区分がないこと。

D) 上肢装具

1) 継手

i. 固定継手

- ・固定継手とは、固定式の継手であり、一本棒状の金属支柱をもち、全く動きのない継手であること。
- ・したがって、固定継手は、継手のない支柱を用いる場合にのみ加算すること。

ii. 遊動継手

- ・遊動継手とは、遊動式の継手であり、可動性をもつ継手であること。
- ・したがって、遊動継手は、継手のある支柱を用いる場合にのみ加算すること。なお、遊動継手には、固定・遊動切替式の継手も含まれること。

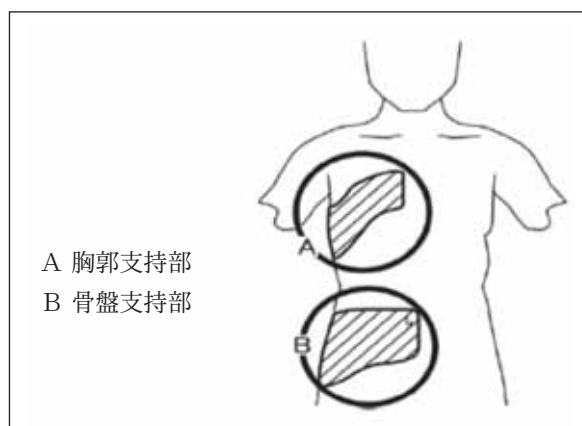
iii. プラスチック継手

- ・プラスチック継手とは、継手部品として独立した形状を有するプラスチックの継手であり、遊動式のものとは可撓性のものとに区分されること。
- ・可撓性のプラスチック継手を用いる場合の価格は、プラスチック継手の価格（価格×1）とすること。ただし、ヒンジ継手を用いる場合の価格は、片側を一単位とすること。（継手については、下肢装具を参照）
- ・プラスチック継手を用いる場合は、当該完成用部品を加算できないこと。

2) 支持部

- i. 胸郭支持部及び骨盤支持部は、右又は左の半身を一単位とすること。なお、胸郭支持部及び骨盤支持部を加算する場合は、体幹装具に関する他のものを加えられないこと。
- ii. 半月及び皮革の価格は、1カ所当たりのものであること。

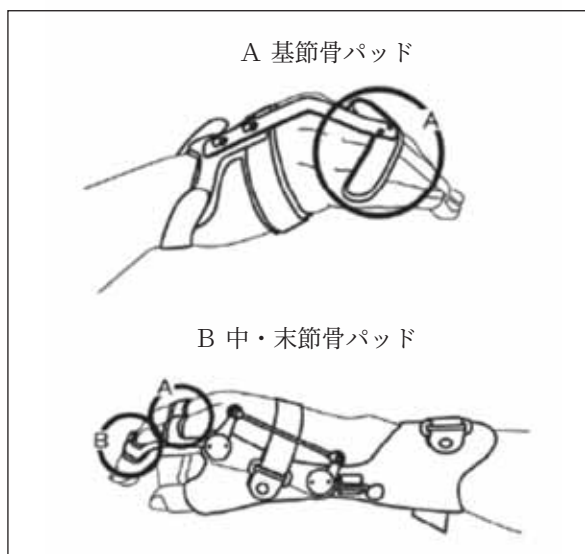
支持部の区分



3) その他の加算要素

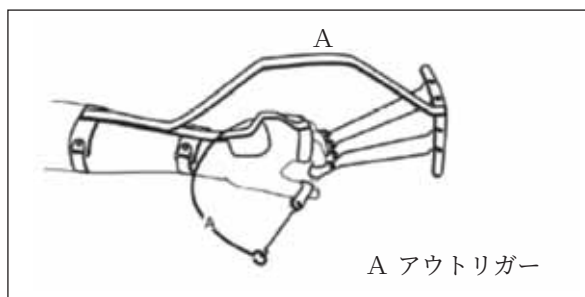
- i. 基節骨パッド及び中・末節骨パッドは、背側及び掌側の片側又は両側を一単位とすること。

基節骨パッド等の加算要素区分



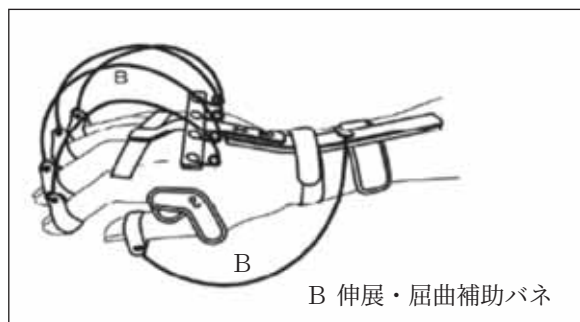
- ii. アウトリガーの価格は、1 ヶ所当たりのものであること。

アウトリガーの加算要素区分



- iii. 伸展・屈曲補助バネの価格は、1 本当たりのものであること。なお、肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを用いる場合は、下肢装具に準じて取り扱うこと。

伸展・屈曲補助バネの加算要素区分



- iv. 懸垂帯を用いる場合は、殻構造義肢の購入基準の懸垂用部品に準じて取り扱うこと。

5. 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、完成用部品の指定基準に定めるところによるものとする。ただし、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、殻構造義肢及び骨格構造義肢の完成用部品を用いることができること。

4-3 装具の品目と見積例

装 具

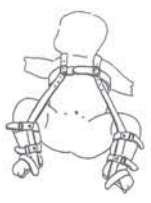
【共通使用材料・部品及び工作法】

基本工作法により、それぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

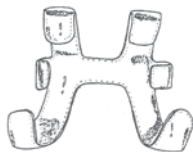
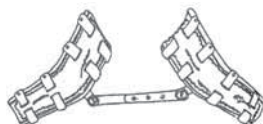
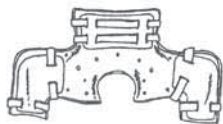
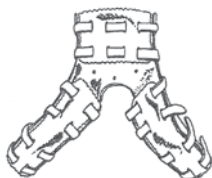
【共通価格構成】

採型区分による基本価格に、それぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。

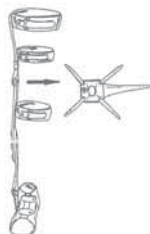
下肢装具

名称／形式	基本構造	見積例
■股装具 金属枠 	骨盤から大腿下部に及ぶもの。金属枠：骨盤部が金属枠で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。	基本価格 採型 23,000円 A-1 採寸 7,100円 製作要素価格例 54,250円 完成用部品価格例 4,000円 見積価格例 88,350円
■股装具 硬性 	骨盤から大腿下部に及ぶもの。硬性：骨盤及び大腿部が陽性モデルによってモールドされたもの。補強用の支柱付きのものを基本とすること。①不燃性セルロイド ②皮革 ③プラスチック	基本価格 採型 23,000円 A-1 採寸 — 製作要素価格例 40,050円 完成用部品価格例 4,000円 見積価格例 67,000円
■股装具 軟性 	骨盤から大腿下部に及ぶもの。軟性：布を主材料としたもの。	基本価格 採型 23,000円 A-1 採寸 7,100円 製作要素価格例 21,900円 完成用部品価格例 — 見積価格例 52,000円
■先天性股脱装具 リーメンビューゲル型 	先天性股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。リーメンビューゲル型：布又は皮革の帯によって股関節を屈曲位に保つもの。	基本価格 採型 — A-8 採寸 7,050円 製作要素価格例 8,800円 完成用部品価格例 — 見積価格例 15,850円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	基本構造	見積例												
■先天性股脱装具 ホンローゼン型 	先天性股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。ホンローゼン型：三本の金属板の組み合わせで、股関節を開排位に保つもの。	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>19,500円</td></tr><tr><td>A－8</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>12,400円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>－</td></tr></table> 見積価格例 31,900円	基本価格	採型	19,500円	A－8	採寸	－	製作要素価格例		12,400円	完成用部品価格例		－
基本価格	採型	19,500円												
A－8	採寸	－												
製作要素価格例		12,400円												
完成用部品価格例		－												
■先天性股脱装具 バチュラー型 	先天性股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。バチュラー型：両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内旋、屈曲位に保つもの。	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>21,000円</td></tr><tr><td>A－9</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>37,200円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>11,600円</td></tr></table> 見積価格例 69,800円	基本価格	採型	21,000円	A－9	採寸	－	製作要素価格例		37,200円	完成用部品価格例		11,600円
基本価格	採型	21,000円												
A－9	採寸	－												
製作要素価格例		37,200円												
完成用部品価格例		11,600円												
■先天性股脱装具 ローレンツ型 	先天性股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。ローレンツ型：股関節を開排位に固定保持するもの。	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>19,500円</td></tr><tr><td>A－8</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>14,200円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>－</td></tr></table> 見積価格例 33,700円	基本価格	採型	19,500円	A－8	採寸	－	製作要素価格例		14,200円	完成用部品価格例		－
基本価格	採型	19,500円												
A－8	採寸	－												
製作要素価格例		14,200円												
完成用部品価格例		－												
■先天性股脱装具 ランゲ型 	先天性股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。ランゲ型：股関節を外転位、軽度屈曲位、強い内旋位に固定保持するもの。	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>21,000円</td></tr><tr><td>A－9</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>31,700円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>－</td></tr></table> 見積価格例 52,700円	基本価格	採型	21,000円	A－9	採寸	－	製作要素価格例		31,700円	完成用部品価格例		－
基本価格	採型	21,000円												
A－9	採寸	－												
製作要素価格例		31,700円												
完成用部品価格例		－												
■内反足装具 短下肢装具型 	下腿の上部から足底に及ぶもの。詳細は、短下肢装具に準じること。	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>14,100円</td></tr><tr><td>A－6</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>15,600円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>－</td></tr></table> 見積価格例 29,700円	基本価格	採型	14,100円	A－6	採寸	－	製作要素価格例		15,600円	完成用部品価格例		－
基本価格	採型	14,100円												
A－6	採寸	－												
製作要素価格例		15,600円												
完成用部品価格例		－												
■内反足装具 靴型装具型 	詳細は靴型装具に準じること。	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>28,200円</td></tr><tr><td>A－6</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>97,200円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>－</td></tr></table> 見積価格例 125,400円	基本価格	採型	28,200円	A－6	採寸	－	製作要素価格例		97,200円	完成用部品価格例		－
基本価格	採型	28,200円												
A－6	採寸	－												
製作要素価格例		97,200円												
完成用部品価格例		－												

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	基本構造	見積例												
■内反足装具 デニスブラウン副子  ※イラストは①	両側の足部を横棒によって結ぶもの。①足底板型：アルミニウムにフェルトの内張りをしたものを基本とすること ②足部おい型 ③靴型装具型	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>20,400円</td></tr><tr><td>A－7</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>14,400円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>6,700円</td></tr></table> 見積価格例 41,500円	基本価格	採型	20,400円	A－7	採寸	－	製作要素価格例		14,400円	完成用部品価格例		6,700円
基本価格	採型	20,400円												
A－7	採寸	－												
製作要素価格例		14,400円												
完成用部品価格例		6,700円												
■長下肢装具 両側支柱 	大腿上部より足底に及ぶもの。両側支柱：下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの。①高力アルミニウム合金 ②鋼	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>19,900円</td></tr><tr><td>A－3</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>66,200円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>14,000円</td></tr></table> 見積価格例 100,100円	基本価格	採型	19,900円	A－3	採寸	－	製作要素価格例		66,200円	完成用部品価格例		14,000円
基本価格	採型	19,900円												
A－3	採寸	－												
製作要素価格例		66,200円												
完成用部品価格例		14,000円												
■長下肢装具 片側支柱 	大腿上部より足底に及ぶもの。片側支柱：下腿の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱を持つもの。①高力アルミニウム合金 ②鋼	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>19,900円</td></tr><tr><td>A－3</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>55,000円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>14,000円</td></tr></table> 見積価格例 88,900円	基本価格	採型	19,900円	A－3	採寸	－	製作要素価格例		55,000円	完成用部品価格例		14,000円
基本価格	採型	19,900円												
A－3	採寸	－												
製作要素価格例		55,000円												
完成用部品価格例		14,000円												
■長下肢装具 硬性 	大腿上部より足底に及ぶもの。硬性：陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とすること。①不燃性セルロイド ②皮革 ③プラスチック	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>19,900円</td></tr><tr><td>A－3</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>68,600円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>14,000円</td></tr></table> 見積価格例 102,500円	基本価格	採型	19,900円	A－3	採寸	－	製作要素価格例		68,600円	完成用部品価格例		14,000円
基本価格	採型	19,900円												
A－3	採寸	－												
製作要素価格例		68,600円												
完成用部品価格例		14,000円												
■長下肢装具 X脚又はO脚 	大腿上部より足底に及ぶもの。	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>19,900円</td></tr><tr><td>A－3</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>48,550円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>800円</td></tr></table> 見積価格例 69,250円	基本価格	採型	19,900円	A－3	採寸	－	製作要素価格例		48,550円	完成用部品価格例		800円
基本価格	採型	19,900円												
A－3	採寸	－												
製作要素価格例		48,550円												
完成用部品価格例		800円												
■膝装具 両側支柱 	大腿から下腿に及ぶもの。両側支柱：内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上持つもの。	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>16,800円</td></tr><tr><td>A－4</td><td>採寸</td><td>6,800円</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>56,850円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>8,200円</td></tr></table> 見積価格例 88,650円	基本価格	採型	16,800円	A－4	採寸	6,800円	製作要素価格例		56,850円	完成用部品価格例		8,200円
基本価格	採型	16,800円												
A－4	採寸	6,800円												
製作要素価格例		56,850円												
完成用部品価格例		8,200円												

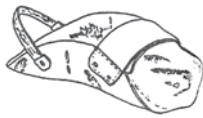
※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	基本構造	見積例												
■膝装具 硬性 	大腿から下腿に及ぶもの。硬性：陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。①不燃性セルロイド ②皮革 ③プラスチック	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>16,800円</td></tr><tr><td>A－4</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>36,100円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>8,200円</td></tr></table> 見積価格例 61,100円	基本価格	採型	16,800円	A－4	採寸	－	製作要素価格例		36,100円	完成用部品価格例		8,200円
基本価格	採型	16,800円												
A－4	採寸	－												
製作要素価格例		36,100円												
完成用部品価格例		8,200円												
■膝装具 スウェーデン式 	大腿から下腿に及ぶもの。	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>16,800円</td></tr><tr><td>A－4</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>33,250円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>－</td></tr></table> 見積価格例 50,050円	基本価格	採型	16,800円	A－4	採寸	－	製作要素価格例		33,250円	完成用部品価格例		－
基本価格	採型	16,800円												
A－4	採寸	－												
製作要素価格例		33,250円												
完成用部品価格例		－												
■膝装具 軟性 	大腿から下腿に及ぶもの。軟性：布を主材料としたもの。	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>－</td></tr><tr><td>A－4</td><td>採寸</td><td>6,800円</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>10,300円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>－</td></tr></table> 見積価格例 17,100円	基本価格	採型	－	A－4	採寸	6,800円	製作要素価格例		10,300円	完成用部品価格例		－
基本価格	採型	－												
A－4	採寸	6,800円												
製作要素価格例		10,300円												
完成用部品価格例		－												
■短下肢装具 両側支柱 	下肢上部より足底に及ぶもの。両側支柱：下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの。①高力アルミニウム合金 ②鋼	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>14,100円</td></tr><tr><td>A－6</td><td>採寸</td><td>6,500円</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>23,400円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>26,000円</td></tr></table> 見積価格例 70,000円	基本価格	採型	14,100円	A－6	採寸	6,500円	製作要素価格例		23,400円	完成用部品価格例		26,000円
基本価格	採型	14,100円												
A－6	採寸	6,500円												
製作要素価格例		23,400円												
完成用部品価格例		26,000円												
■短下肢装具 片側支柱 	下肢上部より足底に及ぶもの。片側支柱：下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの。①高力アルミニウム合金 ②鋼	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>14,100円</td></tr><tr><td>A－6</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>23,500円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>5,800円</td></tr></table> 見積価格例 43,400円	基本価格	採型	14,100円	A－6	採寸	－	製作要素価格例		23,500円	完成用部品価格例		5,800円
基本価格	採型	14,100円												
A－6	採寸	－												
製作要素価格例		23,500円												
完成用部品価格例		5,800円												
■短下肢装具 S型支柱 	下肢上部より足底に及ぶもの。S型支柱：下肢の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの。①高力アルミニウム合金 ②鋼	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>14,100円</td></tr><tr><td>A－6</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>22,650円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>5,800円</td></tr></table> 見積価格例 42,550円	基本価格	採型	14,100円	A－6	採寸	－	製作要素価格例		22,650円	完成用部品価格例		5,800円
基本価格	採型	14,100円												
A－6	採寸	－												
製作要素価格例		22,650円												
完成用部品価格例		5,800円												

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	基本構造	見積例												
■短下肢装具 鋼線支柱	下肢上部より足底に及ぶもの。鋼線支柱：下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>14,100円</td></tr><tr><td>A－6</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>28,850円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>800円</td></tr></table> 見積価格例 43,750円	基本価格	採型	14,100円	A－6	採寸	－	製作要素価格例		28,850円	完成用部品価格例		800円
基本価格	採型	14,100円												
A－6	採寸	－												
製作要素価格例		28,850円												
完成用部品価格例		800円												
■短下肢装具 板ばね	下肢上部より足底に及ぶもの。板ばね：下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックの半月につながるものとする。	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>14,100円</td></tr><tr><td>A－6</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>23,500円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>－</td></tr></table> 見積価格例 37,600円	基本価格	採型	14,100円	A－6	採寸	－	製作要素価格例		23,500円	完成用部品価格例		－
基本価格	採型	14,100円												
A－6	採寸	－												
製作要素価格例		23,500円												
完成用部品価格例		－												
■短下肢装具 硬性	下肢上部より足底に及ぶもの。硬性：陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等）。①支柱付き：金属の支柱と半月によって補強されたもの ②支柱なし：金属支柱のないもの	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>15,400円</td></tr><tr><td>A－5</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>36,350円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>7,680円</td></tr></table> 見積価格例 59,430円	基本価格	採型	15,400円	A－5	採寸	－	製作要素価格例		36,350円	完成用部品価格例		7,680円
基本価格	採型	15,400円												
A－5	採寸	－												
製作要素価格例		36,350円												
完成用部品価格例		7,680円												
■短下肢装具 軟性	下肢上部より足底に及ぶもの。軟性：ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの。	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>14,100円</td></tr><tr><td>A－6</td><td>採寸</td><td>－</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>24,800円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>－</td></tr></table> 見積価格例 38,900円	基本価格	採型	14,100円	A－6	採寸	－	製作要素価格例		24,800円	完成用部品価格例		－
基本価格	採型	14,100円												
A－6	採寸	－												
製作要素価格例		24,800円												
完成用部品価格例		－												
■ツイスター 軟性	骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの。軟性：布ひも又はゴムひもを用いたもの。	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>－</td></tr><tr><td>A－7</td><td>採寸</td><td>5,550円</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>19,900円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>20,200円</td></tr></table> 見積価格例 45,650円	基本価格	採型	－	A－7	採寸	5,550円	製作要素価格例		19,900円	完成用部品価格例		20,200円
基本価格	採型	－												
A－7	採寸	5,550円												
製作要素価格例		19,900円												
完成用部品価格例		20,200円												
■ツイスター 鋼製ケーブル	骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの。鋼製ケーブル：鋼製ケーブルを用いたもの。	<table><tr><td>基本価格</td><td>採型</td><td>－</td></tr><tr><td>A－7</td><td>採寸</td><td>5,550円</td></tr><tr><td>製作要素価格例</td><td></td><td>45,000円</td></tr><tr><td>完成用部品価格例</td><td></td><td>21,600円</td></tr></table> 見積価格例 72,150円	基本価格	採型	－	A－7	採寸	5,550円	製作要素価格例		45,000円	完成用部品価格例		21,600円
基本価格	採型	－												
A－7	採寸	5,550円												
製作要素価格例		45,000円												
完成用部品価格例		21,600円												

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	基本構造	見積例
■足底装具 アーチサポート 	足部に対する装具であって、靴型装具以外のもの。アーチサポート（ふまず支え）：足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とすること。①陽性モデルを用いてモールドされたもの②採寸によって製作されたもの。	基本価格 採型 10,200円 A－7 採寸 5,550円 製作要素価格例 6,200円 完成用部品価格例 － 見積価格例 21,950円
■足底装具 メタルザルサポート 	足部に対する装具であって、靴型装具以外のもの。メタルザルサポート（中足支え）：足の中足アーチを支えるもの。	基本価格 採型 10,200円 A－7 採寸 － 製作要素価格例 7,200円 完成用部品価格例 － 見積価格例 17,400円
■足底装具 外側楔 	足部に対する装具であって、靴型装具以外のもの。外側楔。	基本価格 採型 10,200円 A－7 採寸 5,550円 製作要素価格例 6,200円 完成用部品価格例 － 見積価格例 21,950円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

靴型装具

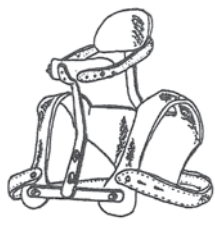
名称／形式	基本構造	見積例
■靴型装具 長靴 	医師の処方のもとに治療に用いられる靴であって、ふまず鋼の入っているものを基本とすること。皮革又は布を主材料としたもの。長靴：下腿の上部に及ぶもの。	基本価格 採寸 13,000円 B－1 採型 28,200円 製作要素価格例 82,200円 完成用部品価格例 － 見積価格例 123,400円
■靴型装具 半長靴（編上靴） 	医師の処方のもとに治療に用いられる靴であって、ふまず鋼の入っているものを基本とすること。皮革又は布を主材料としたもの。半長靴（編上靴）：側革が果部より高いもの。	基本価格 採寸 11,100円 B－2 採型 20,400円 製作要素価格例 77,200円 完成用部品価格例 － 見積価格例 108,700円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

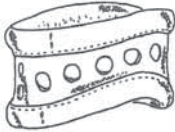
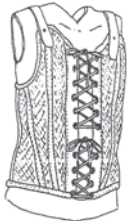
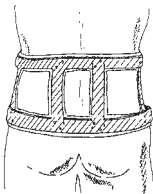
名称／形式	基本構造	見積例
■靴型装具 チャッカ靴 	医師の処方のもとに治療に用いられる靴であって、ふまず鋼の入っているものを基本とすること。皮革又は布を主材料としたもの。チャッカ靴：側革が果部に及ぶもの。	基本価格 採寸 11,100円 B-2 採型 20,400円 製作要素価格例 75,000円 完成用部品価格例 — 見積価格例 106,500円
■靴型装具 短靴 	医師の処方のもとに治療に用いられる靴であって、ふまず鋼の入っているものを基本とすること。皮革又は布を主材料としたもの。短靴：側革が果部より低いもの。	基本価格 採寸 11,100円 B-2 採型 20,400円 製作要素価格例 72,600円 完成用部品価格例 — 見積価格例 104,100円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

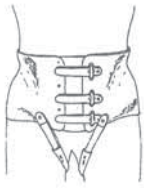
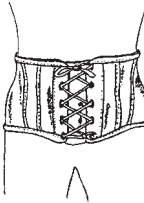
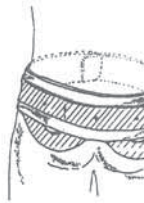
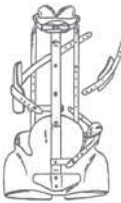
体幹装具

名称／形式	基本構造	見積例
■頸椎装具 金属枠 	肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。金属枠。	基本価格 採型 21,100円 C-2 採寸 — 製作要素価格例 41,700円 完成用部品価格例 — 見積価格例 62,800円
■頸椎装具 硬性（腰椎装具付き） 	肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。硬性（腰椎装具付き）。	基本価格 採型 27,000円 C-1 採寸 — 製作要素価格例 60,300円 完成用部品価格例 — 見積価格例 87,300円
■頸椎装具 硬性 	肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。硬性（スポンジラバーを含む）：陽性モデルを用いてモールドされたもの。 ①不燃性セルロイド ②皮革 ③プラスチック	基本価格 採型 21,100円 C-2 採寸 — 製作要素価格例 28,100円 完成用部品価格例 — 見積価格例 49,200円

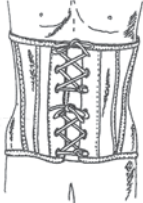
※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	基本構造	見積例
■頸椎装具 カラー（あご受けあり） 	肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。カラー(あご受けあり)。	基本価格 採型 — C-2 採寸 6,900円 製作要素価格例 12,500円 完成用部品価格例 — 見積価格例 19,400円
■頸椎装具 カラー（あご受けなし） 	肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。カラー(あご受けなし)。	基本価格 採型 — C-2 採寸 6,900円 製作要素価格例 10,100円 完成用部品価格例 — 見積価格例 17,000円
■胸腰仙椎装具 金属枠 	骨盤から胸背部に及ぶもの。金属枠。	基本価格 採型 20,600円 C-3 採寸 — 製作要素価格例 36,600円 完成用部品価格例 — 見積価格例 57,200円
■胸腰仙椎装具 硬性 	骨盤から胸背部に及ぶもの。硬性：陽性モデルを用いてモールドされたもの。①不燃性セルロイド ②皮革 ③プラスチック	基本価格 採型 20,600円 C-3 採寸 — 製作要素価格例 36,500円 完成用部品価格例 — 見積価格例 57,100円
■胸腰仙椎装具 軟性 	骨盤から胸背部に及ぶもの。軟性。	基本価格 採型 20,600円 C-3 採寸 — 製作要素価格例 27,100円 完成用部品価格例 — 見積価格例 47,700円
■仙腸装具 金属枠 	骨盤を含むもの。金属枠。	基本価格 採型 15,600円 C-5 採寸 — 製作要素価格例 25,900円 完成用部品価格例 — 見積価格例 41,500円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	基本構造	見積例
■仙腸装具 硬性 	骨盤を含むもの。硬性：陽性モデルを用いてモールドされたもの。①不燃性セルロイド ②皮革 ③プラスチック	基本価格 採型 15,600円 C-5 採寸 - 製作要素価格例 16,600円 完成用部品価格例 - 見積価格例 32,200円
■仙腸装具 軟性 	骨盤を含むもの。軟性：布を主材料にし、板ばねで補強したもの。	基本価格 採型 - C-5 採寸 6,150円 製作要素価格例 15,000円 完成用部品価格例 - 見積価格例 21,150円
■仙腸装具 骨盤帯（芯のあるもの） 	骨盤を含むもの。骨盤帯：骨盤を帯状に一周するもの。骨盤帯（芯のあるもの）。	基本価格 採型 - C-5 採寸 6,150円 製作要素価格例 23,050円 完成用部品価格例 - 見積価格例 29,200円
■仙腸装具 骨盤帯（芯のないもの） 	骨盤を含むもの。骨盤帯：骨盤を帯状に一周するもの。骨盤帯（芯のないもの）。	基本価格 採型 - C-5 採寸 6,150円 製作要素価格例 18,050円 完成用部品価格例 - 見積価格例 24,200円
■側彎矯正装具 ミルウォーキーブレイス 	側彎症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであること。ミルウォーキーブレイス。	基本価格 採型 15,600円 C-5 採寸 - 製作要素価格例 83,000円 完成用部品価格例 32,190円 見積価格例 130,790円
■側彎矯正装具 アンダーアームブレイス 	側彎症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであること。アンダーアームブレイス。	基本価格 採型 17,700円 C-4 採寸 - 製作要素価格例 90,500円 完成用部品価格例 15,120円 見積価格例 123,320円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

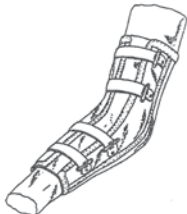
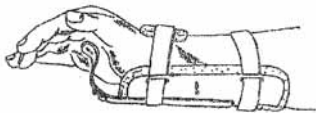
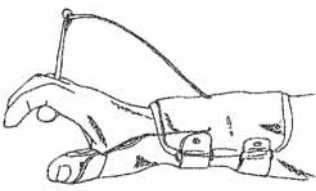
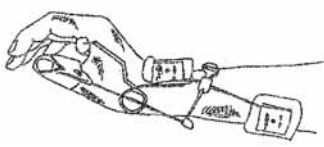
名称／形式	基本構造	見積例
■腰仙椎装具 金属枠 	骨盤から腰部に及ぶもの。金属枠。	基本価格 採型 15,600円 C-5 採寸 — 製作要素価格例 43,200円 完成用部品価格例 5,500円 見積価格例 64,300円
■腰仙椎装具 硬性 	骨盤から腰部に及ぶもの。硬性：陽性モデルを用いてモールドされたもの。①不燃性セルロイド ②皮革 ③プラスチック	基本価格 採型 15,600円 C-5 採寸 — 製作要素価格例 29,200円 完成用部品価格例 5,500円 見積価格例 50,300円
■腰仙椎装具 軟性 	骨盤から腰部に及ぶもの。軟性。ダーメンコルセット。	基本価格 採型 — C-5 採寸 6,150円 製作要素価格例 16,700円 完成用部品価格例 — 見積価格例 22,850円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

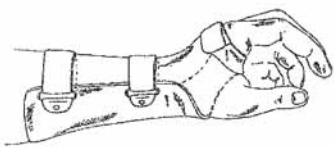
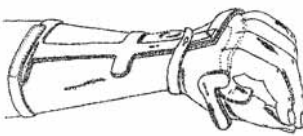
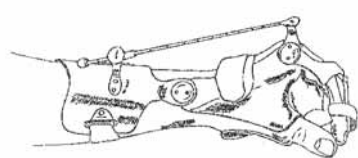
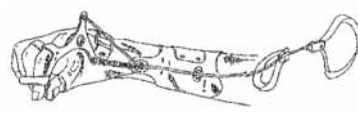
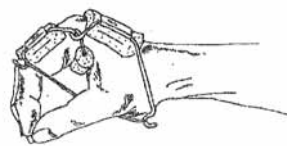
上肢装具

名称／形式	基本構造	見積例
■肩装具 金属枠 	肩関節を外転位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。 金属枠：体幹の部分が金属枠のもの。	基本価格 採型 28,100円 D-1 採寸 — 製作要素価格例 75,700円 完成用部品価格例 17,100円 見積価格例 120,900円
■肩装具 硬性 	肩関節を外転位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。 硬性：陽性モデルによってモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。①不燃性セルロイド ②皮革 ③プラスチック	基本価格 採型 28,100円 D-1 採寸 — 製作要素価格例 62,200円 完成用部品価格例 17,100円 見積価格例 107,400円

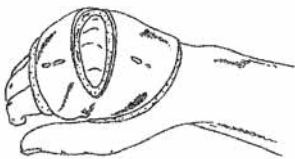
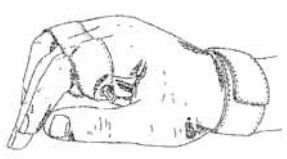
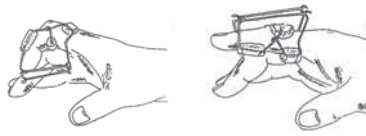
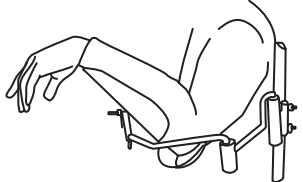
※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	基本構造	見積例
■肘装具 両側支柱 	上腕から前腕に及ぶもの。両側支柱：両側に金属の支柱をもち、金属の半月を持つもの。	基本価格 採型 14,000円 D-3 採寸 - 製作要素価格例 42,400円 完成用部品価格例 7,400円 見積価格例 63,800円
■肘装具 硬性 	上腕から前腕に及ぶもの。硬性：陽性モデルによってモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。①不燃性セルロイド ②皮革 ③プラスチック	基本価格 採型 14,000円 D-3 採寸 - 製作要素価格例 22,350円 完成用部品価格例 - 見積価格例 36,350円
■肘装具 軟性 	上腕から前腕に及ぶもの。軟性。	基本価格 採型 14,000円 D-3 採寸 - 製作要素価格例 14,750円 完成用部品価格例 - 見積価格例 28,750円
■手背屈装具 パネル型 	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの。パネル型：前腕部と手部を板ばねによって結ぶもの。	基本価格 採型 - D-4 採寸 6,200円 製作要素価格例 17,750円 完成用部品価格例 - 見積価格例 23,950円
■手背屈装具 トーマス型 	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの。トーマス型：ゴムによって手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの。	基本価格 採型 - D-4 採寸 6,200円 製作要素価格例 21,700円 完成用部品価格例 - 見積価格例 27,900円
■手背屈装具 オープンハイマー型 	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの。オープンハイマー型：鋼線を主材料として、手関節背屈、MP伸展、母指外転位をとらせるもの。	基本価格 採型 - D-4 採寸 6,200円 製作要素価格例 25,750円 完成用部品価格例 - 見積価格例 31,950円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	基本構造	見積例
■手背屈装具 硬性 	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの。硬性：①不燃性セルロイド ②皮革 ③プラスチック	基本価格 採型 12,500円 D-4 採寸 - 製作要素価格例 11,000円 完成用部品価格例 - 見積価格例 23,500円
■長対立装具 	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。	基本価格 採型 - D-4 採寸 6,200円 製作要素価格例 24,950円 完成用部品価格例 - 見積価格例 31,150円
■短対立装具 	母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。	基本価格 採型 - D-5 採寸 5,650円 製作要素価格例 14,400円 完成用部品価格例 - 見積価格例 20,050円
■把持装具 手関節駆動式 	前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。手関節駆動式：手関節の運動によってつまみを可能にするもの。	基本価格 採型 - D-4 採寸 6,200円 製作要素価格例 33,500円 完成用部品価格例 - 見積価格例 39,700円
■把持装具 ハーネス駆動式 	前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。ハーネス駆動式：ハーネスを力源とするもの。	基本価格 採型 - D-4 採寸 6,200円 製作要素価格例 34,200円 完成用部品価格例 9,500円 見積価格例 49,900円
■MP屈曲装具 (ナックルバンダー) MP伸展装具 (逆ナックルバンダー) バネル型 	手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP関節を屈曲または伸展させるもの。パネル型：ゴムを用いるもの。	基本価格 採型 - D-5 採寸 5,650円 製作要素価格例 13,900円 完成用部品価格例 - 見積価格例 19,550円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

名称／形式	基本構造	見積例
■MP屈曲装具 (ナックルバンダー) MP伸展装具 (逆ナックルバンダー) プラスチック	手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP関節を屈曲または伸展させるもの。プラスチック。	基本価格 採型 10,000円 D-5 採寸 - 製作要素価格例 8,200円 完成用部品価格例 -
		見積価格例 18,200円
■MP屈曲装具 (ナックルバンダー) MP伸展装具 (逆ナックルバンダー) 軟性	手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP関節を屈曲または伸展させるもの。軟性。	基本価格 採型 - D-5 採寸 5,650円 製作要素価格例 - 完成用部品価格例 -
		見積価格例 5,650円
■指装具 (指用ナックルバンダー・ 指用逆ナックルバンダー)	P I P及びD I P関節を伸展位または屈曲位あるいは内外反位に保持するもの。	基本価格 採型 - D-6 採寸 4,000円 製作要素価格例 8,350円 完成用部品価格例 -
		見積価格例 12,350円
■B. F. O (食事動作補助器)	前腕を平行をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの。付属品として、車いすを加えることができること。	基本価格 採型 - D-2 採寸 6,600円 製作要素価格例 100,000円 完成用部品価格例 79,400円
		見積価格例 186,000円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

5

座位保持装置

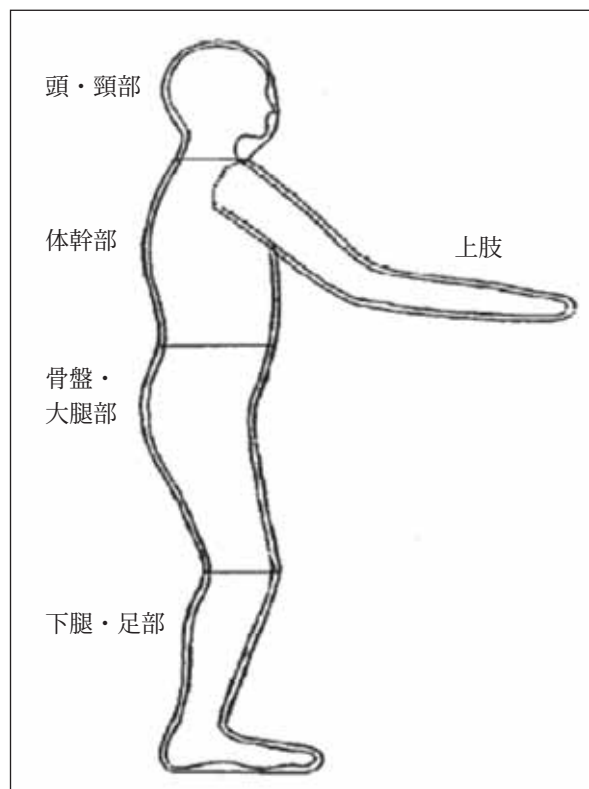
5-1 座位保持装置について

座位保持装置とは、体幹及び四肢の機能障害により座位姿勢を保持する能力に障害がある場合に用いられるものである。なお、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢（いわゆる立位姿勢、膝立ち姿勢及び臥位姿勢等）を保持する機能を有した装置に

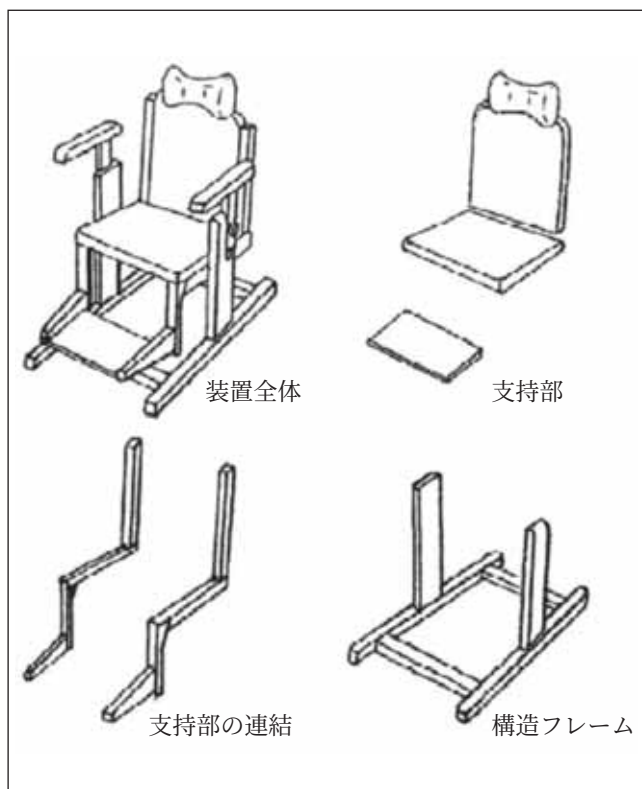
ついても、座位保持装置として取り扱うことができること。

ただし、立位訓練を目的とするものは、座位保持装置の購入に係る補装具費の支給目的に馴染まないため、起立保持具の特例として取り扱うこと。

座位保持装置の採寸・採型に係る身体部位区分



座位保持装置の構成概念図



5-2 座位保持装置の費用算定方法

1. 製作工程

座位保持装置は、「基本工作法」により、「製作要素価格」及び「完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

2. 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

■使用材料費

素材費：座位保持装置材料リストによる素材購入費

素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）

小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め

難い材料費（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）

材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

■製作加工費

作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業

時間相当人件費（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）

作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、

作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費

製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、

減価償却費等

管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

■座位保持装置の価格

また、座位保持装置の価格は、次のように構成されていること。

座位保持装置の価格＝基本価格＋製作要素価格＋完成用部品価格

基本価格：採型（又は採寸）使用材料費及び基本工作に要する加工費の計

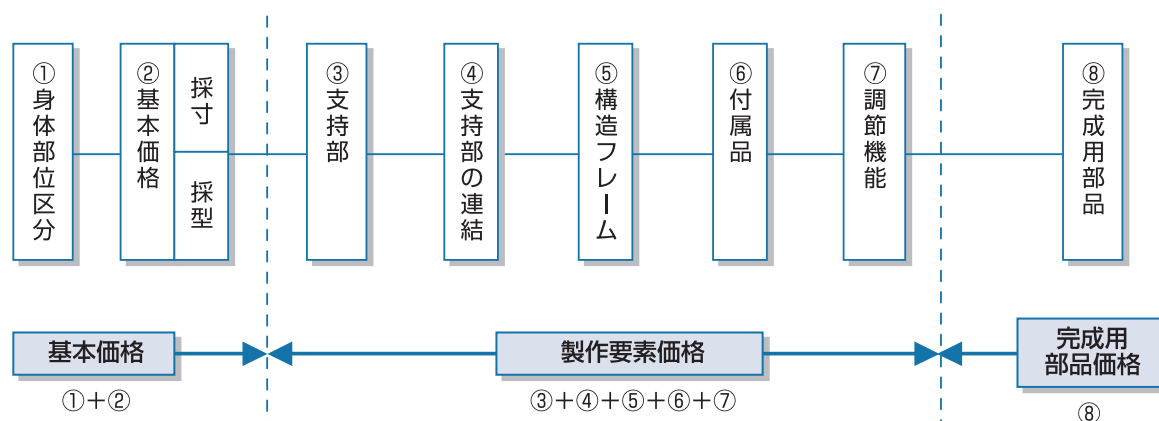
製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を座位保持装置の形態に適合するよう加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、座位保持装置の価格は、「身体部位区分」による「基本価格」に「製作要素価格」及び「完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の103に相当する額を上限とすること。

なお、座位保持装置は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の103に相当」の趣旨は、座位保持装置を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

座位保持装置の価格体系



3. 座位保持装置の基本価格

- 1) 座位保持装置の基本価格は、身体支持を必要とする身体部位を「身体部位区分」から選択し、部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を「基本価格」から選択して組み合わせること。ただし、下腿・足部の基本価格は採寸のみとし、採型をした場合であっても採寸の価格の範囲内で対応すること。
- 2) 身体部位区分は、装置を製作するために必要とする最小限の区分を選択すること。
- 3) 採寸とは、「基本工作法」に基づく工程の中で、「採寸、設計図の作成」が行われるものであること。
- 4) 採型とは、「基本工作法」に基づく工程の中で、「採型、設計図の作成、陽性モデルの製作・修正」が行われるものであること。
- 5) 採型器による採型の後、その三次元形状をデジタルデータ化して製作する場合は、採型として取り扱うこと。
- 6) 上肢及び下腿・足部は、右側又は左側一方を片側とすること。

4. 座位保持装置の製作要素価格

A) 支持部

1) 共通事項

- i. 座位保持装置の支持部は、身体部位区分で選択した身体部位に該当する支持部を組み合わせること。

ii. 支持部カバー（表面の張り地）の価格は含まないものとする。

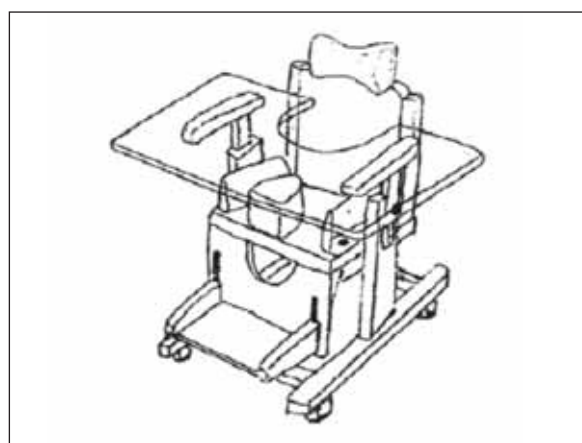
iii. 完成用部品の支持部を用いる場合は、当該完成用部品が及ぶ部位の製作要素価格の支持部を加算することができないこと。

2) 平面形状型

平面形状型とは、採寸で製作されるもので、平面を主体として構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせる姿勢を保持する機能を有するものであること。

なお、付属品の体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品等を内蔵して一体型として製作する場合は、その価格を加算することができること。

平面形状型の例



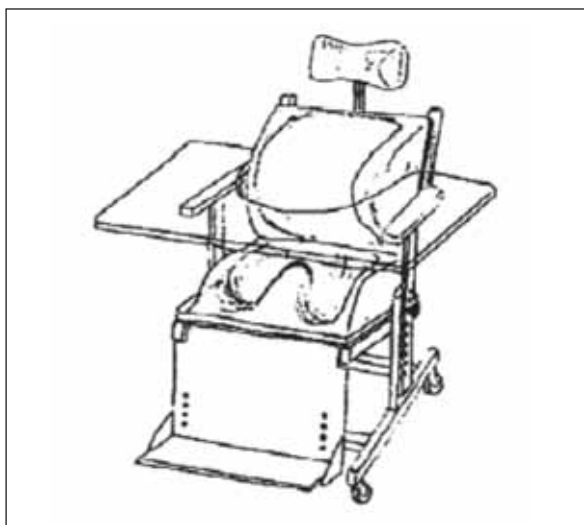
3) モールド型

i. モールド型の支持部とは、採型で製作されるもので、身体の形状に合わせた三次曲面で構成された支持面を持ち、各種付属品を組み合わせることで姿勢を保持する機能を有するものであること。

なお、付属品のうち体幹保持部品（胸パッド及び胸受けロールを除く）及び骨盤保持部品を組み合わせることはできないこと。

ii. 採寸でモールド型を製作する場合は、モールド型の価格の80%に相当する額とすること。

モールド型の例



4) シート張り調節型

シート張り調節型とは、支持面のシート又は複数のベルトによるたわみによって身体形状や変形に対応し、姿勢を保持できる機能を有するものであること。

5) フレックス構造

フレックス構造とは、身体支持部が二つ以上に分割され、それらの間が柔軟性のある部材で連結され、可動する構造を有するものであること。

B) 支持部の連結

1) 共通事項

i. 支持部の連結とは、各支持部を一定の位置関係に保つため、構造フレームと独立した部材で各々を連結するものであること。

ii. 完成用部品の各種継手を使用する場合は、各支持部の連結の価格を加算することができないこと。

iii. 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造であること。

iv. 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、可動軸を有するものであること。

v. フレックス構造により連結を行った支持部について、さらに固定又は遊動の価格を加算することはできないこと。

vi. 殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の購入基準に準じて取り扱うこと。

2) 角度調整用部品

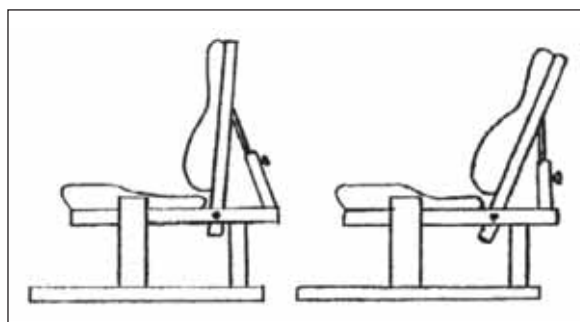
i. 支持部の連結・遊動と組み合わせて無段階に角度可変調節を行うために使用されるものであること。

ii. 使用者の身体状況（体重を含む）を参考に、安全性と耐久性を考慮して必要な本数分を加算することができること。

3) その他

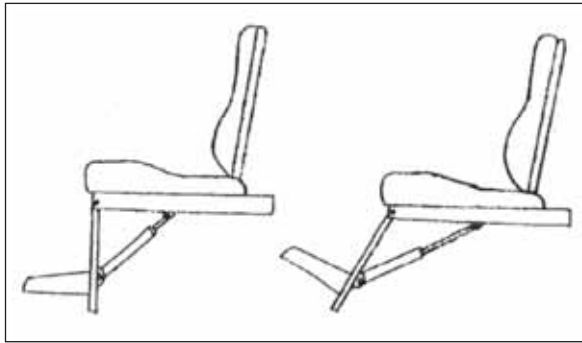
i. 体幹支持部と骨盤・大腿支持部間の角度可変機構（いわゆるリクライニング）は「腰部・遊動×（必要数）」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（次図）

リクライニングの概念図



ii. 骨盤・大腿支持部と下腿支持部間の角度可変機構（いわゆるエレベータリング）は「膝部・遊動×（必要数）」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。（次図）

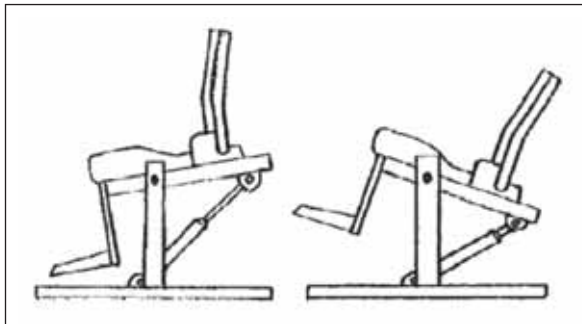
エレベーターリングの概念図



C) 構造フレーム

- 1) 構造フレームとは、支持部を装置の使用目的に合わせた高さや角度に保持するためのもので、これを「支持部」及び「支持部の連結」と組み合わせることで装置本体の形が決定されるものであること。
- 2) ティルト機構とは、体幹支持部と骨盤・大腿支持部が一定の角度を維持した状態で支持部全体を傾ける機構であること。

ティルト機構の概念図



- 3) ティルト機構を有する装置の「支持部の連結」、「構造フレーム」の取扱いは、「腰部・固定×（必要数）」＋「構造フレーム」＋「ティルト機構加算」＋「角度調整用部品×（必要数）」で取り扱うこと。
- 4) 車いすとしての機能を付加する場合は、車いす購入基準（普通型、リクライニング式普通型、手押し型又はリクライニング式手押し型）の価格を基本価格とし、構造フレームの基本価格を合算できないこと。
- 5) 座位保持装置として製作する部分が、車いすに

備わっているため重複することとなる部分（座布、背当シート、肘当て、レッグレスト、フットレスト等）については、車いす修理基準の各部位の交換価格の95%を控除すること。ただし、リクライニング機構に限り車いす側の機構を優先することとし、座位保持装置側のリクライニング機構の製作加算は行わないこと。

- 6) 車いすフレームに支持部を直接取りつける場合は、支持部の連結の価格を加算することができないこと。
- 7) 完成用部品を使用する場合は、構造フレームの基本価格を合算することができないこと。

D) 付属品

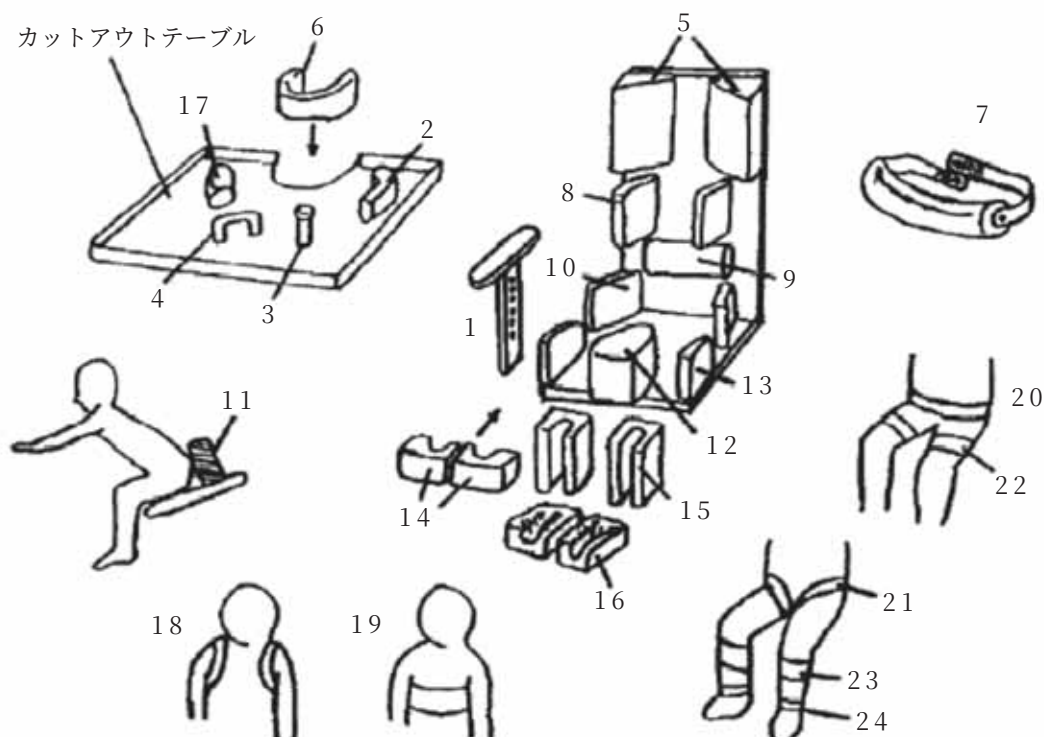
- 1) 共通事項
 - i. 価格は、一単位（個・本）の額とすること。
 - ii. 取り付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとすること。
- 2) カットアウトテーブル
 - i. カットアウトテーブルは、机上作業を行う場合に用いるとともに、そのカット部において体幹の安定や上肢の保持を図るものであること。
 - ii. 表面クッション張りは、緊張や不随意運動などによる頭部、上肢への保護を目的とするものであること。
- 3) 上肢保持部品、体幹保持部品、骨盤保持部品、下肢保持部品、ベルト部品については、次表に示すそれぞれの機能を果たすものであること。

なお、その形状が例示以外のものであっても、当該機能を果たすものであれば、取り扱うことができること。

- 4) ベルト部品は、クッション素材を取り付けた場合を含む価格とすること。
- 5) 支持部カバーとは、支持部の表面を覆うもので、ビニールレザー、布地などの素材を用いたものであること。

なお、上肢支持部カバーは、支持部が上肢支え及び前腕・手部支えに分離しているものであっても、また、脱着式の加算は、支持部カバーが左右

付属品の例



名 称	種 類	機 能
上肢保持部品	1 アームレスト 2 肘パッド 3 縦型グリップ 4 横型グリップ	上肢の支持 肩甲骨のリトラクション抑制、不随意運動の抑制 手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持 同 上
体幹保持部品	5 肩パッド 6 胸パッド 7 胸受けロール 8 体幹パッド 9 腰部パッド	肩の挙上防止、肩甲骨のリトラクション抑制 体幹の前傾防止 同 上 体幹の横ずれ防止 腰椎の支持
骨盤保持部品	10 骨盤パッド 11 臀部パッド	骨盤の固定 臀部の後ろずれ防止
下肢保持部品	12 内転防止パッド 13 外転防止パッド 14 膝パッド 15 下腿保持パッド 16 足部保持パッド	股関節の内転防止 股関節の外転防止 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿の交差防止 足部の保持
ベルト部品	腕ベルト 17 手首ベルト 18 肩ベルト 19 胸ベルト 20 骨盤ベルト 21 股ベルト 22 大腿ベルト 膝ベルト 23 下腿ベルト 24 足首ベルト	手の不随意運動の抑制、体幹の正中保持 同 上 体幹の正中保持、前傾防止 体幹の前傾防止 骨盤の保持 骨盤の前ずれ防止 大腿部の保持 前ずれ防止、膝の伸展防止、骨盤の固定 下腿部の保持 膝の伸展防止、足の横ずれ防止

両側分であっても、一単位として取り扱うこと。

- 6) 内張りとは、アームレストやテーブルの裏側に腕や膝が当たることによる怪我の防止を目的としたものであること。
- 7) 体圧分散補助素材とは、低い反発力又は衝撃を吸収する機能を有するものであること。
- 8) キャスターは、1個当たりの価格とし、屋内で使用される場合に用いられるものであること。なお、多機能キャスターとは、車輪の動き（方向と回転）を同時に固定できるものであること。

E) 調節機構

- 1) 脱着・開閉機構は、その機能の固定・解除が確実に行える構造のものであり、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは加算することができないこと。
- 2) 完成用部品（支持部、継手部品、構造フレーム、アームレストに係るもの）が調節機構を有している場合は加算することができないこと。

5-3 座位保持装置の品目と見積例

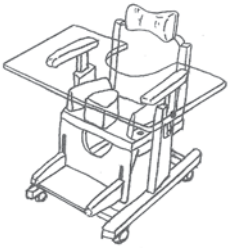
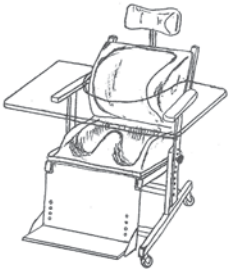
座位保持装置

【共通使用材料・部品及び工作法】

基本工作法により、それぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

【共通価格構成】

採型区分による基本価格に、それぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。

適用例	支持部	フレーム	見積例	
	平面形状型	木製構造 (ティルト機構)	頭・頸部 採寸 2,350円 体幹部 採寸 10,200円	骨盤・大腿部 採寸 10,200円 下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円 基本価格 計 25,550円 製作要素価格例 122,300円 完成用部品価格例 - 見積価格例 147,850円
	モールド型	木製構造 (ティルト機構)	頭・頸部 採寸 2,350円 体幹部 採型 19,500円	骨盤・大腿部 採型 19,500円 下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円 基本価格 計 44,150円 製作要素価格例 188,350円 完成用部品価格例 - 見積価格例 232,500円
	モールド型	金属構造 (ティルト機構)	頭・頸部 採寸 2,350円 体幹部 採型 19,500円	骨盤・大腿部 採型 19,500円 下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円 基本価格 計 44,150円 製作要素価格例 185,550円 完成用部品価格例 27,700円 見積価格例 257,400円
	完成用部品支持部 +車いすの 組み合わせ例 (ピンDOTシステム使用)		頭・頸部 採寸 2,350円 体幹部 採型 19,500円	骨盤・大腿部 採型 19,500円 下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円 基本価格 計 44,150円 製作要素価格例 89,540円 完成用部品価格例 176,100円 見積価格例 309,790円

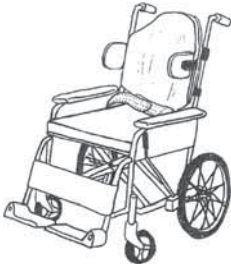
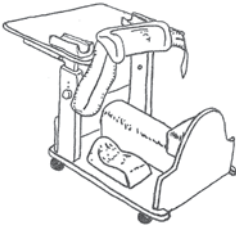
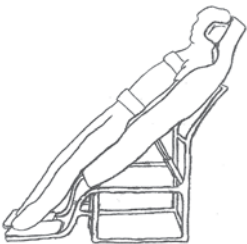
※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

適用例	支持部	フレーム	見積例	
	平面形状型	完成用部品構造	頭・頸部 採寸 2,350円	骨盤・大腿部 採寸 10,200円
			体幹部 採寸 10,200円	下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円
				基本価格 計 25,550円
				製作要素価格例 52,500円
				完成用部品価格例 107,700円
			見積価格例 185,750円	
	採寸によるモールド型	木製構造 (ティルト機構)	頭・頸部 採寸 2,350円	骨盤・大腿部 採寸 10,200円
			体幹部 採寸 10,200円	下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円
				基本価格 計 25,550円
				製作要素価格例 154,720円
				完成用部品価格例 -
			見積価格例 180,270円	
	完成用部品のみ の組み合わせ例 (有菌バケットシステム使用)		頭・頸部 採寸 2,350円	骨盤・大腿部 採寸 10,200円
			体幹部 採寸 10,200円	下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円
				基本価格 計 25,550円
				製作要素価格例 -
				完成用部品価格例 139,600円
			見積価格例 165,150円	
	完成用部品支持部 +車いすの 組み合わせ例2 (AELシステム使用)		頭・頸部 採寸 2,350円	骨盤・大腿部 採寸 10,200円
			体幹部 採寸 10,200円	下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円
				基本価格 計 25,550円
				製作要素価格例 86,490円
				完成用部品価格例 305,350円
			見積価格例 417,390円	
	完成用部品支持部 +車いすの 組み合わせ例3 (JAYシステム使用)			骨盤・大腿部 採寸 10,200円
			体幹部 採寸 10,200円	下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円
				基本価格 計 23,200円
				製作要素価格例 86,490円
				完成用部品価格例 175,600円
			見積価格例 285,290円	

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

適用例	支持部	フレーム	見積例	
	モールド型支持部＋ 完成用部品支持部＋ 車いすの 組み合わせ例		頭・頸部 採寸 2,350円	骨盤・大腿部 採寸 10,200円
			体幹部 採型 19,500円	下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円
				基本価格 計 34,850円
				製作要素価格例 172,040円
				完成用部品価格例 89,500円
			見積価格例 296,390円	
	シート 張り調節 型	木製構造 (ティルト機構)	頭・頸部 採寸 2,350円	骨盤・大腿部 採寸 10,200円
			体幹部 採寸 10,200円	下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円
				基本価格 計 25,550円
				製作要素価格例 125,450円
				完成用部品価格例 —
			見積価格例 151,000円	
	平面形状 型	木製構造 (固定)	頭・頸部 採寸 2,350円	骨盤・大腿部 採寸 10,200円
			体幹部 採寸 10,200円	下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円
				基本価格 計 25,550円
				製作要素価格例 100,700円
				完成用部品価格例 —
			見積価格例 126,250円	
	シート張り調節型 ＋採寸 モード型	木製構造 (ティルト機構)	頭・頸部 採寸 2,350円	骨盤・大腿部 採寸 10,200円
			体幹部 採寸 10,200円	下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円
				基本価格 計 25,550円
				製作要素価格例 139,460円
				完成用部品価格例 —
			見積価格例 165,010円	
	完成用部品＋ 車いすフレームに よる組み合わせ例 4			骨盤・大腿部 採型 19,500円
			体幹部 採寸 10,200円	下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円
				基本価格 計 32,500円
				製作要素価格例 86,490円
				完成用部品価格例 192,400円
			見積価格例 311,390円	

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

適用例	支持部	フレーム	見積例	
	完成用部品+車いす フレームによる 組み合わせ例 5		体幹部 採寸 10,200円	骨盤・大腿部 採寸 10,200円 下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円 基本価格 計 23,200円 製作要素価格例 86,490円 完成用部品価格例 151,300円
				見積価格例 260,990円
	平面形状 型	木製構造 (固定)	上肢 (片側) 採寸 2,300円 体幹部 採寸 10,200円	骨盤・大腿部 採寸 10,200円 下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円 基本価格 計 25,500円 製作要素価格例 84,300円 完成用部品価格例 -
				見積価格例 109,800円
	採寸 モールド 型	金属製 構造 (ティルト機構、 立位姿勢保持 タイプ)	頭・頸部 採寸 2,350円 上肢 採寸 2,300円 体幹部 採寸 10,200円	骨盤・大腿部 採寸 10,200円 下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円 基本価格 計 27,850円 製作要素価格例 161,520円 完成用部品価格例 -
				見積価格例 189,370円
	平面形状 型	車いす (臥位姿勢保持 タイプ)	頭・頸部 採寸 2,350円 体幹部 採寸 10,200円	骨盤・大腿部 採寸 10,200円 下腿・足部 (片側) 採寸 2,800円 基本価格 計 25,550円 製作要素価格例 170,990円 完成用部品価格例 -
				見積価格例 196,540円

※見積例はあくまで参考金額であり、使用部品によって金額は変わります。また、メーカーによって機能に差がある場合があります。

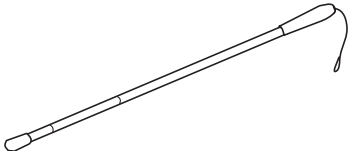
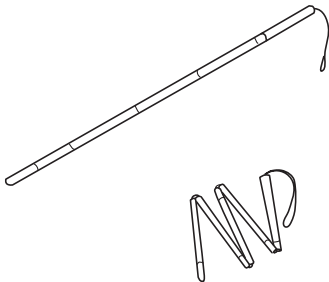
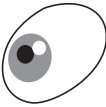
6

その他の補装具の種目

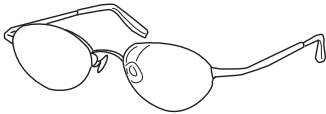
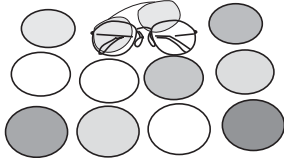
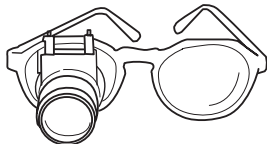
※印は、平成20年3月31日改正が行われた「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第528号）」により名称等に変更があったもの

種 目	名 称	備 考
盲人安全つえ	普通用	
	携帯用	
義眼	普通義眼	
	特殊義眼	
	コンタクト義眼	
眼鏡	矯正眼鏡	
	遮光眼鏡	
	コンタクトレンズ	
	弱視眼鏡	
	弱視眼鏡	
補聴器	高度難聴用ポケット型	※旧「標準型箱形」
	高度難聴用耳掛け型	※旧「標準型耳掛形」
	重度難聴用ポケット型	※旧「高度難聴用箱形」
	重度難聴用耳掛け型	※旧「高度難聴用耳掛形」
	耳あな型（レディメイド）	※旧「挿耳形（レディメイド）」
	耳あな型（オーダーメイド）	※旧「挿耳形（オーダーメイド）」
	骨導式ポケット型	※旧「骨導型箱形」
	骨導式眼鏡型	※旧「骨導眼鏡形」
車いす	普通型	
	リクライニング式普通型	
	ティルト式普通型	※追加
	リクライニング・ティルト式普通型	※追加
	手動リフト式普通型	
	前方大車輪型	
	リクライニング式前方大車輪型	
	片手駆動型	
	リクライニング式片手駆動型	
	レバー駆動型	
	手押し型	
	リクライニング式手押し型	
	ティルト式手押し型	※追加
	リクライニング・ティルト式手押し型	※追加
電動車いす	普通型	
	手動兼用型切替式	
	手動兼用型アシスト式	
	リクライニング式普通型	
	電動リクライニング式普通型	
	電動リフト式普通型	
	電動ティルト式普通型	※追加
	電動リクライニング・ティルト式普通型	※追加
座位保持いす		障害児に限る
起立保持具		障害児に限る
歩行器	六輪型	
	四輪型（腰掛つき）	
	四輪型（腰掛なし）	
	三輪型	
	二輪型	
	固定型	
	交互型	
頭部保持具		障害児に限る
排便補助具		障害児に限る
歩行補助つえ	松葉づえ（木材）	
	松葉づえ（軽金属）	
	カナディアン・クラッチ	
	ロフストランド・クラッチ	
	多点杖	
	プラットホーム杖	
重度障害者用意思伝達装置		

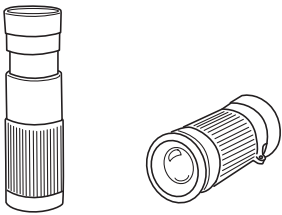
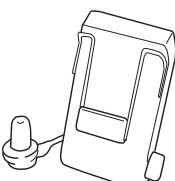
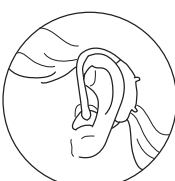
その他 補装具

イラスト	基本構造	基本価格	耐用年数
■盲人安全つえ 普通用 	【主体】 Aグラスファイバー、B木材、C軽金属 【石突】 耐摩耗性合成樹脂又は高力アルミニウム合金 【外装】 白色又は黄色の塗装もしくは加工 【形状】 直式 【付属品】 夜光装置、ベル、ゴムグリップ 【備考】 ■夜光装置：夜光材付は410円増し、全面夜光材付は1,200円増し、フラッシュライト付は1,650円増し ■ベル付は1,650円増し ■主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付は1,450円増し ■ゴムグリップ付は660円増し	A 3,550円 B 1,650円 C 2,200円	A 2年 B 2年 C 5年
■盲人安全つえ 携帯用 	【主体】 Aグラスファイバー、B木材、C軽金属 【石突】 耐摩耗性合成樹脂又は高力アルミニウム合金 【外装】 白色又は黄色の塗装もしくは加工 【形状】 折たたみ式もしくはスライド式 【付属品】 夜光装置、ベル、ゴムグリップ 【備考】 ■夜光装置：夜光材付は410円増し、全面夜光材付は1,200円増し、フラッシュライト付は1,650円増し ■ベル付は1,650円増し ■主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付は1,450円増し ■ゴムグリップ付は660円増し	A 4,400円 B 3,700円 C 3,550円	A 2年 B 2年 C 4年
■義眼 普通義眼 	【主材料】 プラスチック又はガラス既製品	17,000円	2年
■義眼 特殊義眼 	【主材料】 プラスチック又はガラス既製品（特殊加工を施したもの）	60,000円	2年

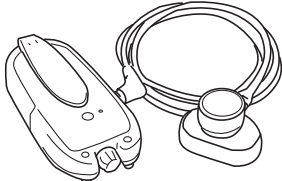
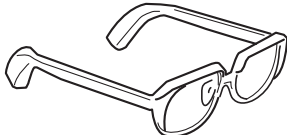
※基本価格、耐用年数等は、厚生労働省告示第528号（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）によるものです。

イラスト	基本構造	基本価格	耐用年数
■義眼 コンタクト義眼 	【主材料】 プラスチック	60,000円	2年
■眼鏡 矯正眼鏡 	【規格】 A 6D未満、B 6D以上10D未満、C 10D以上20D未満、D 20D以上 【レンズ】 プラスチック又はガラス 【枠】 (セルロイド製を原則とする) 【価格】 価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。	A 17,600円 B 20,200円 C 24,000円 D 24,000円	4年
■眼鏡 遮光眼鏡 	【規格】 A 前掛式、B 6D未満、C 6D以上10D未満、D 10D以上20D未満、E 20D以上 【レンズ】 プラスチック又はガラス 【枠】 (セルロイド製を原則とする) 【価格】 価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。	A 21,500円 B 30,000円 C 30,000円 D 30,000円 E 30,000円	4年
■眼鏡 コンタクトレンズ 	【主材料】 プラスチック 【価格】 価格はレンズ1枚のものであること。	15,400円	4年
■眼鏡 弱視眼鏡 	【方式】 掛けめがね式 【備考】 高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は、21,800円増しとすること。	36,700円	4年

※基本価格、耐用年数等は、厚生労働省告示第528号（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）によるものです。

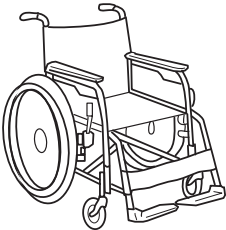
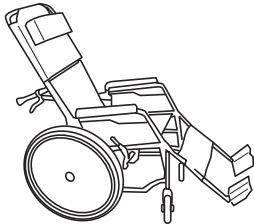
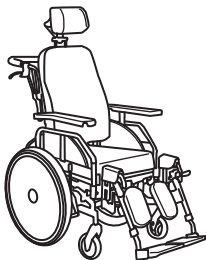
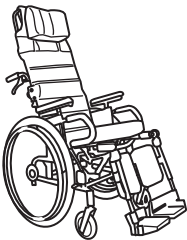
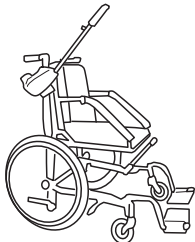
イラスト	基本構造	基本価格	耐用年数
■眼鏡 弱視眼鏡 	【方式】 焦点調整式	17,900円	4 年
■補聴器 高度難聴用ポケット型 (旧：標準型箱形) 	【規格】 JIS C 5512-2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 【付属品】 電池、イヤモールド	34,200円	5 年
■補聴器 高度難聴用耳掛け型 (旧：標準型耳掛形) 	【規格】 JIS C 5512-2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 【付属品】 電池、イヤモールド	43,900円	5 年
■補聴器 重度難聴用ポケット型 (旧：高度難聴用箱形) 	【規格】 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 【付属品】 電池、イヤモールド	55,800円	5 年
■補聴器 重度難聴用耳掛け型 (旧：高度難聴用耳掛形) 	【規格】 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 【付属品】 電池、イヤモールド	67,300円	5 年

※基本価格、耐用年数等は、厚生労働省告示第528号（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）によるものです。

イラスト	基本構造	基本価格	耐用年数
■補聴器 耳あな型（レディメイド） （旧：挿耳形（レディメイド）） 	【留意事項】 高度難聴用ポケット型及び高度難聴型耳掛け型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。 【付属品】 電池、イヤモールド	87,000円	5年
■補聴器 耳あな型（オーダーメイド） （旧：挿耳形（オーダーメイド）） 	【留意事項】 高度難聴用ポケット型及び高度難聴型耳掛け型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。 【付属品】 電池	137,000円	5年
■補聴器 骨導式ポケット型 （旧：骨導型箱形） 	【規格】 IEC Pub 118-9 (1985) による90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のもの。 【付属品】 電池、骨導レシーバー、ヘッドバンド	67,000円	5年
■補聴器 骨導式眼鏡型 （旧：骨導眼鏡形） 	【規格】 IEC Pub 118-9 (1985) による90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のもの。 【付属品】 電池、平面レンズ	120,000円	5年

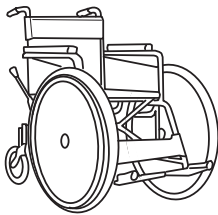
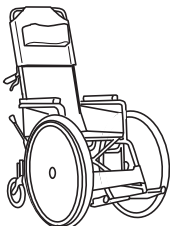
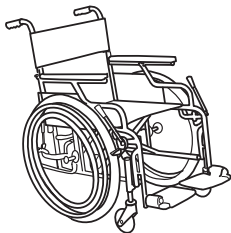
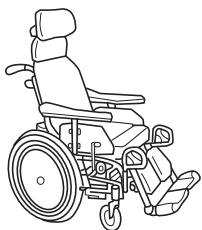
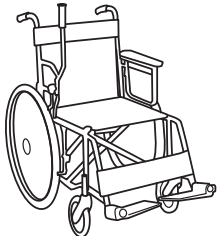
※基本価格、耐用年数等は、厚生労働省告示第528号（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）によるものです。

補聴器に関する備考 ■価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。■身体の障害の状況によりイヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。■ダンパー入りフックとした場合は240円増しとすること。■平面レンズを必要とする場合は修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。■重度難聴用耳掛け型でFM型を必要とする場合は89,000円増しとすることとし、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

イラスト	基本構造	基本価格	耐用年数
■車いす 普通型 	【基本構造】 折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。JIST9201-1998による。	100,000円	5年
■車いす リクライニング式普通型 	【基本構造】 背もたれの角度を変えることができるもの。折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。JIST9201-1998による。	120,000円	5年
■車いす ティルト式普通型 	【基本構造】 座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	148,000円	5年
■車いす リクライニング・ティルト式普通型 	【基本構造】 背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	173,000円	5年
■車いす 手動リフト式普通型 	【基本構造】 座席の高さを変えることができるもの。折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。JIST9201-1998による。	232,000円	5年

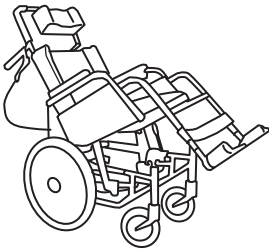
※基本価格、耐用年数等は、厚生労働省告示第528号（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）によるものです。

車いす種目について 平成20年3月31日の改正によって、車いすに次の種目が追加された。「ティルト式普通型」「リクライニング・ティルト式普通型」「ティルト式手押し型」「リクライニング・ティルト式手押し型」

イラスト	基本構造	基本価格	耐用年数
■車いす 前方大車輪型 	【基本構造】 折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	100,000円	5年
■車いす リクライニング式 前方大車輪型 	【基本構造】 背もたれの角度を変えることができるもの。折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	120,000円	5年
■車いす 片手駆動型 	【基本構造】 折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片麻痺患者が使用できるもの。	117,000円	5年
■車いす リクライニング式 片手駆動型 	【基本構造】 背もたれの角度を変えることができるもの。折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片麻痺患者が使用できるもの。	133,600円	5年
■車いす レバー駆動型 	【基本構造】 レバー1本で駆動操舵ができ、片麻痺患者が使用できるもの。	160,500円	5年

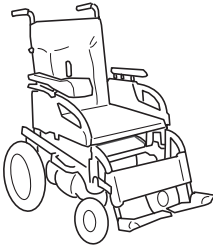
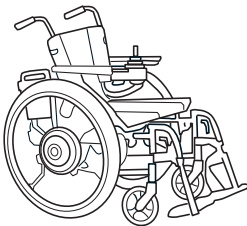
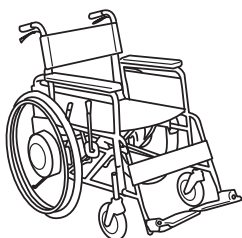
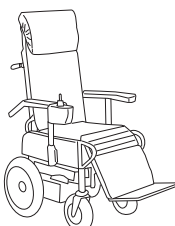
※基本価格、耐用年数等は、厚生労働省告示第528号（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）によるものです。

車いすに関する備考 ■価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュール方式による製品（モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの）に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の75%の範囲内の額とすること。身体の障害の状況により、背もたれ、肘掛け、足台又はノブについて付属品欄に掲げるものを調整する場合は、価格欄の額の10%の範囲内で必要な額を、シートベルト、テーブル又はスポークカバーを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また褥創等の障害のある者がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額を加算すること。■夜光装置を必要とする場合は、修理基準に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

イラスト	基本構造	基本価格	耐用年数
■車いす 手押し型 	【基本構造】 原則として介助者が押して駆動するもの 【方式】 折りたたみ式、非折りたたみ式 【タイプ】 A大車輪のあるもの、B小車輪だけのもの。	A 82,700円 B 81,000円	5年
■車いす リクライニング式手押し型 	【基本構造】 背もたれの角度を変えることができるもの。原則として介助者が押して駆動するもの 【方式】 折りたたみ式、非折りたたみ式 【タイプ】 大車輪のあるもののみ。	114,000円	5年
■車いす ティルト式手押し型 	【基本構造】 座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	128,000円	5年
■車いす リクライニング・ティルト式手押し型 	【基本構造】 背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	153,000円	5年

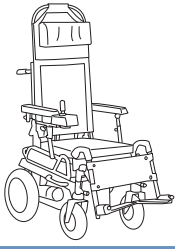
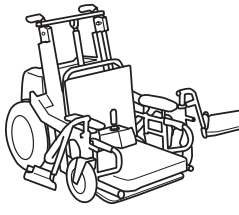
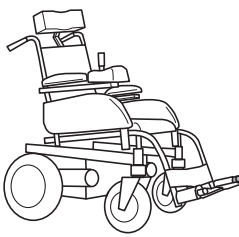
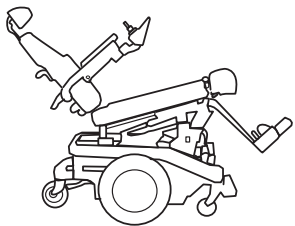
※基本価格、耐用年数等は、厚生労働省告示第528号（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）によるものです。

車いす付属品 【背もたれ】 頭部支持付、チャック付【肘掛け】 着脱式【足台】 角度可変型、着脱式、外方折りたたみ式【ノブ（駆動輪に使用するもの）】【シートベルト】【テーブル】【スポークカバー】【クッション】【夜光装置】【ステッキホルダー（杖たて）】【泥よけ】【屋外用キャスター（エア式等）】【転倒防止用装置】【滑り止めハンドリム】【キャリーブレーキ】【フットブレーキ（介助者用）】【携帯用会話補助装置搭載台】【酸素ボンベ固定装置】【人工呼吸器搭載台】【栄養バック取り付け用ガードル架】【点滴ポール】

イラスト	基本構造	基本価格	耐用年数
■電動車いす 普通型 	【種目】 A 普通型 (4.5Km/h)、B 普通型 (6Km/h) 【基本構造】 JIST9203-1999 による。	A 314,000円 B 329,000円	6 年
■電動車いす 手動兼用型 切替式 	【基本構造】 ハンドリムに加える駆動力により、手動自走が可能なもの。折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。JIST9201-1998による 【タイプ】 A切替式、電動力行 (手動力行を切り替え可能なもの)。	230,000円	6 年
■電動車いす 手動兼用型 アシスト式 	【基本構造】 ハンドリムに加える駆動力により、手動自走が可能なもの。折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。JIST9201-1998による 【タイプ】 Bアシスト式 (駆動力を電動力で補助することが可能なもの)。	263,000円	6 年
■電動車いす リクライニング式普通型 	【基本構造】 背もたれの角度を変えることができるもの。JIST9203-1999による。	343,500円	6 年

※基本価格、耐用年数等は、厚生労働省告示第528号 (補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準) によるものです。

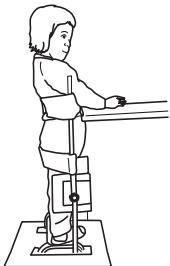
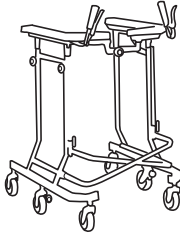
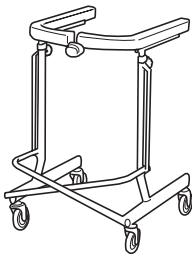
電動車いす付属品 【背もたれ】頭部支持付【足台】角度可変型【シートベルト】【テーブル】【クッション】【外部充電器】【夜光装置】【ステッキホルダー (杖たて)】【転倒防止用装置】【クライマーセット (段差乗り越え補助装置)】【フロントサブホイール (溝脱輪防止装置)】【携帯用会話補助装置搭載台】【酸素ボンベ固定装置】【人工呼吸器搭載台】【栄養パック取り付け用ガードル架】【点滴ポール】
 ※注) 手動兼用車いす付属品については【外部充電器】【バッテリー】【電動装置】以外は車いすの普通型に準ずる。

イラスト	基本構造	基本価格	耐用年数
■電動車いす 電動リクライニング式普通型 	【基本構造】 電気で背もたれの角度を変え ることができるもの。JIST9203-1999 による。	440,000円	6年
■電動車いす 電動リフト式普通型 	【基本構造】 電気で座席の高さを変え ることができるもの。JIST9203-1999 による。	701,400円	6年
■電動車いす 電動ティルト式普通型 	【基本構造】 電気で座席と背もたれが一 定の角度を維持した状態で角度を変え ることができるもの。	580,000円	6年
■電動車いす 電動リクライニング・ ティルト式普通型 	【基本構造】 電気で背もたれの角度を変 えることができ、電気で座席と背もたれ が一定の角度を維持した状態で角度を変 えることができるもの。	982,000円	6年

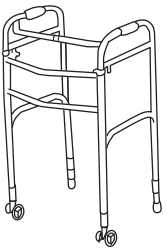
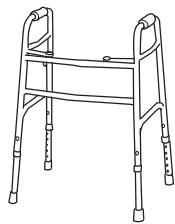
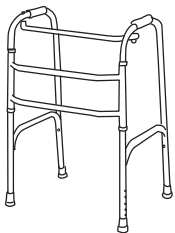
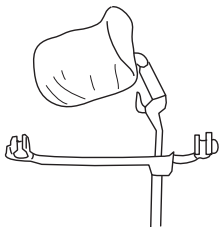
※基本価格、耐用年数等は、厚生労働省告示第528号（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）によるものです。

電動車いす種目について 平成20年3月31日の改正によって、電動車いすに次の種目が追加された。「電動ティルト式普通型」「電動リクライニング・ティルト式普通型」

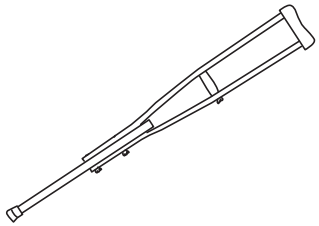
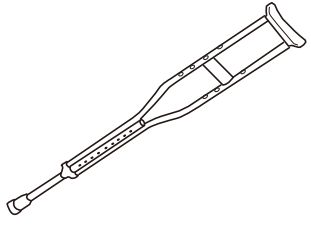
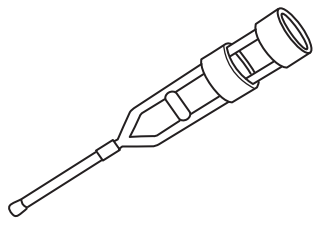
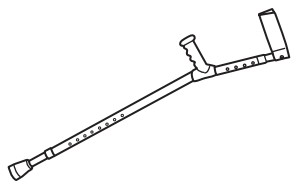
電動車いすに関する備考 ■身体の障害の状況により、背もたれ又は足台について付属品として示すものを調整する場合は価格欄の額の10%の範囲内で必要な額を、シートベルト又はテーブルを必要とする場合は、車いすの修理基準に掲げる交換の額の範囲で必要な額を、また、褥創等の障害のある者がクッションを必要とする場合は車いすの修理基準に掲げるクッション等の交換の額の範囲で必要な額を加算すること。■外部充電器を必要とせず当該機能を内蔵する場合は30,000円を、外部充電器を必要とする場合は修理基準に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、夜光装置を必要とする場合は、車いすの修理基準に掲げる交換の額の範囲で必要な額を加算すること。■手動兼用型のバッテリーの価格は、修理基準に掲げるバッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む）の価格の範囲で必要な額とすること。

イラスト	基本構造	基本価格	耐用年数
■座位保持いす 	【基本構造】 機能障害の状況に適合させること 【主材料】 木材、アルミニウム、管 【外装】 ニス塗装 【備考】 障害児に限る。机上用の盤を取り付ける場合は5,600円増しとすること。座面に軟性の内張りを付した場合は5,000円増しとすること。	24,300円	3年
■起立保持具 	【基本構造】 機能障害の状況に適合させること。箱形とすること 【主材料】 木材 【外装】 ニス塗装 【備考】 障害児に限る。	27,400円	3年
■歩行器 六輪型 	【基本構造】 前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	44,000円	5年
■歩行器 四輪型（腰掛つき） 	【基本構造】 前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	36,000円	5年
■歩行器 四輪型（腰掛なし） 	【基本構造】 上と同じ。	31,000円	5年

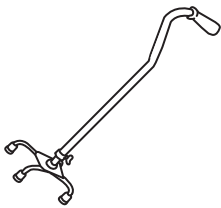
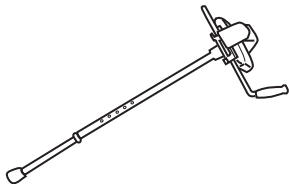
※基本価格、耐用年数等は、厚生労働省告示第528号（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）によるものです。

イラスト	基本構造	基本価格	耐用年数
■歩行器 三輪型 	【基本構造】 前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	34,000円	5 年
■歩行器 二輪型 	【基本構造】 前二輪、後固定式の脚を有すること。	27,000円	5 年
■歩行器 固定型 	【基本構造】 四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。	26,000円	5 年
■歩行器 交互型 	【基本構造】 四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。	30,000円	5 年
■頭部保持具 	【基本構造】 座位保持いす等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの。 【備考】 障害児に限る。	7,100円	3 年

※基本価格、耐用年数等は、厚生労働省告示第528号（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）によるものです。

イラスト	基本構造	基本価格	耐用年数
■排便補助具 	【基本構造】 普通便所で排便が困難な場合に用い、座位排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させること。 【主材料】 木材 【外装】 ペンキ塗装 【備考】 障害児に限る。	8,200円	2年
■歩行補助つえ 松葉づえ (木材) 	【主体】 木材 (十分な強度を有するもの) 【脇当】 スポンジ又はウレタン製の枕皮革、人工皮革又は布製のカバー 【外装】 ニス塗装 【タイプ】 A 普通型、B 伸縮型 【付属品】 夜光材 【備考】 夜光材付とした場合は410円増し、全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。価格は1本当たりのものであること。外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。	A 3,300円 B 3,300円	2年
■歩行補助つえ 松葉づえ (軽金属) 	【主体】 軽金属 【脇当】 合成軟質樹脂 【握り部分】 合成軟質樹脂 【外装】 塗装なし 【タイプ】 A 普通型、B 伸縮型 【備考】 夜光材付とした場合は410円増し、全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。価格は1本当たりのものであること。外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。	A 4,000円 B 5,300円	4年
■歩行補助つえ カナディアン・クラッチ 	【主体】 アルミニウム、鋼管。上部4段間隔以上、下部9段間隔以上の調節装置を付けるものとする。腕支持器—アルミニウム鋳物及びステンレス鋼板。握り部分—アルミニウム鋳物及びゴム 【外装】 塗装なし 【付属品】 夜光材 【備考】 夜光材付とした場合は410円増し、全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。価格は1本当たりのものであること。外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。	8,000円	4年
■歩行補助つえ ロフストランド・クラッチ 	【主体】 アルミニウム、鋼管。上部4段間隔以上、下部9段間隔以上の調節装置を付けるものとする。腕支持器—アルミニウム鋳物及びステンレス鋼板。握り部分—アルミニウム鋳物及びゴム 【外装】 塗装なし 【付属品】 夜光材 【備考】 夜光材付とした場合は410円増し、全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。価格は1本当たりのものであること。外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。	8,000円	4年

※基本価格、耐用年数等は、厚生労働省告示第528号（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）によるものです。

イラスト	基本構造	基本価格	耐用年数
■歩行補助つえ 多点杖 	【基本構造】 つえの下部に三本以上の脚を有するもの 【付属品】 夜光材 【主体】 軽金属 【外装】 塗装なし 【備考】 夜光材付とした場合は410円増し、全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。価格は1本当たりのものであること。外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。	10,000円	4 年
■歩行補助つえ プラットホーム杖 	【基本構造】 カナディアン・クラッチに準ずる 【付属品】 夜光材 【備考】 夜光材付とした場合は410円増し、全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。価格は1本当たりのものであること。外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。	18,000円	4 年
■重度障害者用意思伝達装置 	【基本構造】 ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること 【付属品】 プリンタ 【備考】 ソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタで構成されたもの、もしくは生体現象(脳の血液量等)を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。その他障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。	450,000円	5 年

※基本価格、耐用年数等は、厚生労働省告示第528号（補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準）によるものです。

補装具費支給事務取扱指針について

今般、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）が平成 18 年 10 月 1 日から二次施行され、同法第 76 条に基づき補装具費の支給が行われることに伴い、新たに別添のとおり市町村及び身体障害者更生相談所（身体障害者福祉法第 9 条第 4 項の規定に基づく身体障害者更生相談所をいう。）（身体障害児にあっては、指定自立支援医療機関（障害者自立支援法施行令第 1 条第 1 項の規定に基づく医療を行う機関をいう。））における「補装具費支給事務取扱指針」を定め、事務の

円滑・適正な運用に資することとしたので了知のうえ貴管内市町村関係機関等へ周知方ご配慮願いたい。

なお、本指針は地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づく「技術的助言」として位置付けられるものであるのでご留意願いたい。

おって、これに伴い、平成 12 年 3 月 31 日障第 290 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具給付事務の取扱いに関する指針について」は廃止する。

補装具費支給事務取扱指針

第 1 基本的事項

1 補装具費支給の目的について

（1） 補装具は、身体障害者及び身体障害児（以下「身体障害者・児」という。）の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来、社会人として自立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者・児に対し、補装具費の支給を行うものである。

このため、市町村は、補装具費の支給に当たり、医師、理学療法士、作業療法士、身体障害者福祉司等の専門職員及び補装具の販売又は修理を行う業者（以下「補装具業者」という。）との連携を図りながら、身体障害者・児の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとする。

なお、その際、身体障害児については、心身の発育過程の特殊性を十分考慮する必要があること。

（2） 補装具を必要とする身体障害者・児及び現に装着又は装用（以下「装着等」という。）している身体障害者・児の状態を常に的確に把握し、装着等状況の観察、装着等訓練の指導等の計画的な支援を積極的に行うこと。

2 関係各法に基づく補装具給付との適用関係について

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）以外の関係各法の規定に基づき補装具の給付等が受けられる者については、当該関係各法に基づく給付等を優先して受けるよう取り扱うものであること。

3 都道府県等の役割について

（1） 都道府県

各都道府県は、補装具費支給制度の運用に当たり、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行うとともに、各市町村の区域を超えた広域的な見地から実状の把握に努めること。

また、市町村の支援の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うものとする。

さらに、身体障害者福祉法第 9 条第 5 項に定める身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）が、補装具費支給制度の技術的中枢機関としての業務が遂行できるよう、必要な体制の整備に努めること。

（2） 更生相談所

更生相談所は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関として、補装具の専門的な直接判定の他に、市町村への技術的支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指

導、補装具業者に対する指導及び障害者自立支援法施行令第1条第1項に定める医療を行う機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）並びに児童福祉法第18条の3第3項の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所（以下「保健所」という。）に対する技術的助言等を行うこと。

また、市町村担当職員、補装具費支給意見書を作成する医師及び補装具業者を育成等する観点から、研修等を実施することが望ましいこと。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、市町村及び補装具業者と情報の共有を図ること。

なお、障害者等が自費で補装具の購入又は修理を行う場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上の場合を含む）についても、適切な補装具の購入又は修理を行うことができるよう、身体障害者福祉法第10条に定める補装具の処方及び適合判定を行うこと。

（3）市町村

市町村は、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具業者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努めること。情報提供する際には、補装具業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検討の上行う必要があること。

特に、義肢及び装具に係る補装具業者の選定に当たっては、特殊な義足ソケットの採型等については複数の義肢装具士が必要なことから、複数の義肢装具士を配置していることが望ましいこと。

また、補装具業者の選定に当たっては、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第七条第一項の規定に基づき指定を受けた指定法人（（財）テクノエイド協会）が提供している情報（ホームページ等）を活用することが考えられること。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、更生相談所及び補装具業者と情報の共有を図ること。

なお、障害者等が自費で補装具の購入又は修理を行う場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上の場合を含む）についても、適切な補装具の購入又は修理を行うために更生相談所等の意見を聴く必要がある場合には、当該障害者等に更生相談所等を紹介するなどの調整

等を行うこと。

第2 具体的事項

1 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の運用について

（1）購入又は修理に要する費用の額及び消費税の取扱い等について

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号以下「告示」という。）の別表に定める価格は、別表の主材料、工作法又は基本構造、付属品等による場合における上限の価格として定められているものであり、支給決定に当たっては、各種目における型式等の機能の相違及び特性等を勘案のうえ、画一的な額の決定を行うことのないよう留意する必要があること。

なお、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）に基づいて消費税が課税されない物品に係る補装具費の支給については、補装具業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の103に相当する額をもって、購入又は修理に要する費用の額の上限としているものである。

また消費税が課税される物品に係る補装具費の支給については別表の価格の100分の105に相当する額をもって、購入又は修理に要する費用の額の上限としているものである。

（2）特例補装具費の支給について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具（以下「特例補装具」という。）の購入又は修理に要する費用を支給する必要がある場合の取扱いとは次のとおりとすること。

ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所（以下「更生相談所等」という。）の判定又は意見に基づき市町村が決定するものとする。

イ なお、身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めるものとする。

（3）国等が設置する補装具製作施設と契約する場合の購入又は修理に要する費用の額について

購入又は修理に要する費用の額を告示本文第3項又は第4項に掲げる額の100分の95に相当する額とするものは、国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人の設置する補装具製作施設が自ら製作した補装具（完成用部品に係る部分を除く）についてのみ適用されるものであって、当該施設が民間業者の製作した補装具をあっせん又は取次販売する場合には適用されないこと。

（4） 補装具費の支給対象となる補装具の個数について

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は2個とすることができること。

この場合、当該種目について医学的判定を要しないと認める場合を除き、更生相談所等に助言を求めること。

（5） 耐用年数の取扱いについて

耐用年数は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、補装具費の支給を受けた者の作業の種類又は障害の状況等によっては、その実耐用年数には相当の長短が予想されるので、再支給の際には実情に沿うよう十分配慮すること。

なお、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができること。

また、骨格構造義肢については、必要に応じて部品の交換を行うことにより長期間の使用が可能であることから、耐用年数を規定していないところであるが、部品の交換のみによっては、その後の適正な使用が真に困難な場合又は部品の交換によることよりも再支給を行うことの方が真に合理的・効果的であると認められる場合にあっては、再支給を行って差し支えないこと。

（6） 修理基準に規定されていない修理の取扱いについて

修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づく適正な額を決定し、修理に要する費用として支給することができること。

（7） 差額自己負担の取扱いについて

補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、型式、基本構造等は支給要件を満

たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超えることとなる場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこと。

（8） 介護保険による福祉用具貸与との適用関係について

65歳以上（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号に規定する特定疾病により、同条第1項に規定する要介護状態（以下「要介護状態」という。）又は同条第2項に規定する要介護状態となるおそれがある状態（以下「要支援状態」という。）に該当する者については、40歳以上65歳未満）の身体障害者であって要介護状態又は要支援状態に該当するものが、介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合には、介護保険による福祉用具の貸与が優先するため、原則として、本制度においては補装具費の支給をしない。

ただし、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断される者である場合には、更生相談所の判定等に基づき、本制度により補装具費を支給して差し支えないこと。

2 補装具費支給に係る事務処理について

（1） 支給の申請及び判定

① 身体障害者の補装具費支給

ア 申請の受付

市町村は、身体障害者から障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第65条の7に基づき、本事務取扱指針の別添様式例（以下「様式例」という。）第1号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受付けた場合には、様式例第2号の調査書を作成すること。

イ 更生相談所による判定

当該申請が、義肢、装具、座位保持装置、補聴器、車いす（オーダーメイド）、電動車いす及び重度障害者用意思伝達装置の新規支給に係るものであるときには、更生相談所に対し、補装具費支給の要否について、様式例第3号の判定依頼書による判定依頼をするとともに、様式例第4号の判定通知書を身体障害者に送付すること。

判定依頼を受けた更生相談所は、申請があった身体障害者について、

（ア） 義肢、装具、座位保持装置及び電動車いすに係る申請の場合は、申請者の来所により、

（イ） 補聴器、車いす（オーダーメイド）及び重度障害者用意思伝達装置に係る申請で、補装具費支

給申請書等により判定できる場合は、当該申請書等により、医学的判定を行い、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 1 号（別添様式 1）の判定書により、判定結果を市町村に送付する。この場合、判定書には様式例第 5 号の補装具処方箋を添付することができる。

これらの種目については、再支給（軽微なものを除く。）に際しても、障害状況に変化のある場合、身体障害者本人が処方内容の変更を希望する場合、又は、それまで使用していた補装具から性能等が変更されている場合等は、同様の判定を行うこと。

なお、補装具のうち、別表の「種目」欄に掲げる補装具の対象者は、原則として、同表の「対象者」欄に掲げる者とする。（身体障害児についても同様の取り扱いとする。）

ウ 更生相談所は、新規申請者に係る判定を行うときは、できる限り切断その他の医療措置を行った医師と緊密な連絡を取り判定に慎重を期すること。

エ 更生相談所の長は、補装具費の支給判定を行うに当たって、更生相談所に専任の医師又は適切な検査設備の置かれていないときは、身障法第 15 条第 1 項に基づく指定医又は障害者自立支援法施行令第 1 条第 2 項に基づく医療を行う機関において当該医療を主として担当する医師であって、所属医学会において認定されている専門医（平成 14 年厚生労働省告示第 159 号で定める基準を満たすものとして、厚生労働大臣に届け出を行った団体に所属し、当該団体から医師の専門性に関する認定を受けた医師）に医学的判定を委嘱すること。

オ 市町村による決定

当該申請が、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）、車いす（レディメイド）、歩行器、盲人安全つえ及び歩行補助つえ（一本つえを除く）に係るものであって、補装具費支給申請書等により判断できる場合は、更生相談所の判定を要せず、市町村が決定して差し支えないこと。

なお、身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができる場合は、補装具費支給意見書を省略させることができること。

カ 補装具費支給意見書の作成について

補装具費支給申請書等により更生相談所が判定又は市町村が判断のうえ決定する場合は、具体的には、医師が作成する様式例第 6 号の補装具費支給意見書により判定することとなる。

なお、補装具費支給意見書を作成する医師は、そ

れぞれ、以下の要件を満たす者とする。

（ア） 補装具費支給意見書により更生相談所が判定する場合のこれを作成する医師は、エの要件を満たす専門医又は国立身体障害者リハビリテーションセンター学院において実施している補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師であること。

（イ） 補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定する場合のこれを作成する医師は、エ又はカの（ア）と同等と認められる医師であること。

キ 更生相談所の長は、重度の障害を持つ者又は遠隔地に住む者等の利便を考慮する必要があるときは、エ又はカの（ア）と同等と認められる医師に医学的判定を委嘱することができる。

ク 申請者が、補装具費支給意見書を提出することに代えて、更生相談所において判定を受けることを希望する場合は、更生相談所において判定を行うこと。

② 身体障害児の補装具費支給

市町村は、身体障害児の保護者から、様式例第 6 号の補装具費支給意見書を添付した様式例第 1 号の補装具費支給申請書の提出を受け、補装具費の支給に係る申請を受付た場合には、様式例第 2 号の調査書を作成する。

なお、身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害児が補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができる場合は、補装具費支給意見書を省略させることができること。

補装具費支給意見書は、原則として指定自立支援医療機関又は保健所の医師の作成したものであること。

また、市町村における支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合には、更生相談所に助言を求めること。

さらに、身体障害児に係る意見書及び補装具処方箋の様式は、①のイの様式に準じること。

（2） 支給の決定等

市町村は、（1）により補装具費の支給を決定したときは、申請者に対し、速やかに、様式例第 7 号の補装具費支給決定通知書及び様式例第 8 号の補装具費支給券を交付すること。

また、その申請を却下することの決定をしたときは、様式例第 9 号の却下決定通知書により、理由を附して申請者に交付すること。

なお、補装具費の算定等については、別紙 1 によるものとする。

(3) 契約

補装具費支給決定通知書の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「補装具費支給対象障害者等」という。）は、補装具業者に補装具費支給券を提示し、契約を結んだうえで、補装具の購入又は修理を行うこと。

(4) 採型、仮合せ

義肢、装具及び座位保持装置の採型及び仮合せは、

（1）に準じて専門医の指導のもとに実施すること。

(5) 適合判定

ア 補装具費の支給に当たっては、以下により適合判定を実施すること

（ア）申請者の来所による更生相談所の判定に基づき市町村が決定するもの

更生相談所が適合判定を行い、市町村は適合判定が行われたことを確認する。

（イ）補装具費支給意見書による更生相談所の判定に基づき市町村が決定するもの

補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、更生相談所は適合判定が適切に行われたことを確認する。最終的に、市町村は医師及び更生相談所による適合判定が行われたことを確認する。

（ウ）補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定するもの

補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、市町村は適合判定が適切に行われたことを確認する。

（エ）身体障害者手帳により補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認することができるもの

市町村が確認する。

なお、指定自立支援医療機関又は保健所の医師が作成した補装具費支給意見書により市町村が決定する補装具費の支給に当たっては、指定自立支援医療機関又は保健所の医師は、必要に応じて更生相談所に助言を求めながら、適合判定を行うこと。

イ 適合判定を行う際は、補装具費の支給を受ける者、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、補装具業者、補装具担当職員及び身体障害者福祉司等の関係者の立会いのもとに実施すること。

ウ 義肢、装具及び座位保持装置の適合判定は、軸位及び切断端とソケットとの適合状況、又は固定、免荷、矯正等装具装着の目的に対する適合状況、安定した姿勢の保持状況、さらに使用材料、工作法、操作法の確実性について検査し、併せて外観、重量及び耐久力について考慮すること。

エ 義肢、装具及び座位保持装置以外の種目についても、ウに準じて検討し、当該補装具が申請書の使用目的に照らし、適合しているかどうかを判定すること。

オ 適合判定の結果、当該補装具が申請者に適合しないと認められた場合、処方箋どおりに製作されていないと判断された場合等については、補装具業者に対し不備な箇所の改善を指示し、改善がなされた後に補装具の引渡しを行わせること。

(6) 補装具費の支給手順について

ア 補装具の購入又は修理に要した費用の支払い

補装具業者は、補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から補装具の購入又は修理に要した費用についての支払いを受け、領収書を発行すること。

イ 補装具費の請求

補装具費支給対象障害者等は、アで交付を受けた領収書及び補装具費支給券を添えて、市町村に請求すること。

ウ 補装具費の支払

市町村は、補装具費支給対象障害者等から、イに掲げる領収書等の提出があった場合は、審査のうえ、支払いを行うこと。

(7) 装着等訓練及び実地観察

ア 市町村は、更生相談所等と連携して、随時、装着等訓練に必要な計画を立て実施すること。

イ 装着等訓練に際しては、補装具の装着等について熟達した者をモデルとして専門医指導のもとに実施指導を行うことが効果的であるので、実施に当たっては留意されたいこと。

ウ 市町村は、補装具費を支給した補装具について常に補装具担当職員、身体障害者福祉司等にその装着等状況を観察させ、装着等訓練を必要とする者を発見した場合は、速やかに適切な訓練を施すよう留意すること。

3 支給決定の時期等について

補装具費支給事務及び給付の迅速化を図るため、補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券又は却下決定通知書の発行等については、次のとおり取扱うこと。

（1）市町村は、原則として申請書の提出があった日の翌日から起算して2週間以内に可否を決定するなど、支給事務に係る標準処理期間を定めることとし、その迅速な対応に努めるとともに、速やかに補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券又は却下決定通知書を発行し、申請者に交付すること。

4 関係帳簿について

市町村は、補装具費の支給に当たって、様式例第10号による補装具費支給決定簿を備え、必要な事項を記載しておくこと。

5 代理受領について

補装具費の支給手順については、原則として2の(6)の取扱いによることとなるが、補装具費支給対象障害者等の利便を考慮し、市町村は、補装具費支給対象障害者等が補装具業者に支払うべき補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費として補装具費支給対象障害者等に支給すべき額の限度において、補装具費支給対象障害者等に代わり、補装具業者に支払うことができること。

(1) 代理受領の前提条件

代理受領による補装具費の支払を行う場合には、次の取扱いによることが望ましいこと。

ア 補装具費支給対象障害者等が希望する補装具業者と、市町村との間で代理受領について、登録・契約等に基づき合意していること。

なお、補装具業者と登録・契約等により取り決めを行う場合には、次の事項を盛りこむことが望ましいこと。

- ・ 補装具業者は、補装具費支給券に記載されている利用者負担額を受領し、補装具費の請求の際には、利用者負担額を受領したことを証する書類を添付すること。
- ・ 引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破

損又は不適合を除き、引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、補装具業者の責任において改善すること。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は1の(6)に基づいた修理のうち軽微なものについて、補装具業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く）であること。

イ 補装具費支給対象障害者等が、補装具業者に代理受領の委任をしていること。

(2) 補装具費の支給手順

ア 利用者負担額の支払い

補装具業者は、補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から利用者負担額についての支払いを受け、領収書を発行するとともに、補装具費支給券の引き渡しを受けること。ただし、利用者負担額が0円と認定された補装具費支給対象障害者等については、領収書の発行を要しないこと。

イ 補装具費の請求

補装具業者は、代理受領に係る補装具費支払請求書に、代理受領に対する委任状及び補装具費支給券を添えて、市町村に提出すること。

ウ 補装具費の支払

市町村は、補装具業者から、イに掲げる請求書等の提出があった場合は、審査のうえ、支払いを行うこと。

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準

平成 18 年 9 月 29 日
厚生労働省告示第 528 号

[一部改正]

第 1 次改正 平成 19 年 6 月 29 日厚生労働省告示第 231 号

第 2 次改正 平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 147 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 19 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準

- 1 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 19 項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持具、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から第 5 項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第 76 条第 3 項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。
- 2 前項ただし書の補装具は、同項前段に掲げる補装具の種目に該当し、かつ、別表の規定によらないものとする。
- 3 法第 76 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める補装具の購入又は修理に係る費用の額の基準は、別表の規定による価格の 100 分の 103 に相当する額とする。ただし、第 1 項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。
- 4 次の各号に掲げる購入又は交換に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による価格の 100 分の 105 に相当する額とする。
 - 一 別表の 1 の（5）の眼鏡（遮光眼鏡及び弱視眼鏡を除く。）の購入
 - 二 別表の 1 の（5）の歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入
 - 三 別表の 2 の（5）の盲人安全つえの項中マグネット付き石突交換
 - 四 別表の 2 の（5）の眼鏡の項中枠交換（遮光眼鏡及び弱視眼鏡に係るものを除く。）
 - 五 別表の 2 の（5）の眼鏡の項中レンズ交換（遮光矯正用レンズに係るものを除く。）
 - 六 別表の 2 の（5）の補聴器の項中イヤホン交換、高度難聴用イヤホン交換、骨導型箱形レシーバー交換、眼鏡形平面レンズ交換及び骨導型箱形ヘッドバンド交換
 - 七 別表の 2 の（5）の車いすの項中クッション交換、フローテーションパッド交換、夜光反射板交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、泥よけ交換、屋外用キャスター（エア式等）交換、転倒防止用装置交換、滑り止めハンドリム交換、キャリアブレーキ交換、フットブレーキ（介助者用）交換、携帯用会話補助装置搭載台交換、酸素ボンベ固定装置交換、人工呼吸器搭載台交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換及び点滴ポール交換
 - 八 別表の 2 の（5）の電動車いすの項中バッテリー交換（マイコン内蔵型に係るものを含む。）、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー（杖たて）交換、転倒防止用装置交換、クライマーセット（段差乗り越え補助装置）交換、フロントサブホイール（溝・脱輪防止装置）交換、携帯用会話補助装置搭載台交換、酸素ボンベ固定装置交換、人工呼吸器搭載台交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換及び点滴ポール交換
 - 九 別表の 2 の（5）の歩行補助つえの項中凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換
 - 十 別表の 2 の（5）の重度障害者用意思伝達装置の項中本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帯電式入力装置（スイッチ）交換、筋電式

入力装置(スイッチ)交換、光電式入力装置(スイッチ)交換、呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ)交換及び圧電素子式入力装置(スイッチ)交換

5 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第3項又は前項の費用の額の基準は、前2項の規定にかかわらず、それぞれ第3項又は前項に掲げる額の100分の95に相当する額とする。

前 文(抄)(平成19年6月29日厚生労働省告示第231号)

平成19年7月1日から適用する。ただし、この告示の適用の日前に補装具の購入又は修理に係る申請があり、かつ、この告示による改正後の額がこの告示による改正前の額を下回る場合には、補装具の購入又は修理に要する費用の額の算定に当たっては、なお従前の例による。

前 文(抄)(平成20年3月31日厚生労働省告示第147号)平成20年4月1日から適用する。

1

日常生活用具給付等事業のあらまし

障害者自立支援法の制定に伴い、地域生活支援事業による日常生活用具給付等に再編されました。

【目的】 重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

【事業内容】 日常生活の便宜を図るため、重度障害者に告示の要件を満たす6種の用具を給付又は貸与します。

【対象者】 重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者であって、当該用具を必要とする人です。

【対象品】 次の3つの要件を満たす、6種の用具です。

【用具の要件】（厚生労働省告示第529号）

- 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。
- 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの。
- 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。

用具の用途及び形状

種 目	用具の用途及び形状
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

2

事業事務の流れ

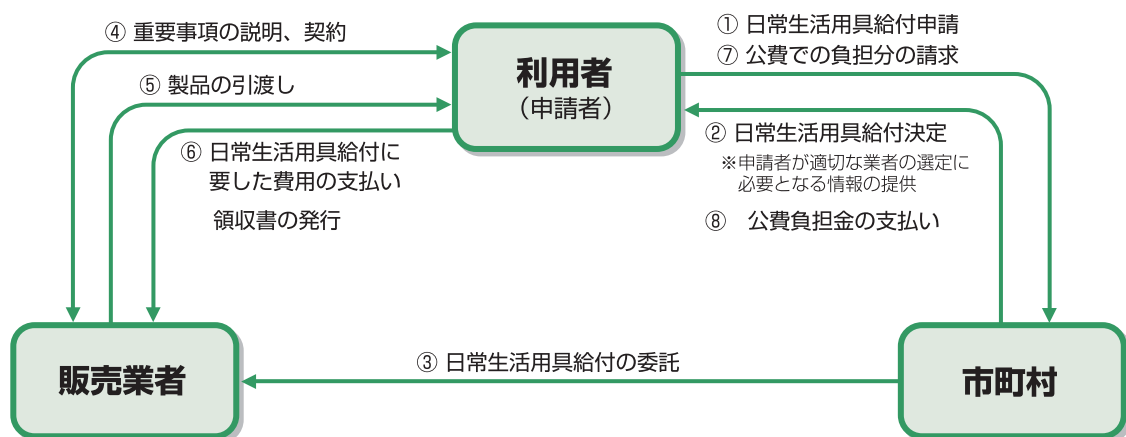
日常生活用具給付等事業は、市町村の判断により決定されるものです。したがって、市町村により事業事務の流れや給付費の上限額等も異なります。

以下に示す日常生活用具給付等事業事務の流れは、あくまでも例示です。

2-1 償還払いの場合（例示）

- ①利用者は市町村に日常生活用具給付の申請を行います。
- ②市町村は、必要な調査等を行い、適当であると認められた場合は利用者に対して日常生活用具給付決定を行います。
- ③市町村は、日常生活用具販売業者に、日常生活用具給付を委託します。
- ④利用者は市町村から日常生活用具給付決定を受けた後、日常生活用具販売業者と日常生活用具給付について契約を結びます。
- ⑤日常生活用具販売業者は、利用者に契約に基づき日常生活用具給付品を渡します。
- ⑥利用者は、日常生活用具販売業者から日常生活用具給付のサービスを受けたときは、日常生活用具給付に要した費用を支払います。
- ⑦利用者は、領収書を添えて、市町村に公費での負担分を請求します。
- ⑧市町村は、利用者からの請求が正当と認めた場合は、公費負担金を支払います。

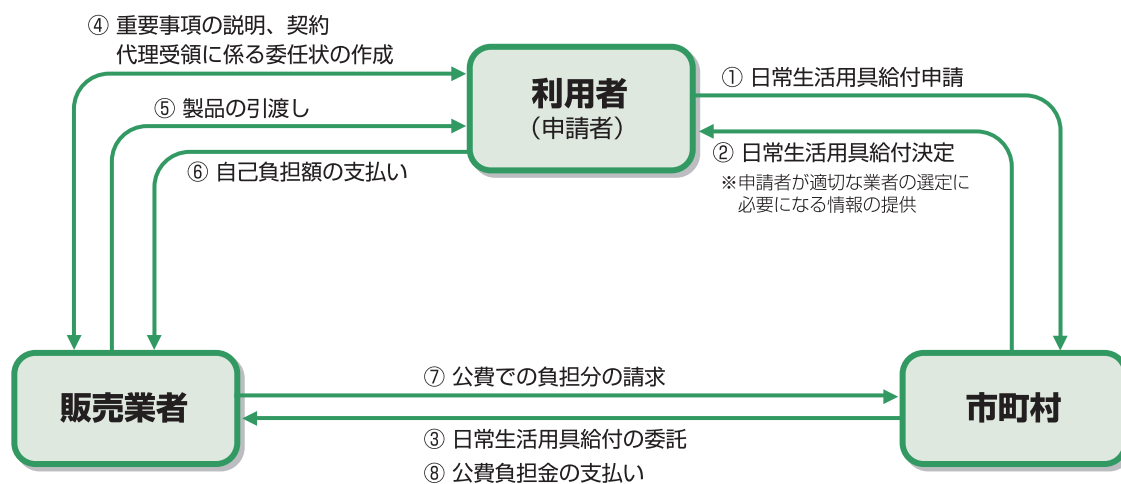
日常生活用具給付等事業事務の流れ（償還払いの場合の例示）



2-2 代理受領の場合（例示）

- ①利用者は市町村に日常生活用具給付の申請を行います。
- ②市町村は、必要な調査等を行い、適当であると認められた場合は利用者に対して日常生活用具給付の決定を行います。
- ③市町村は、日常生活用具販売業者に、日常生活用具給付を委託します。
- ④利用者は市町村から日常生活用具給付決定を受けた後、日常生活用具販売業者と日常生活用具給付について契約を結びます。
- ⑤日常生活用具販売業者は、利用者に契約に基づき日常生活用具給付品を渡します。
- ⑥利用者は、日常生活用具販売業者から日常生活用具給付のサービスを受けたときは、日常生活用具給付に要した費用のうち、利用者負担額を支払います。
- ⑦日常生活用具販売業者は、市町村に対し、公費での負担分を請求します。
- ⑧市町村は、日常生活用具販売業者からの請求が正当と認めた場合は、公費負担金を支払います。

日常生活用具給付等事業事務の流れ（代理受領の場合の例示）



2-3 日常生活用具参考例

種 目	品 目	対 象 要 件
介護・訓練 支 援 用 具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
	訓練いす（児のみ）	
	訓練用ベッド（児のみ）	
自立生活支援 用 具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害
	便器	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 （頭部保護帽：上記障害及びてんかん等による転倒 の危険性が高い知的障害等）
	頭部保護帽	
	T字状・棒状のつえ	
	歩行支援用具→移動・移乗支援用具（名称変更）	上肢機能障害
	特殊便器	
	火災警報器	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難 が困難
	自動消火器	
	電磁調理器	視覚障害
	歩行時間延長信号機用小型送信機	聴覚障害
	聴覚障害者用屋内信号装置	
在宅療養等 支 援 用 具	透析液加温器	腎臓機能障害等
	ネブライザー（吸入器）	呼吸機能障害等
	電気式たん吸引器	
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害
	盲人用体重計	
情 報 ・ 意 思 疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
	情報・通信支援用具 ※	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
	点字器	視覚障害
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	視覚障害者用拡大読書器	
	盲人用時計	聴覚障害
	聴覚障害者用通信装置	
	聴覚障害者用情報受信装置	喉頭摘出
	人工喉頭	
	福祉電話（貸与）	聴覚障害又は外出困難
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声障害もしくは言語機能 障害で、電話では意思疎通困難
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害
	点字図書	
排泄管理支援 用 具	ストーマ用装具（ストーマ用品、洗腸用具） 紙おむつ等（紙おむつ、サラン・ガーゼ等衛生用品） 収尿器	ストーマ造設 高度の排便機能障害、脳原性運動機能 障害かつ意思表示困難 高度の排尿機能障害
居宅生活動作 補 助 用 具	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期 非進行性脳病変

※情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいいます。

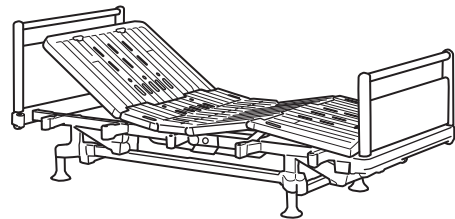
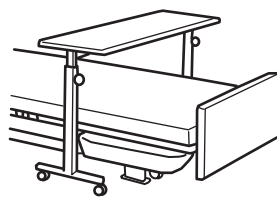
2-4 日常生活用具の品目（例示）

日常生活用具の品目や内容等は、市町村の判断により決定されるものです。
以下に示す解説等は、あくまでも例示であることにご注意ください。

1. 介護・訓練支援用具

■特殊寝台

- ・特殊寝台とは、一般的に腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するものを指します。
- ・主な対象要件として、下肢又は体幹機能障害が考えられます。



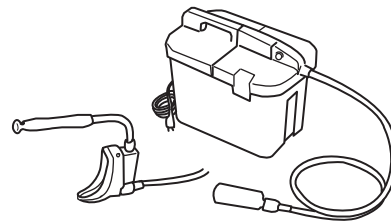
■特殊マット

- ・特殊マットとは、褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するものを指します。
- ・主な対象要件として、下肢又は体幹機能障害が考えられます。



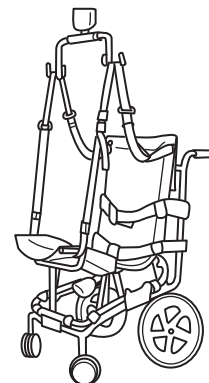
■特殊尿器

- ・特殊尿器とは、尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用できるものを指します。
- ・手持ち式と装着式があります。
- ・主な対象要件として、下肢又は体幹機能障害が考えられます。



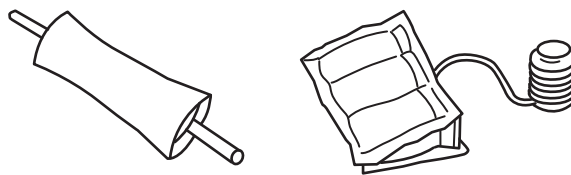
■入浴担架

- ・入浴担架とは、障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるものを指します。
- ・主な対象要件として、下肢又は体幹機能障害が考えられます。



■体位変換器

- ・体位変換器とは、空気パッド等を身体の下に挿入して、てこ、空気圧その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位への体位変換を容易に行うことができるものを指します。
- ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれます。
- ・主な対象要件として、下肢又は体幹機能障害が考えられます。



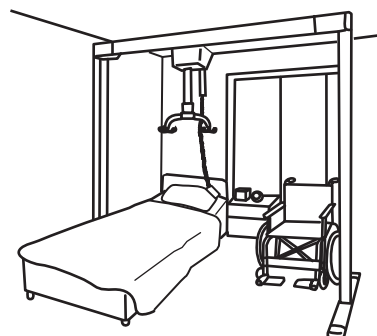
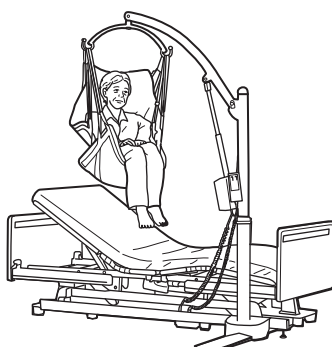
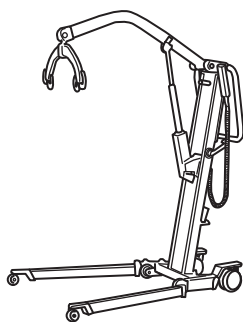
■移動用リフト

- ・移動用リフトとは、介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るものを指します。
- ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除きます。
- ・移動用リフトには、床走行式、固定式、据置式があります。
- ・主な対象要件として、下肢又は体幹機能障害が考えられます。

床走行式：つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスターで移動し、目的の場所に人を移動させるものを指します。

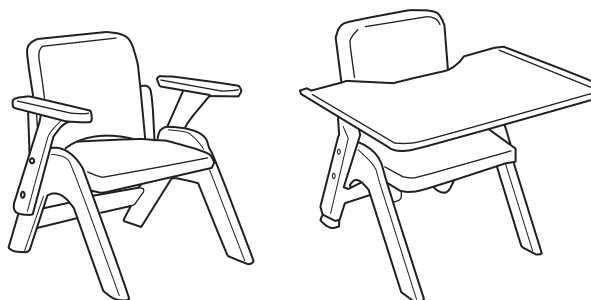
固定式：居室、浴室等に固定設置し、その機器の稼働範囲内でつり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、移動させるものを指します。

据置式：床において、その機器の稼働範囲内でつり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、移動させるものを指します。



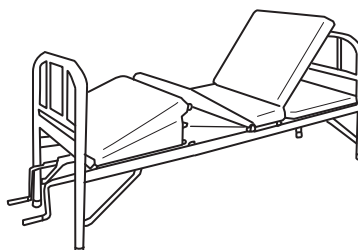
■訓練いす（児のみ）

- ・訓練いす(児のみ)とは、原則として付属のテーブルをつけるものを指します。
- ・主な対象要件として、下肢又は体幹機能障害が考えられます。



■訓練用ベッド（児のみ）

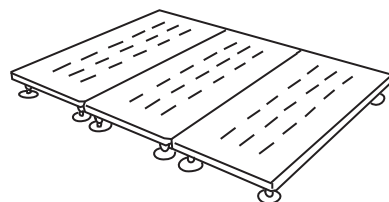
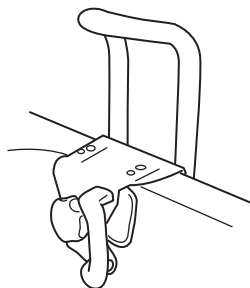
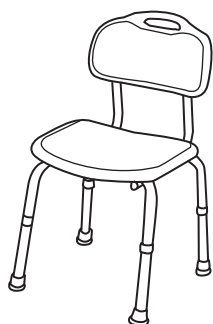
- ・訓練ベッド(児のみ)とは、腕又は脚の訓練ができる器具を備えたものを指します。
- ・主な対象要件として、下肢又は体幹機能障害が考えられます。



2. 自立生活支援用具

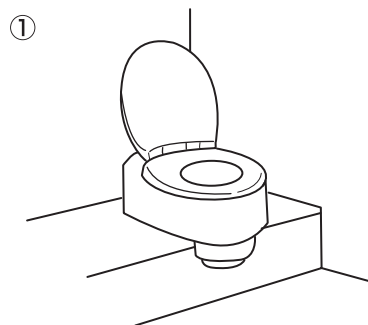
■入浴補助用具

- ・入浴補助用具とは、入浴時の移動、座位の保持、浴槽への出入り等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用できるものを指します。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除きます。
- ・入浴関連用具には
 - ① 入浴用いす
 - ② 浴槽用手すり
 - ③ 浴槽内いす
 - ④ 入浴台：浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの
 - ⑤ 浴室内のこ
 - ⑥ 浴槽内のこなどがあります。
- ・主な対象要件として、下肢又は体幹機能障害が考えられます。



■便器

- ・便器には、障害者が容易に使用できるものが求められます。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除きます。
- ・便器には次のようなものがあります。
 - ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
 - ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
 - ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
 - ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器
- ・主な対象要件として、下肢又は体幹機能障害が考えられます。



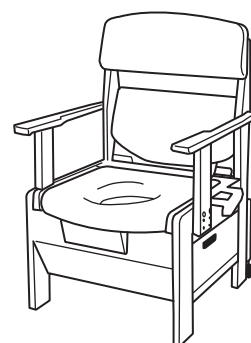
②



③

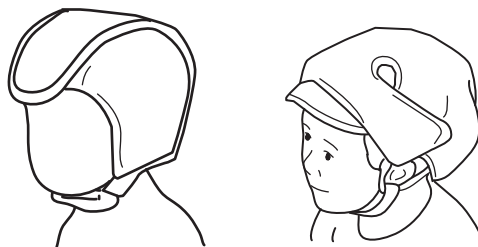


④



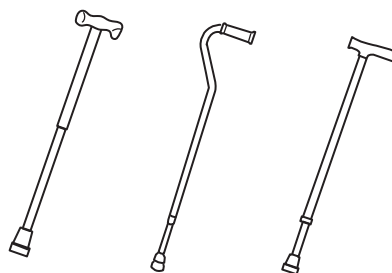
■ 頭部保護帽

- ・ 頭部保護帽とは、転倒の衝撃から頭部を保護できるもの（ヘルメットを含む）を指します。
- ・ 主な対象要件として、平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害やてんかん等による転倒の危険性が高い知的障害等が考えられます。



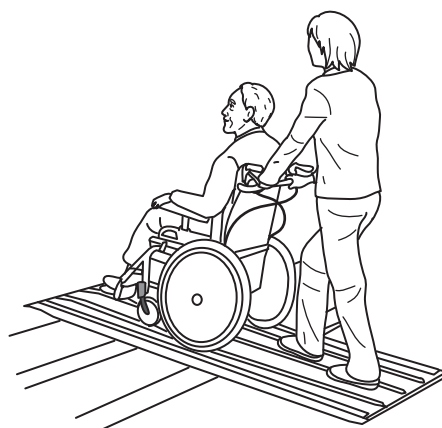
■ T字状・棒状のつえ

- ・ T字状・棒状のつえとは、平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害者の歩行を補助できるものを指します。
- ・ 主な対象要件として、平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害が考えられます。



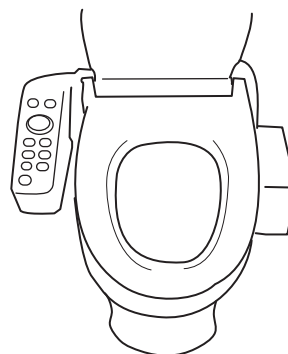
■ 移動・移乗支援用具

- ・ 移動・移乗支援用具とは、おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等を指します。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除きます。
 - ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性のあるもの
 - イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具
- ・ 主な対象要件として、平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害が考えられます。



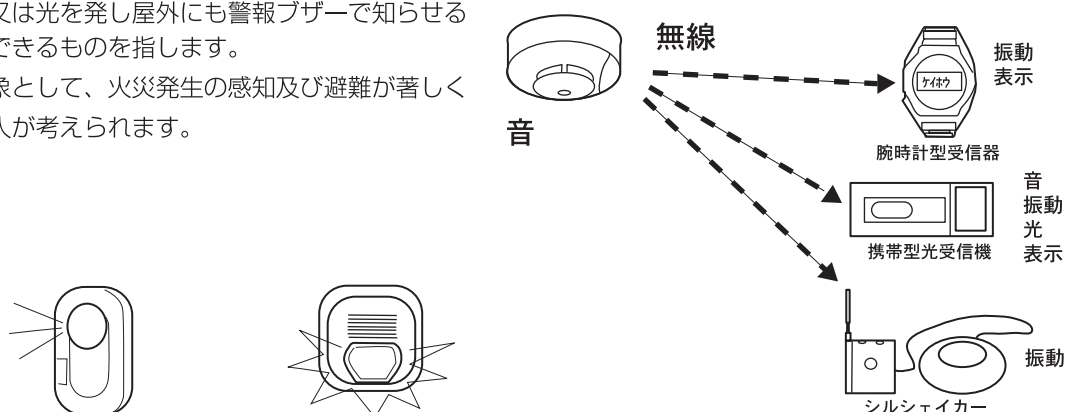
■ 特殊便器

- ・ 特殊便器とは、足踏ペダルで温水温風がでるものを指します。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除きます。
- ・ 主な対象要件として、上肢機能障害が考えられます。



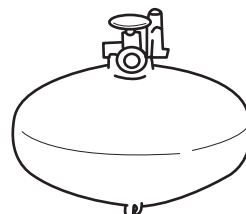
■火災警報器

- ・火災警報器とは、室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるものを指します。
- ・主な対象として、火災発生の感知及び避難が著しく困難な人が考えられます。



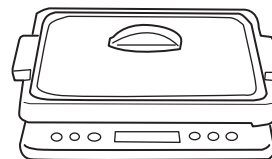
■自動消火器

- ・自動消火器とは、室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるものを指します。
- ・主な対象として、火災発生の感知及び避難が著しく困難な人が考えられます。



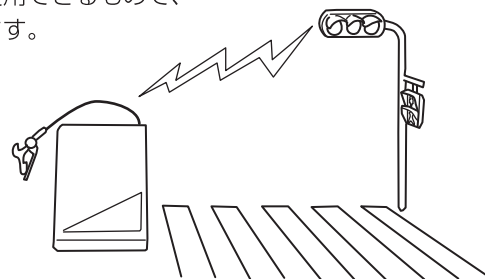
■電磁調理器

- ・電磁調理器とは、視覚障害者が容易に使用できるものを指します。
- ・主な対象要件として、視覚障害が考えられます。



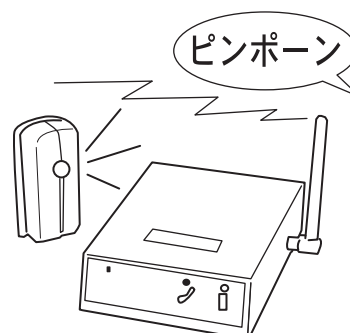
■歩行時間延長信号機用小型送信機

- ・歩行時間延長信号機用小型送信機とは、視覚障害者が容易に使用できるもので、盲人用信号機の青色点灯時間を通常より長くする装置を指します。
- ・主な対象要件として、視覚障害が考えられます。



■聴覚障害者用屋内信号装置

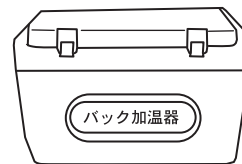
- ・聴覚障害者用屋内信号装置とは、音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもので、例えば、来客のチャイム、電話の着信音、時計のアラーム、乳児の泣き声などの生活情報（音情報）をセンサーで拾い、回転灯・閃光（フラッシュ）・振動等に情報を変換し、知覚させる機器を指します。
- ・主な対象要件として、聴覚障害が考えられます。



3. 在宅療養等支援用具

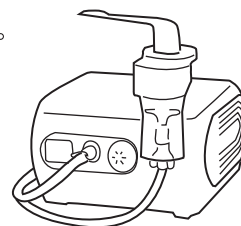
■透析液加温器

- ・透析液加温器とは、透析液を加温し、一定温度に保つものを指します。
- ・主な対象要件として、腎臓機能障害等が考えられます。



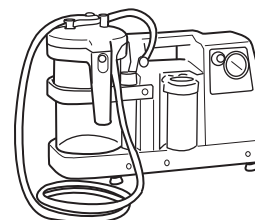
■ネブライザー（吸入器）

- ・ネブライザー（吸入器）には、障害者が容易に使用できるものが求められます。
- ・主な対象要件として、呼吸器機能障害等が考えられます。



■電気式たん吸引器

- ・電気式たん吸引器には、障害者が容易に使用できるものが求められます。
- ・主な対象要件として、呼吸器機能障害等が考えられます。



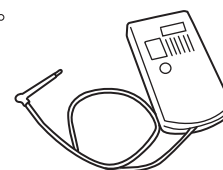
■酸素ボンベ運搬車

- ・酸素ボンベ運搬車には、障害者が容易に使用できるものが求められます。
- ・主な対象として、在宅酸素療法を行う人が考えられます。



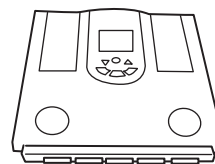
■盲人用体温計（音声式）

- ・盲人用体温計（音声式）には、障害者が容易に使用できるものが求められます。
- ・主な対象要件として、視覚障害が考えられます。



■盲人用体重計

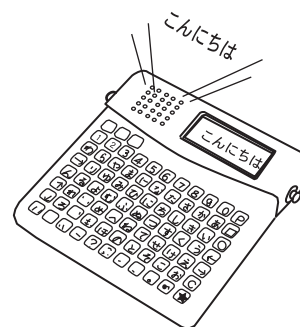
- ・盲人用体重計には、障害者が容易に使用できるものが求められます。
- ・主な対象要件として、視覚障害が考えられます。



4. 情報・意思疎通支援用具

■携帯用会話補助装置

- ・携帯用会話補助装置とは、携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用できるものを指します。
- ・主な対象要件として、音声言語機能障害が考えられます。



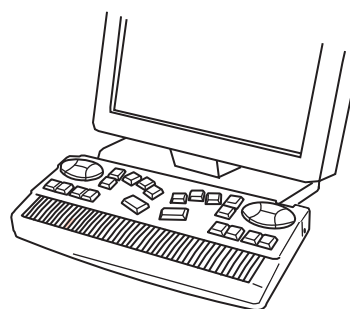
■情報・通信支援用具

- ・情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトを指します。
- ・主な対象要件として、上肢機能障害又は視覚障害が考えられます。



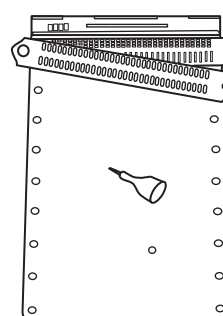
■点字ディスプレイ

- ・点字ディスプレイとは、文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるものを指します。
- ・主な対象要件として、盲ろう、視覚障害が考えられます。



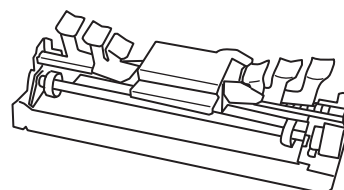
■点字器

- ・点字器には、障害者が容易に使用できるものが求められます。
- ・主な対象要件として、視覚障害が考えられます。



■点字タイプライター

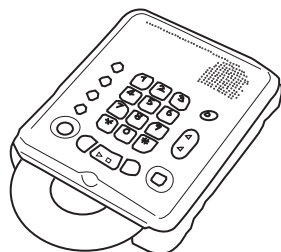
- ・点字タイプライターには、障害者が容易に使用できるものが求められます。
- ・主な対象要件として、視覚障害が考えられます。



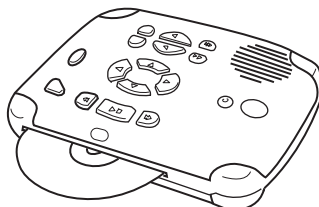
■視覚障害者用ポータブルレコーダー

- ・視覚障害者用ポータブルレコーダーには、障害者が容易に使用できるものが求められます。
- ・録音再生機、再生専用機、テープレコーダーの種類があります。
- ・主な対象要件として、視覚障害が考えられます。

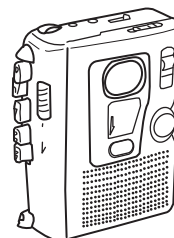
録音再生機



再生専用機

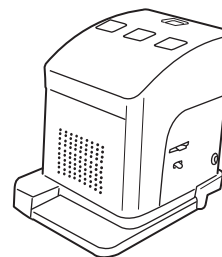


テープレコーダー



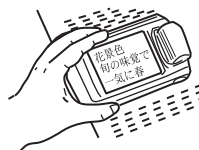
■視覚障害者用活字文書読上げ装置

- ・視覚障害者用活字文書読上げ装置とは、文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用できるものを指します。
- ・主な対象要件として、視覚障害が考えられます。



■視覚障害者用拡大読書器

- ・視覚障害者用拡大読書器とは、画像入力装置によって読みたいもの(印刷物等)が簡単に拡大された画像(文字等)としてモニターに映し出せるものを指します。
- ・主な対象要件として、視覚障害が考えられます。



■盲人用時計

- ・盲人用時計には、障害者が容易に使用できるものが求められます。
- ・盲人用時計には、触読式、音声式があります。
- ・主な対象要件として、視覚障害が考えられます。



■聴覚障害者用通信装置

- ・聴覚障害者用通信装置とは、一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるものを指します。
- ・主な対象要件として、聴覚障害が考えられます。



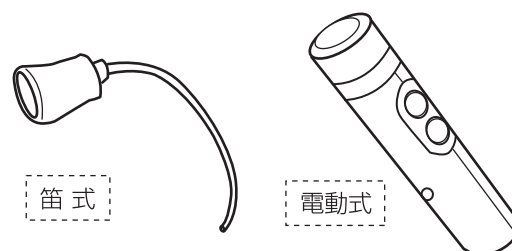
■聴覚障害者用情報受信装置

- ・聴覚障害者用情報受信装置とは、字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるものを指します。
- ・主な対象要件として、聴覚障害が考えられます。



■人工喉頭

- ・人工喉頭には、笛式と電動式があります。笛式とは、呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの(付属品として、気管カニューレを含む。)を指します。また、電動式とは、顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するものを指します。
- ・主な対象として、喉頭摘出した人が考えられます。



■福祉電話（貸与）

- ・福祉電話（貸与）には、障害者が容易に使用できるものが求められます。
- ・主な対象として、聴覚障害又は外出困難な人が考えられます。



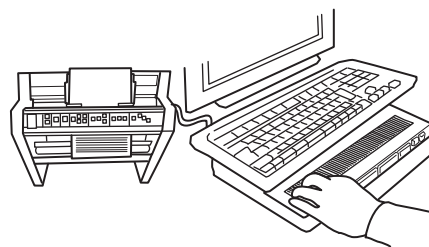
■ファックス（貸与）

- ・ファックス（貸与）には、障害者が容易に使用できるものが求められます。
- ・主な対象として、聴覚又は音声障害もしくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難な人が考えられます。



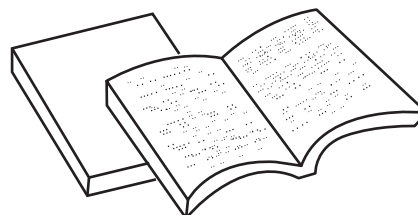
■視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）

- ・視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）とは、編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるものを指します。
- ・主な対象要件として、視覚障害が考えられます。



■点字図書

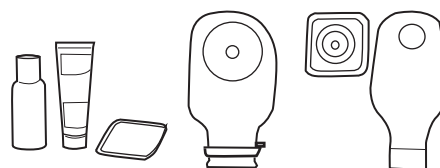
- ・点字図書とは、点字により作成された図書を指します。
- ・主な対象要件として、視覚障害が考えられます。



5. 排泄管理支援用具

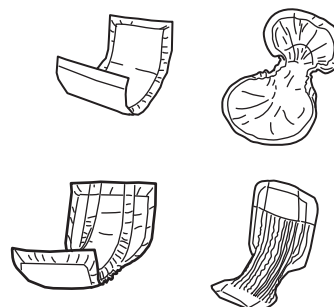
■ストーマ用装具（ストーマ用品、洗腸用具）

- ・ストーマ用装具（ストーマ用品、洗腸用具）とは、人工肛門、人工ぼうこう造設者が使用する蓄便袋・蓄尿袋を指し、ストーマ用品とは、皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー等を指します。
- ・主な対象として、ぼうこう機能障害又は直腸機能障害でストーマを造設した人が考えられます。



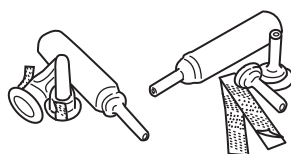
■紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）

- ・主な対象要件として、脳性麻痺等脳原性運動機能障害（排尿もしくは排便の意思表示が困難な人）、高度の排便又は排尿機能障害が考えられます。



■収尿器

- ・収尿器とは、脊髄損傷等により排尿障害(特に失禁のある場合など)のある場合に使用されるものを指します。
- ・主な対象要件として、高度の排尿機能障害が考えられます。



ワンピース型

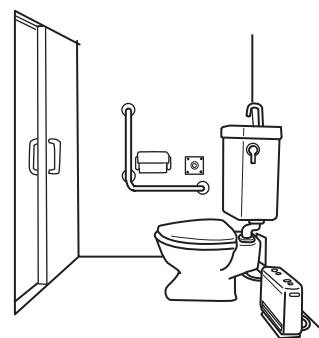
ツーピース型

ベルト
固定型パンツ
固定型

6.居宅生活動作補助用具

■居宅生活動作補助用具

- ・居宅生活動作補助用具とは、障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものを指します。
- ・主な対象として、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する人が考えられます。



○厚生労働省告示第529号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第2号の規定に基づき、障害者自立支援法第77条第1項第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具を次のように定め、平成18年10月1日から適用する。

平成18年9月29日

厚生労働大臣 柳澤伯夫

障害者自立支援法第77条第1項第2号の規定に基づき 厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条第1項第2号に規定する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具は、第1号に掲げる用具の要件をすべて満たすものであって、第2号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するものとする。

1 用具の要件

- イ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ロ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの
- ハ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

2 用具の用途及び形状

- イ 介護・訓練支援用具 特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの

- ロ 自立生活支援用具 入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるのであって、実用性のあるもの
- ハ 在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ニ 情報・意思疎通支援用具 点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ホ 排泄管理支援用具 ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
- ヘ 居宅生活動作補助用具 障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの



財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids (ATA)

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階
☎03-3266-6880 ☎03-3266-6885 <http://www.techno-aids.or.jp/>

平成20年3月発行